

令和5年第7回定例会

# 孺恋村議会会議録

令和5年12月5日 開会

令和5年12月15日 閉会

孺恋村議会

## 令和5年第7回孺恋村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月5日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第12号の上程、説明、質疑	11
○報告第13号の上程、説明、質疑	13
○諮問第2号の上程、説明	14
○議案調査について	15
○日程の変更について	15
○議案第51号～議案第58号の一括上程、説明	16
○議案第59号の上程、説明	25
○議案第60号の上程、説明	26
○議案第61号の上程、説明	27
○議案第62号の上程、説明	27
○議案第63号の上程、説明	28
○議案第64号の上程、説明	28
○議案第65号の上程、説明	29
○議案第66号の上程、説明	29
○議案第67号の上程、説明	30

○議案第 6 8 号の上程、説明	3 0
○議案第 6 9 号の上程、説明	3 2
○請願書、陳情書等の委員会付託について	3 2
○議員派遣の件について	3 2
○休会について	3 3
○散会の宣告	3 3

## 第 2 号 (12月11日)

○議事日程	3 5
○本日の会議に付した事件	3 5
○出席議員	3 6
○欠席議員	3 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 6
○事務局職員出席者	3 6
○開議の宣告	3 7
○議事日程の報告	3 7
○答申第 2 号について	3 7
○議案第 5 1 号の質疑、討論、採決	3 7
○議案第 5 2 号の質疑、討論、採決	4 9
○議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	5 0
○議案第 5 4 号の質疑、討論、採決	5 1
○議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	5 1
○議案第 5 6 号の質疑、討論、採決	5 2
○議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	5 3
○議案第 5 8 号の質疑、討論、採決	5 3
○議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	5 4
○議案第 6 0 号の質疑、討論、採決	5 5
○議案第 6 1 号の質疑、討論、採決	5 6
○議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	5 6
○議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	5 7

○議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	5 8
○議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	6 0
○議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	6 0
○議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	6 1
○議案第 6 8 号の質疑、討論、採決	6 2
○議案第 6 9 号の質疑、討論、採決	6 2
○休会について	6 3
○散会の宣告	6 3

### 第 3 号 (12月14日)

○議事日程	6 5
○本日の会議に付した事件	6 5
○出席議員	6 5
○欠席議員	6 5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 5
○事務局職員出席者	6 6
○開議の宣告	6 7
○議事日程の報告	6 7
○日程の追加について	6 7
○議案第 7 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○請願書、陳情書等の審査報告について	7 3
○一般質問	7 6
伊 東 正 吾 君	7 6
黒 岩 智 未 君	8 3
土 屋 幸 雄 君	9 2
石 野 時 久 君	1 0 7
黒 岩 敏 行 君	1 1 6
土 屋 哲 夫 君	1 2 3
下 谷 彰 一 君	1 3 0
○延会について	1 4 2

○延会の宣告	1 4 2
--------	-------

第 4 号 (12月15日)

○議事日程	1 4 3
○本日の会議に付した事件	1 4 3
○出席議員	1 4 3
○欠席議員	1 4 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 3
○事務局職員出席者	1 4 4
○開議の宣告	1 4 5
○議事日程の報告	1 4 5
○一般質問	1 4 5
伊藤洋子君	1 4 5
大野克美君	1 6 1
松本幸君	1 7 8
大久保守君	1 9 5
○閉会中の継続審査申出について	2 0 9
○日程の追加について	2 0 9
○発議第1号の上程、質疑、討論、採決	2 1 0
○閉議及び閉会の宣告	2 1 1
○署名議員	2 1 3

令和 5 年 第 7 回 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和5年第7回嬭恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和5年12月5日(火)午前10時02分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第12号 専決処分の報告について(小石飛散による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第 6 報告第13号 専決処分の報告について(道路陥没による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第 7 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 議案第51号 令和5年度嬭恋村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議案第52号 令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第53号 令和5年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第54号 令和5年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第55号 令和5年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第56号 令和5年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第57号 令和5年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第58号 令和5年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第59号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議について
- 日程第17 議案第60号 負担付きの寄附の受納について
- 日程第18 議案第61号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第62号 嬭恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第63号 嬭恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第64号 嬭恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部

改正について

- 日程第 2 2 議案第 6 5 号 孀恋村印鑑条例の一部改正について  
日程第 2 3 議案第 6 6 号 孀恋村上水道事業の設置等に関する条例の一部改正について  
日程第 2 4 議案第 6 7 号 孀恋村庁舎整備基金条例の制定について  
日程第 2 5 議案第 6 8 号 工事請負契約の変更について  
日程第 2 6 議案第 6 9 号 孀恋村国民健康保険税条例の一部改正について  
日程第 2 7 請願書、陳情書等の委員会付託について  
日程第 2 8 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1 番	黒 岩 智 未 君	2 番	土 屋 哲 夫 君
3 番	伊 東 正 吾 君	4 番	下 谷 彰 一 君
5 番	黒 岩 敏 行 君	6 番	石 野 時 久 君
7 番	佐 藤 鈴 江 君	8 番	土 屋 幸 雄 君
9 番	松 本 幸 君	10 番	伊 藤 洋 子 君
11 番	大久保 守 君	12 番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	教 育 長	地 田 功 一 君
総 務 課 長	佐 藤 幸 光 君	会計管理者兼 税務会計課長	望 月 浩 二 君
未来創造課長	熊 川 明 弘 君	交流推進課長	宮 崎 貴 君
住 民 課 長	宮 崎 由美子 君	健康福祉課長	熊 川 真津美 君
建 設 課 長	黒 岩 建五郎 君	農林振興課長	横 沢 貴 博 君
上下水道課長	宮 崎 忠 君	観光商工課長	竹 淵 幹 雄 君



教育委員会  
事務局長

滝沢勇司君

---

事務局職員出席者

議会事務局長

目黒康子

書

記

横沢右京

開会 午前10時02分

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和5年第7回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、12番大野克美さん、1番黒岩智未さんを指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの11日間に決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、11月28日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

8番、土屋幸雄議員。

〔議会運営委員長 土屋幸雄君登壇〕

○議会運営委員長（土屋幸雄君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、11月28日、委員会を開催し、当局から村長、総務課長の出席により、令和5年第7回議会定例会の運営について協議をいたしました。第7回議会定例会の会期は12月5日から15日までの11日間とし、一般質問の通告期限は7日午後3時までと決定をいたしました。

提出予定案件は、報告2件、諮問1件、議案19件です。主な内容といたしましては、令和5年度各会計補正予算、条例の制定及び一部改正、吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議、負担付き寄附の受納、工事請負契約の変更についてなど、19件の議案が提案される予定となっています。

また、当局より、提出議案並びに議題となっている案件の説明を行いたいとの申入れがあり、本会議終了後から、5日、6日の全員協議会において行うことを決定いたしました。

今回、請願、陳情等については、陳情1件の提出がありましたが、総務文教常任委員会に付託することといたしました。

各常任委員会並びに特別委員会は、12月11日に開催することと決定しました。

また、一般質問について、これまでと同様に一問一答方式で行うことに決まりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、監査委員からの例月出納検査報告書9月から11月分を受理しましたので、配付のとおり報告をします。

次に、本職において決定した議員派遣並びに9月定例会以後の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

次に、令和5年12月1日に嬭恋村教育長から令和5年度教育委員会点検・評価報告書が本

職宛てに提出されましたので、報告書の写しをお手元に配付いたしました。

---

### ◎行政報告

○議長（佐藤鈴江君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から、行政報告を行うため発言が求められておりますので、これを許可します。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 令和5年12月議会の行政報告をさせていただきます。

まず、国際的に大きな変化が昨年度起きております。まず、ウクライナ情勢、これにつきましては日本国にも影響は多数ございまして、現在では食料安全保障の関係で化学肥料が非常に暴騰しておるといふ状況もございまして、また、合わせまして、エネルギー安全保障の見地からも、ウクライナとロシアの紛争によりまして我が国にも非常に影響がある、そして、我が村にも、住民にも影響があるということでございます。

2つ目がイスラエルとパレスチナ武装勢力ハマスの紛争問題でございます。人道テレビで毎日報道されますけれども、何とか一日も早く紛争解決ができることを強く希望するところでございます。

合わせまして、今経済状況が円安ということでありまして、ここ148円から150円前後で推移しておりますけれども、いずれにせよ、アメリカのドルが強い、金利も高いと、円は金利が安い、そして円安という状況であります。輸入するものについて、特に口から入れるもの、食料、あるいはエネルギー関係、資源関係、世界から輸入して日本国は成り立っておりますが、円安ということで、これらの価格が非常に暴騰しているというのが現実でありまして、私どもの生活にも影響があるということでありまして、

4点目でございますが、今自然災害、地球的な規模の災害が頻発化、激甚化しております。COP28、ドバイで開催、つい先日されておりましたが、国連気候変動枠組条約の締結国会議でございますけれども、国連のグテーレス事務総長は地球温暖化という言葉はもう終わったと、地球は沸騰しているというお話をしておりました。メディアでもいろんなところで地球沸騰という言葉が今沸騰しておりますけれども、産業革命以前の温度を温室効果ガス排出量の排出目標を達成して、1.5度以下に地球温暖化を防ぎましょうということで目標を掲げ

ておるんですけれども、現状では非常に難しいという方向でございます。各国が協調して地球環境を守る、エンバーラメント、環境を守るということでもあります。我が村にとっても、我々の日常生活にとっても、持続可能な社会を達成するためには非常に重要なことだと思っております。

このような中でございますが、我が国におきましては、5月8日以降におきまして、感染症法上の2類から5類にコロナが引き下げられたということで、新たな日常、新たなライフスタイルが始まってきておると思っております。

このようにダイナミックに社会、国際情勢も変化する中でございますが、過日11月29日、国のほうでは13兆1,000億円強の補正予算が成立いたしました。大きく分けて6つほどあるわけですけれども、このうちの最初の項目で、物価高から国民生活を守るということで2兆7,000億円ほどでございます。2点目で、地方や中小企業、これを持続的な賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する予算として1兆3,000億円、農水産物や食品の輸出拡大ということで360億円、地方誘客促進によるインバウンド拡大、観光地観光産業の再生、高付加価値化等ということで689億円、大きく分けて3点目ですが、成長力の強化、高度化に資する国内投資が3兆4,000億円、それから、4点目で、人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を軌道推進するということが1兆3,000億円。5点目でございますが、国土強靱化、防災減災と、国民の安全・安心を守るということで4兆2,000億円でございますが、これは我が村にとっても非常に大きな影響がございます。後ほど、補正の、上信自動車道の補正状況もまたご説明申し上げたいと思っておりますが、防災減災、国土強靱化の予算は、我が村にとっても非常に有効であり、大切な予算だと思っております。中でも、来年の2月から介護士の報酬月額を6,000円アップとするということということで報じられております。ということで、予算が成立しております。また非課税世帯に7万円給付ということで決定しております。

これによりまして、群馬県のほうでは297億円の補正予算ということでございます。いずれにせよ、国の補正予算、県の補正予算も決まりましたので、我が村におきましても、それに対応した予算補正を当然して、また議会の承認も得まして対応してまいりたいと、こう思っております。

今申しました、国土強靱化の補正ということで、上信自動車道の補正関係でございますが、本年度当初予算で94億円でございます。過日の補正によりまして、渋川西バイパス、国の直轄分4億円と、ゼロ国債が3億円ということで7億円つきました。吾妻東バイパスが12億

円、吾妻東バイパス 2 期が14億円ということで、合計、ゼロ国債も入れますと、本年度令和 5 年度の上信道の予算は127億円ということでした。対前年 4 億円増えてきております。一日も早く全線開通をするべく、議会の皆さん共々、しっかりと要請すべきことは要請をして今後もまいりたいと、こんなふうには思っております。

産業状況でございますけれども、第 1 次産業、キャベツを中心とする第 1 次産業でございましたが、過日農協の会議がございました。本年度の反省を踏まえて、来年度どうするかという会議でございましたが、農協ベースで言いますと、ケースベースでは1,753万ケース、金額ベースで160億円ということのようでございます。ここに商系の数字が加わりますけれども、対前年で言いますと、資金的、お金の収入で見ますと、対前年で十数%はプラスになってきているのかなということのようでございます。また廃棄した分もございまして、それを合わせまして、対前年よりも若干よかったということでございます。

今後でございますが、今現在いろいろ生産者も対応しておりますけれども、労働力の確保、あるいは輸入コストの対策と合わせて有害鳥獣や環境保全型農業、これにしっかりと取り組んでいくということでございます。

第 2 次産業の関係でございますが、12月 5 日現在で入札20回62件、金額ベースで10億 5,000万円強でございました。対前年で 1 億8,000万円ほど少ないわけですが、前年はまだ災害復旧工事があったというようなこともございます。通常ベースで言いますと、予算規模から言いますと適正な規模の工事の進捗状況だと、こんなふうには思っております。中でも小規模土地改良事業、あるいは村道干俣仙之入線、熊野大橋、ご存じのように、あそこが発注されたということで補修工事が発注されております。第 7 分団の詰所新築工事、新婦恋会館地中熱応答試験業務委託等の予算でございます。

第 3 次産業でございますが、いよいよ冬シーズンがやってまいります。9月補正で議会のほうにもご承認いただきました2,000円のクーポン券を、7,500人分のクーポン券を発行するというので、補正も組んでおります。11月26日には、鹿沢スノーエリアが既にオープンしております。12月 4 日、パルコール婦恋スキーリゾート、昨日安全祈願祭が行われました。8日は万座温泉スキー場の安全祈願祭が行われるという予定でございます。いずれにいたしましても、インバウンド関係を含めまして、しっかりと対応してまいれたらと、こんなふうに思っております。

続いて、すみません、今後の大きな課題計画でございますが、公共施設再編計画でございますけれども、婦恋会館の新名称、サーラ婦恋ということで決定をさせていただきました。

令和7年の9月完成予定ということで、今作業を進めております。これを中心にいたしまして、役場の庁舎、これもどこにいつまでに幾らで造るのかということで、議会のほうにおきましても公共施設特別委員会ができましたので、我々も情報提供するとともに、真剣に考えて詰めてまいれたらと思っております。いずれにせよまだ建物が70棟ぐらいに再編するというごさぎまして、しっかりとした対応、中長期の計画はもう既に提案させていただいておりますけれども、いつまでに幾らでということは今後しっかり議論をして、また村民の意見も十二分に、パブリックコメントも取りながら対応してまいりたいと思っております。

それから、上信道の関係にも関連しますけれども、大前の細原地区につきましては、28ヘクタールについて、名義が大前区に名義を変更するというごさぎまして現在手続中ですが、財務省の理財局関係の処理は一応済んでおりますので、あと、法的な手続、一定の手続だけとなっております。大前区のほうでは、公共施設再編するのであれば、4ヘクタールぐらいは無償で提供してもよいというご提案をいただいております。

それから、青山地区61ヘクタールにつきましては、平成26年だったと思います、5,270万円をかけまして、全員の議員のご承認をいただいて、既に測量は終わっておるわけでありす。以前も申してありますとおり、国土交通省のストックヤードが本年度から3年間で行われるということで、利根川水系砂防工事事務所のほうで現在工事を進めておるという状況になっております。

合わせまして、あそこどうするかということを実際に考える時期に来ておるわけでございます。また上信道の関係も当然リンクしますけれども、青山地区、細川地区につきましては、大前インターチェンジ、もちろん仮称でございますが、ということで今お願いをしております。

それから、当然ですけれども、主要地方道大笹北軽井沢線につきましては、これはインターチェンジを必ず造るということでありす。

それから、田代地区ですけれども、東御婦恋線と当たりますので、ここもインターチェンジを造るということでありす。過日、ちょっと県のほうとも打合せを、担当者も集めて打合せをさせていただきましたけれども、婦恋村内には、婦恋には全て信号機はつけない。全てインターチェンジであるということ、あるいは、吾妻郡に入ってから、婦恋という看板を21か所設置すること、あるいは、長野原に入ってから、田代地区という看板を5か所つくること、それから、1か所、長野原地区において鳥居峠という看板をつくることというような確認事項も確認させていただきました。それから、1か所、村内に800メートルの追越車線4

車線の追越車線を検討していただくということ、それから、除雪のセンター、それを1か所つくっていただくということ、それから、ボックスカルバートにつきましては、東吾妻町のボックスカルバートではとても対応できないトラクター等が入る、基幹産業へのトラクターが通る十二分なスペースのあるボックスカルバートをお願いしたいと、このようなお願いを申合せ事項を今まで確認してきたところであります。

細川地区、青山地区、それから、鹿沢含めて、何とか一日も早く田代までの区間の整備区間の格上げということで、今現在お願いしております。

なお、長野県サイドでございますが、上田インターから鎌原までの間、ざっくり約4キロございますけれども、あそこまでは4車線ということで長野県は計画しておると、上信自動車道につなげるという方向で現在協議が進んでおります。したがって、田代インターから鎌原までの間、これを国代行で一部トンネルということで今後陳情してまいりたいと思っておりますが、議会の皆様と共々、しっかりと群馬県、長野県、あるいは国のほうへのしっかりと陳情を一緒にして、ここ数年陳情をなかなかする機会ございませんでしたので、しっかりとスクラムを組んで、しっかりと陳情してまいれたらと、こんなふうに思っております。

あと、予算編成作業が、国のほうが概算要求で114兆円ということで既に始まってきております。国の方向、あるいは県の動向も確認しながら、我が村もこの議会におきまして、我が村の予算の基本方針の叩き台を議員の皆様にもご提案をさせていただいて、国の動向を見ながら、来年の3月議会に向けて予算編成にと取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

今後の主な予定でございますが、今年は村主催の忘年会はなしということになっております。また、その他の日程につきましては、ホームページをご覧になっていただきまして、ご確認をしていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まだまだ大きな政策課題がございます。孺恋高校を存続していくにはどうしたらいいか、JR吾妻線をどうしたらいいのかというような重要課題もございますので、全員協議会におきまして、なるべく多くの課題を、なるべくじゃなくてできる限りの課題を全員協議会で説明をさせていただき、また委員会におきまして、議会のほうの要望も受けまして、資料を出すべきものは出し、説明責任を十二分に果たして、議会とスクラムを組んで、村の推進を図ってまいりたい。こう思っておりますので、12月議会もひとつよろしくお願いを申し上げます。

いずれにせよ、車の両輪だということでございます。12月議会、ひとつ持続可能な孺恋村



づくりを目指してしっかりと議論をしてみたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、議会との議論をしっかりと説明責任を果たすということを約束させていただいて、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） これで行政報告は終わりました。

---

### ◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君） 日程第5、報告第12号 専決処分の報告について（小石飛散による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 本件につきましては、村道古永井バラギ線田代地内で草刈り作業中に小石が飛散し、走行中の車両に損害を与えたもので、損害賠償事項に係る和解及び損害賠償額の決定について専決処分したものでございます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第2号によりまして専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

〔建設課長 黒岩建五郎君登壇〕

○建設課長（黒岩建五郎君） 報告第12号 専決処分の報告について、詳細説明をさせていただきます。

資料の次ページをご覧ください。

令和5年専決第8号 専決処分書。

1、専決処分事項、道路管理瑕疵（小石飛散）による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について。

2、専決処分内容。

（1）事故発生日時、令和5年9月1日。

（2）事故発生場所、嬬恋村道古永井バラギ線田代地内、こちらパノラマラインの北ルー

トになります。

(3) 相手方、長野県上田市在住の方となります。

(4) 事故の状況、上記日時場所において、現場を通行中の相手車両を破損させたことによります。当日古永井から干俣方面に向かう車道の路肩の草刈り作業をしているところを相手車両が通過する際に、石が車道に飛散し、フロントガラスに当たりひびが入った。また、フロントバンパーに多数の傷がついたという事故となります。

(5) 和解の内容、本件事故による相手損害額は31万6,162円で、村は損害額の全額を村の加入する損害保険会社より相手に支払うというものです。

(6) 和解年月日は令和5年9月28日となります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） お世話になります。

このときの草を刈っていたのは、草刈りする車でやっていたのかどうなのか、人がやっていたのか。よく草刈りしているときに、コンパネかなんかで飛ばないようにやったりしているけれども、そういうことがしていたのかどうか、その辺についてお聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

[建設課長 黒岩建五郎君登壇]

○建設課長（黒岩建五郎君） ただいまの質問にお答えします。

まず、草刈り自体は人力で作業をしておりました。

飛散防止対策なんですけれども、本来であれば、そういう対策方法について十分に取って作業するべきだったんですけれども、当日ちょっとそういった対策が不十分であったということで事故が発生したということになります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第12号 専決処分の報告について（小石飛散による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

---

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君） 日程第6、報告第13号 専決処分の報告について（道路陥没による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本件について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 本件につきましては、村道義勇軍線田代地内で車両走行中に道路が陥没したことにより車両に損害を与えたもので、損害賠償事項に係る和解及び損害賠償額の決定について専決処分したものでございます。

村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決）第2号によりまして専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細については、担当課長より説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

〔建設課長 黒岩建五郎君登壇〕

○建設課長（黒岩建五郎君） 報告第13号 専決処分の報告について詳細説明をさせていただきます。

資料の2枚目をご覧ください。

令和5年専決第9号 専決処分書。

1、専決処分事項。道路管理瑕疵（道路陥没）による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について。

2、専決処分内容。

（1）事故発生日時、令和5年9月17日。

（2）事故発生場所、村道義勇軍線田代地内となります。

（3）相手方、孺恋村田代在住の方となります。

（4）事故の状況、上記日時場所において、現場を通行中の相手車両を破損させたことによるものとなります。

（5）和解の内容、本件事故による相手損害額は38万6,089円で、村は損害額の全額を村

の加入する損害保険会社より相手に支払うものです。

(6) 和解年月日は令和5年11月22日となります。

こちら、村道義勇軍線というのは、鹿沢スノーエリアの北側の村道となりまして、事故発生の前日の9月16日の夕方、田代の観測所で時間雨量29ミリ、10ミリと連続して記録した翌日の事故となりまして、集中豪雨により雨水が路盤に流れ込んだことにより、路盤材が流出し、走行中に舗装道路が陥没して、車に損害を与え、走行不能になったという事故になります。

当日は、朝から課員で現場を回っておりまして、役場で待機をしていた私のところにほかの方から連絡がありまして、職員を向かわせ、現場を確認して対応しました。応急処置として、通行止め用の馬を設置し、翌日碎石の埋め戻し、後日舗装復旧を行ったというものとなります。

以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で報告第13号 専決処分の報告について（道路陥没による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

---

#### ◎諮問第2号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第7、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員1名の任期が令和6年3月31日で満了となるため、次期候補者を推薦するに

当たり議会の意見を求めるものでございます。

候補者、古川富美子氏につきましては、現在も人権擁護委員をされており、地域からの人望も厚く、大変見識も高く適正者でございます。同氏を引き続き候補者として推薦するものでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。

本案については、全員協議会で意見調整し、再開日に答申したいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、本案は全員協議会で意見調整し、再開日に答申することといたします。

---

#### ◎議案調査について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程第8から日程第26までの各議案等につきまして、本日は提案のみとさせていただきます、審議は11日に行うこととし、本日から10日まで議案調査にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程第8から日程第26までの議案等は提案のみとし、本日から10日まで議案調査といたします。

---

#### ◎日程の変更について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りします。日程第8から日程第15までは、いずれも令和5年度補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際日程を変更し、日程第8から日程第15までを一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

---

◎議案第51号～議案第58号の一括上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第8から日程第15までを一括議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第51号 令和5年度孺恋村一般会計補正予算（第4号）から議案第58号までの各特別会計及び公営企業会計補正予算について提出をさせていただきましたが、私のほうからは、一般会計補正予算（第4号）の概要を説明させていただきました、詳細及び各特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

一般会計では、歳入歳出それぞれに3,579万2,000円を減額し、歳入歳出総額82億366万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、村債を1億9,060万円の減額、国庫支出金を7,676万2,000円の増額、また、財政調整基金からの繰入金を6,287万3,000円の増額としております。

歳出につきましては、まず全体的に人事異動及び人事院勧告により人件費の増減をしております。総務費において、物価高騰対策支援事業に1,900万円を追加させていただきました。この財源は地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の追加分を充てたものでございます。また、国際交流事業のポンペイ市交流事業、交流旅費として738万4,000円を追加させていただいております。

民生費では、低所得世帯支援給付金支援事業として5,021万8,000円を追加させていただいております。

農林水産業費においては、肥料価格高騰対策事業に600万円を追加させていただいております。

教育費では、新孺恋会館建設工事の大半が次年度以降になることに伴いまして、1億

7,800万円の減額としております。

以上が令和5年度孺恋村一般会計補正予算（第4号）の主な内容となっております。大変雑駁ではありますが、補正予算の提案説明とさせていただきます。

なお、一般会計をはじめ、各会計補正予算の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、議案第51号 令和5年度孺恋村一般会計補正予算（第4号）について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第51号 令和5年度孺恋村一般会計補正予算（第4号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,579万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億366万3,000円とするものでございます。

また、債務負担行為の補正と地方債の補正がでございます。

4ページをご覧いただきたいと思っております。

第2表 債務負担行為の補正です。新孺恋会館建設事業に係る補正になります。変更前、期間令和6年度、限度額17億2,000万円を変更後、期間令和6年度から令和7年度、限度額24億9,300万円とするものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

第3表 地方債補正でございます。上から学校教育施設等整備事業債、こちらは中学校のトイレ改修を見込んでいましたけれども、一番下にあります防災・減災・国土強靱化緊急対策債に振替を行うということで、4,300万円をゼロとしております。続いて、過疎対策事業債（ハード）ですけれども、こちらは新孺恋会館建設工事の次年度以降に送るということに伴う減でありまして、3億5,000万円を1億8,650万円に減額をしております。公共事業等債ですが、こちらは経営事業の負担金になります。2,860万円を1,100万円に減額をしております。緊急自然災害防止対策事業債こちらは治山事業になりますけれども、1,550万円を700万円に減額をしております。緊急浚渫推進事業債、こちらは村単土地改良事業になりますけれども、400万円を300万円に減額をしております。一番最後ですが、こちらは先ほどの学校教育施設等整備事業債の振替ということで、今回4,300万円とするものでございます。

続いて、8ページをご覧ください。

歳入の主なものを説明させていただきます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金ですが、説明欄をご覧ください。新型コロナウイルス感染症対応地方対応臨時交付金、こちらが2行書きになっていて、大変申し訳ないんですが、上のほうが今回の国の補正を受けて追加をするものでございます。8,887万8,000円です。下が今年6月に補正をさせていただいた最初の交付金でありまして、1,138万円の減であります。こちらのほうは、住民税の非課税世帯3万円の交付金を支給をいたしましたけれども、その実績に応じて、今回減額をさせていただいたものでございます。

同じページ、19款繰入金、財政調整基金繰入金の繰入金ですが、今回の補正の調整財源としまして6,237万3,000円を増額をさせていただいております。

続いて、9ページをご覧ください。

9ページ、21款諸収入の雑入でございます。説明欄ですが、ポンペイ市訪問交流事業参加者負担金としまして525万円を追加させていただいております。

同じく22款村債ですが、こちらのほうは先ほど説明をしたとおりでございます。

続いて、10ページをご覧ください。

歳出の主なものを説明させていただきます。

全体的には、人事異動と今回の人事院勧告を受けまして、人件費の補正をしております。最後に詳細のほうは説明させていただきます。

それでは、11ページをご覧ください。

2款総務費ですが、説明欄の右下のほう、物価高騰対策支援事業としまして1,900万円の増額です。こちらは、9月補正で1世帯5,000円の給付を行うという事業でしたが、ここにさらに5,000円を上乗せして、1世帯1万円を給付するというところで、今回提案させていただいております。

続きまして、12ページをご覧ください。

6目の企画費、右下にありますけれども、国際交流事業としまして738万4,000円の増額をさせていただいております。主なものは参加者の旅費ということになっております。

続きまして、14ページをご覧いただきたいと思います。

12目のふるさと創生事業費ですが、説明欄のバラギ温泉センター運営事業、こちらで300万円の施設修繕費の増額でございます。ボイラーや温度制御装置の故障による修繕費となります。

続きまして、18ページをご覧いただきたいと思います。



3 款の民生費ですが、説明欄の右下、低所得者世帯支援給付金支給事業5,021万8,000円の増額です。こちらのほうは、今回の国の補正によりまして、非課税世帯1世帯当たり7万円を給付するというもので、前回の3万円の給付との調整をして、今回5,000万円の追加ということになっております。

続きまして、19ページをご覧ください。

19ページ、説明欄の下のほうに、18節負担金・補助及び交付金でございますが、低所得世帯支援給付金マイナス1,356万円とありますが、こちらは3万円を給付したときの実績に応じて減額をした分であります。

その下の（追加分）とありますけれども、こちらが6,300万円ということで、900世帯掛ける7万円ということで6,300万円をここで盛り込ませていただいております。

続きまして、26ページをご覧ください。

6 款の農林水産業費です。3 目農業振興費、説明欄ですが、肥料価格高騰対策事業として600万円の増額です。こちらは6月補正で2,000万円を計上させていただきましたけれども、実績で600万円を追加させていただきたいという内容になります。

続きまして、31ページをご覧ください。

31ページ、9 款の消防費です。説明欄ですが、広域消防運営負担金330万1,000円、こちらは人事院勧告に基づきまして、人件費を増額させていただきたいという内容になります。

続きまして、36ページをご覧ください。

10 款の教育費です。説明欄ですが、新婦恋会館建設事業、こちらは工事の大半が令和6年度、それから、7年度になるということで1億7,800万円を減額するという内容であります。

続きまして、38ページをご覧ください。

38ページは給与費の明細書ということです。人事異動、それから、人事院勧告ございまして、まず、1の特別職、これについては、右下にありますけれども、減額で350万円、それから、2の一般職につきましては2,256万円の増額ということになっております。

一般会計につきましては、以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第52号 令和5年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） それでは、議案第52号 令和5年度婦恋村国民健康保険特別会

計補正予算（第3号）について、詳細説明をさせていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,943万1,000円とするものでございます。

それでは、3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入になります。

第3款国庫支出金、補正額7,000円の増、災害人事特例補助金が国より交付されたことによる増額になります。

第6款繰入金、補正額119万3,000円の増、一般会計の国・県より交付される保険基盤安定等の交付金の変更により、国保会計に繰り入れる金額を補正するものでございます。

第7款繰越金、補正額79万2,000円の増、前年度の繰越金を繰り入れるものとなります。

4ページをお願いいたします。

歳出になります。

第1款総務費、補正額110万円の増、国保健康保険税条例の一部改正に伴い、被保険者の産前産後の税額を減額することに伴うシステムの改修をすることによるものです。

第9款諸支出金、補正額89万2,000円の増となります。こちらにつきましては、国庫支出金及び特定健康審査等負担金の償還金の補正となります。

第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、財源の更正となります。

以上で、令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算の詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第53号 令和5年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） それでは、議案第53号 令和5年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ461万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,393万3,000円、サービス勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,758万5,000円とするものです。

事業勘定から主なものについて説明させていただきます。

ページ飛びまして、5ページをご覧ください。

歳入になります。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目事務費補助金、説明欄をご覧ください。システム回収事業費補助金ということですが、令和6年度の介護保険の改定に伴うシステム改修に伴う補助金49万5,000円を計上させていただきました。

第9款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、令和4年度からの繰越金としまして412万3,000円を計上させていただきました。

6ページをご覧ください。

歳出になります。

総務費、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、先ほど歳入のほうで説明させていただきましたけれども、介護保険の改定に伴うシステム改修の委託料といたしまして99万円計上させていただきました。

次に、7ページをご覧ください。

第4款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業、第4目包括的継続ケアマネジメント支援事業費といたしまして、人件費の増額と二重丸の2つ目なんですけれども、包括的ケアマネジメント支援事業といたしまして、包括支援センターで使用しております公用車のレンタカー代と購入費を計上させていただきました。

8ページ、給与費明細につきましては後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、介護サービス事業勘定の主なものを説明させていただきます。

13ページをご覧ください。

歳入になります。

第2款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金400万円、人件費相当分を繰入させていただきました。

14ページをご覧ください。

第1款事業費、第1項居宅介護予防支援事業費といたしまして、これは人事院勧告に伴います職員の人件費の増額となります。

15ページの給与費明細書につきましては後ほどご覧いただければと思います。

以上簡単ではございますが、令和5年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第54号 令和5年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予

算（第1号）について詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 議案第54号 令和5年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ353万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,596万9,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書になります。

歳入になります。

第4款繰入金補正額353万7,000円の減です。これは歳出の減に伴い減額するものになります。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金になります。補正額は353万7,000円の減となります。これは群馬県の広域連合からの通知により補正するものでございます。財源内訳は一般財源353万7,000円の減となります。

以上、嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第55号 令和5年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第55号 令和5年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,288万3,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目簡易水道使用料、第1節現年度使用料10

万1,000円の増額ですが、使用料見込みによるものでございます。

6ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款衛生費、第1項簡易水道管理費、第1目一般管理費、第1節報酬、第2節給料、第3節職員手当等合計5万円の増額です。人事異動と人事院勧告による調整でございます。

第3款交際費、第1項交際費、第2目利子、第22節償還金・利子及び割引料5万1,000円の増額です。当初見込利率との差額を計上させていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第56号 令和5年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第56号 令和5年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

収益的収入及び支出、第2条収入につきましては、第1款水道事業収益の合計額は1億8,480万円で補正はありません。

支出としまして、第2款水道事業費用、第1項営業費用100万円の減額、すみません、第3項特別損失100万円の増額としまして、収益的支出の合計額を1億8,469万7,000円とするものでございます。

2ページの上水道事業会計補正予算明細書をご覧ください。

収益的収入及び支出です。

支出、第2款水道事業費用、第1項営業費用、第1目配水及び給水費100万円の減額につきましては、人事異動に伴う人件費の調整でございます。

第3項特別損失、第4目過年度損益修正損100万円の増額につきましては、漏水の減免による還付費用でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第57号 令和5年度孺恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第57号 令和5年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,041万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億360万1,000円とするものでございます。

また地方債の補正、第2条、地方債の変更は、3ページの第2表 地方債補正により限度額を6,095万円とするものでございます。

6ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道事業国庫補助金、第1節公共下水道事業補助金490万円の増額ですが、防災・安全交付金事業の群馬県からの追加割当内示によるものでございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金511万6,000円の増額ですが、前期事業の事業費の増額による調整でございます。

第9款村債、第1項村債、第1目下水道債40万円の増額ですが、同じく前期事業の増額によるものでございます。

7ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款下水道費、第1項業務管理費、第1目総務管理費、第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費、第18節負担金・補助金及び交付金、合計70万円の増額です。人事院勧告による調整でございます。

第1款下水道費、第2項下水道事業費、第1目公共下水道事業費、第12節委託料870万円の増額です。公共下水道処理施設ストックマネジメント計画作成費用でございます。第14節工事費100万円の増額です。処理施設電気計装工事の工事費用増額によるものでございます。

第3款公債費、第1項公債費、第2目利子、第22節償還金・利子及び割引料1万6,000円の増額です。当初見込利率との差額を計上させていただきました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第58号 令和5年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 宮崎 忠君登壇〕

○上下水道課長（宮崎 忠君） 議案第58号 令和5年度孺恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,374万4,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。

歳入について説明させていただきます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金51万8,000円の減額です。事業費の減額による調整でございます。

6ページをご覧ください。

歳出について説明させていただきます。

第1款農業集落排水事業費、第1項業務管理費、第1目総務管理費、第2節給料、第3節職員手当等、第4節共済費、第18節負担金・補助及び交付金、合計60万円の減額です。人事院勧告による調整でございます。第2項農業集落排水事業、第2目個別排水整備事業、第11節役務費6万8,000円の増額です。浄化槽設置時の検査費用でございます。

第2款公債費、第1項公債費、第2目利子、第22節償還金・利子及び割引料1万4,000円の増額です。当初見込利率との差額を計上させていただきました。

以上、よろしくお願いたします。

---

#### ◎議案第59号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第16、議案第59号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議について議題とします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第59号 吾妻環境施設組合の契約変更に関する協議につきまして提案理由を申し上げます。

吾妻環境施設組合同規約の第3条において、本組合が共同処理する事務をごみ処理施設の設置後においても継続して管理及び運用を行う旨を明確とするための規約の改正となります。

またこの変更に合わせて、同条中の組合の設立年月日が明確になるよう、組合設立年月日を追記するものでございます。

慎重なるご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

### ◎議案第60号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第17、議案第60号の負担付き寄附の受納についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第60号 負担付の寄附の受納について提案理由を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第9号の規定に基づき、嬭恋村商工会から負担付の寄附として1,000万円の申入れがありましたので、議会での議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、慎重になるご審議の上ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第60号 負担付きの寄附の受納について詳細説明をさせていただきます。

寄附の内容ですが、金1,000万円。

寄附の目的ですが、嬭恋村商工研修センター建築に係る費用に充てていただくため。

寄附者ですが、嬭恋村大字三原679-3、嬭恋村商工会会長、渡辺栄志様でございます。

寄附の条件ですが、建築される嬭恋村商工研修センターの全部、または一部を嬭恋村商工会が必要とする期間、嬭恋村商工会に貸し付けること。なお、賃貸借に係る条件等については別途協議することという条件が付されております。

以上、詳細説明とさせていただきますよろしくお願いをいたします。



---

◎議案第61号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第18、議案第61号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第61号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告において、期末手当及び勤勉手当の増額と月例給の引上げが勧告されました。この勧告に基づき、職員及び再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給率と給料表を見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

◎議案第62号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第19、議案第62号 嬭恋村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第62号 嬭恋村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告等において、一時金の増額が勧告され、この勧告に基づき、議案第61号の嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正を提案させていただいておりますが、これに準ずる形で、特別職の期末手当も支給率を見直す必要があることから、本条例を改正するも

のでございます。

慎重なるご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第63号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第20、議案第63号 婦恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第63号 婦恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告等において一時金の増額が勧告され、この勧告に基づき、議案第61号の婦恋村職員の給与に関する条例の一部改正を提案させていただいておりますが、これに準ずる形で議会議員の期末手当の支給率を見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第64号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第21、議案第64号 婦恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第64号 婦恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本年度の人事院勧告等において期末手当と月例給の引上げが勧告され、この勧告に基づき、

議案第61号の婦恋村職員の給与に関する条例の一部改正を提案させていただいておりますが、これに準ずる形で会計年度任用職員の期末手当の支給率と給料表を見直す必要があることから、本条例を改正するものでございます。

また令和6年度より、新たに会計年度任用職員への勤勉手当の支給も勧告され、この勧告に基づき、勤勉手当を支給できるようにする必要があることから、本条例を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第65号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第22、議案第65号 婦恋村印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第65号 婦恋村印鑑条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

コンビニ交付サービスの印鑑証明について、マイナンバーカードによる電子証明書に加えスマートフォン用電子証明書においても発行対応するため、本条例の一部を改正するものでございます。

慎重なるご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎議案第66号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第23、議案第66号 婦恋村上水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第66号の提案理由を説明させていただきます。

令和6年4月1日より孺恋村簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例を変更する本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

◎議案第67号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第24、議案第67号 孺恋村庁舎整備基金条例の制定についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第67号 孺恋村庁舎整備基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第241条の規定に基づきまして、特定の目的基金として役場庁舎の整備を行うための基金を新たに設置するものでございます。

慎重なるご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

◎議案第68号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第25、議案第68号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第68号 工事請負契約の変更につきまして提案理由を説明させていただきます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年婦恋村条例12号）第2条の規定により本案を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、慎重なるご審議の上ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 議案第68号の詳細説明をさせていただきます。

工事請負契約の変更について。

1、工事名、婦恋村立婦恋中学校校舎トイレ改修工事。

2、契約金額、変更前、金5,307万5,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額482万5,000円。変更後、金5,966万4,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金542万4,000円。増額としまして658万9,000円の増額になります。

3、工事場所、婦恋大字大笹地内、婦恋村中学校地内になります。

4、契約の相手方、群馬県吾妻郡婦恋村大字芦生田410-2、上坂建設株式会社代表取締役、上坂真理。

工事内容としましては、婦恋中学校の校舎のトイレの和式トイレを洋式化する工事と、トイレの床のタイル床を乾式ということで、拭き掃除ができるような床にするという工事になります。

主な増額の理由としましては、仮設トイレの設置において、学校側と協議したところ、休み時間内に大勢の生徒がトイレを時間内に済ませられるようにということで、仮設トイレを増設しました。それとアスベストが建物の中にありまして、その処理対策として学校エリアと工事エリアを分けて工事を行うということで、外部に足場を設置して、作業員の出入りと廃材の搬出を行うという形で計画させていただきました。それとトイレの凍結防止の電線が工事している中で非常に老朽化しておりまして、これの交換を追加で工事させていただきました。

工期につきましては、5年6月12日から7年1月10日までという形になります。よろしく申し上げます。

◎議案第69号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第26、議案第69号 婦恋村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 議案第69号 婦恋村国民健康保険税条例の一部改正につきまして提案理由を申し上げます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）等の公布により、地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部が改正され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、出産被保険者に関わる国民健康保険税の減額の規定を設けるほか所要の改正を行いたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第27、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題とします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規制により、請願・陳情等の審査を別紙文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎議員派遣の件について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第28、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配布しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。決定された議員派遣について変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣につきましては、変更が生じた場合は本職に一任することに決定しました。

---

#### ◎休会について

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、10日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって明日から10日まで休会することに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 本日は、これで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時26分

令和 5 年 第 7 回 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )



## 令和5年第7回嬭恋村議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第2号)

令和5年12月11日(月)午前10時00分開議

- 日程第 1 答申第 2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見(答申)について
- 日程第 2 議案第51号 令和5年度嬭恋村一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 3 議案第52号 令和5年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第53号 令和5年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第54号 令和5年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第55号 令和5年度嬭恋村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第56号 令和5年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第57号 令和5年度嬭恋村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第58号 令和5年度嬭恋村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第59号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議について
- 日程第11 議案第60号 負担付きの寄附の受納について
- 日程第12 議案第61号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第62号 嬭恋村特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第63号 嬭恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第64号 嬭恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第65号 嬭恋村印鑑条例の一部改正について
- 日程第17 議案第66号 嬭恋村上水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第67号 嬭恋村庁舎整備基金条例の制定について
- 日程第19 議案第68号 工事請負契約の変更について
- 日程第20 議案第69号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	黒岩智未君	2番	土屋哲夫君
3番	伊東正吾君	4番	下谷彰一君
5番	黒岩敏行君	6番	石野時久君
7番	佐藤鈴江君	8番	土屋幸雄君
9番	松本幸君	10番	伊藤洋子君
11番	大久保守君	12番	大野克美君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	地田功一君
総務課長	佐藤幸光君	会計管理者兼 税務会計課長	望月浩二君
未来創造課長	熊川明弘君	交流推進課長	宮崎貴君
住民課長	宮崎由美子君	健康福祉課長	熊川真津美君
建設課長	黒岩建五郎君	農林振興課長	横沢貴博君
上下水道課長	宮崎忠君	観光商工課長	竹渕幹雄君
教育委員会 事務局長	滝沢勇司君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長	目黒康子	書記	横沢右京
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第7回婦恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎答申第2号について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、答申第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）についてを議題といたします。

本案については、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、答申第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見（答申）については、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

---

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、議案第51号 令和5年度婦恋村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について、既に当局の説明が終わり、議案の審議を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） まず、12ページのポンペイ国際交流についてが1点質問ですけれども、それから、11ページの物価高騰分の支援金の分を質問させていただきます。

1点目の12ページですけれども、その件について、先日の全員協議会で、今回のポンペイ国際交流の訪問旅行は村の旅費規程の条例に沿っているかどうかというのを村長に質問したところ、村長は、ちょっとこの件は後でというので言われて、愕然としたんですけれども、まず村長は、その条例、旅費規程について、じっくりと見て、今回これに合っているのかどうかお答えいただきたいと思います。

それから、11ページですけれども、物価高騰対策支援金、1世帯、今度1万円になったわけですけれども、まだ若干残っているという説明もありましたけれども、国会の11月10日の閣議で決まった予算に対しての計画の期限というか、こういう使用の計画を立てる期限というのはいつになっているのか、残っているお金についてはどのように考えているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの伊藤議員の質問にお答えいたします。

地方公共団体職員、公務で海外へ行く場合につきましては、孺恋村条例には国家公務員の旅費規程に準ずるということで、国家公務員の旅費、そこに今回照らし合わせたところ、金額では宿泊費と食事代について、今回予算で見た数字よりも3万7,000円ほど旅費が多くかかっているという状況です。それにつきましても、今まで平成からやっておった海外派遣に照らし合わせて、実費で今回、補正予算に上げさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

[未来創造課長 熊川明弘君登壇]

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、11月の末に交付予定となりました地方創生臨時交付金につきましては、計画の期限というのは特に明記されてはおりませんでした。繰越しをせずに今年度の事業として消化

するようにという通知が来ております。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私が村の条例を見る限り、村長に質問したところ、今回のポンペイ旅行は公務ということになっていました。そうすると、公務に基づくとしたら、公務というのは、もしものことが起こったときは公務災害とかとなると思うんですけども、そういうことでやるとしたら、村長がきちんとやっぱり、職員以外の者を連れていくときとか、そういうときはきちんと基準を決めておくというのがありましたけれども、そういう基準とかが全然議会にも示されないで、先に広報で折り込まれたりして、ちょっと議会軽視にもなるんじゃないかと思うんですけども、公務というところで、今回もしこれが実施されるとしたら、同行する方の公務災害とか、そういういろんな手続も、どんなふうになっているか。保険等できちんとされているのか、そういった点についても説明していただければと思います。やっぱり全責任が村にあると思うので、その点の説明をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） 今回のポンペイの交流事業につきましては、公務ということで、公務災害規程に当てはまると思います。それと同時に、参加者全員、職員等も含めまして、旅行会社の保険には加入する予定でおります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） そのほか、ご質問ございますでしょうか。

3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうございます。

僕もポンペイのことに関しての質問なんですけれども、メリット・デメリットというのが私にはよく分からないので、メリットの部分、それからデメリットの部分というのを教えてください。

それから、その他でポンペイのことで、参加者の選定方法、もしくは参加者の参加条件等も、めり張りのない、パンフレットで分からなかったのも、その辺も説明してください。

それから、当局の今回、ポンペイの実施に当たっての順序の問題、なぜこうなったか。例えば今、議会ですったもんだしているわけなんですけれども、パンフレットを出す時期が約1か月近く前なんていうようなことが、あってはいけないことだと僕は思うんですけども、

その辺のところの見解をよろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

〔交流推進課長 宮崎 貴君登壇〕

○交流推進課長（宮崎 貴君） 伊東正吾議員の質問にお答えいたします。

最初に、ポンペイ市との交流のメリットにつきましては、全員協議会でも説明させていただいたように、世界のポンペイと交流ができる、これにつきましては、婦恋村あるいは鎌原観音堂につきましても、大変交流していくことが名誉なことであり、価値あることだと思います。

デメリットですが、ちょっと距離が遠いということで、どうしても交流というと、人的交流がやはり必要だと思います、一番は。そうすると、どうしても遠いということで、行き来の経費がかかることがデメリットかと思われまます。

あと、続きまして、選定方法につきましては、確かに日にちがなく、最初に回覧で、11月6日に村内に回覧をお願いしました。続いて、11月15日に、別荘エリアにつきましては集落支援員が配布をいたしました。それと同時に、つまごい広報に掲載して、それにつきましてはホームページにも掲載されております。

選定方法ですが、11月15日に配ってから30日までという期間、これにつきましては、11月30日で一応、団体としての飛行機の予約の名簿が欲しい、そこがタイムリミットだったものですから、期間が短くなってしまいました。

経緯について、9月議会で報告できず、この事業が、本来3月ですかね、当初予算のときには11月を予定しておったわけですけれども、秋、ポンペイのほうから市長並びに儀典長が来ていただくということで、11月を延期しようということになりました。それで、11月ですけれども、10月に秋には来られないということで、こちらから11月に延ばしたものを1月末に訪問することを決めまして、ポンペイ市からも、歓迎しますというような市長と儀典長からの連絡があったものですから、10月末に業者を決めて、10月25日からパンフレットを作り始めまして、5日に配り始めたという流れとなります。

選定方法、これちょっと、先ほど申し上げたように時間がなくて、まず、申込用紙には、交流推進課にまず問合せをしてくださいということで、電話をいただくようにしました。電話の中では、約1時間面談をさせていただきという電話でのお話としまして、一人一人申込者と面談でお話をしまして、ポンペイに交流に行く詳細な内容ですとか、あとは参加者の意見、意気込みとか、その辺をお聞かせいただきました。

それで、条件というか要件としますと、交流会に参加した方は、帰ってきてレポートの提出を依頼しました。それと、来年5月に予定しておりますポンペイ交流展で、そこで交流してきたことの発表会で、意見発表、感想発表をしていただきたいと、その辺も要件とさせていただきます。

それと、今年8月にできました国際交流協会への入会をお願いしました。あともう一点は、ジオパークとして、ポンペイの遺跡でガイドと交流してくるものですから、ガイドの会に入会をお願いしたいということを依頼しました。

以上でよろしいですか。

○議長（佐藤鈴江君） そのほか、ご質問ございませんか。

3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうございます。

またまたポンペイの話なんですけれども、時限的な問題で順番が違っているというようなことで、議会軽視だというようなことだと思います。

そこで、村長がよく言われる両輪に例えた話で、2つの輪がきれいに回って初めて真っすぐ動いていくというようなことをおっしゃいます。これ村長、二元代表制のことですよ。

二元代表制というのは、議会と村長が緊張を持ってなんていうような言葉で表されると思うんですけれども、今この議会では、当局側がいろんなことを、出し惜しみしているのではないと思いますけれども、事後報告のような形で、実行されてから議会を通す、議会に報告するなんていうようなことが多々あり、当局、要は村長が、ぐるぐる同じところを回っているだけというふうに取り扱いますが、その辺のところ、村長、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊東議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、二元代表制の件でございますが、私も村民の直接選挙で選ばれます。また、議員の皆様におかれましては、直接民主主義ではなくて間接民主主義ということでございますので、制度上、選挙で選ばれるということでございます。

本来であれば、直接民主主義で、主権者は村民でございますので、全ての村民がいろんなことについて決定する、こういうシステムが一番ベターであるということでございますけれども、代表民主制、間接民主制にせざるを得ないというのは、職務代表、あるいは地域代表というようなことで選挙制度ができて、民主主義国家は成り立っておるということでありま

す。

そういう意味で、私も選挙、議員の皆様も村民の選挙ということで、法律に定められて選挙を行って、行政を執行しておるといふことでもあります。そういう意味で、選挙に選ばれて、村民のために、幸せのために、福利の向上のために、私も、また議会の皆さんも選ばれているといふことで、両輪がしっかり回っていくことが理想であると考えております。

本来であれば、何回も言いますが、直接民主主義がマッチベターだと私は思っておりますが、制度的に全ての村民が意思決定するところに参加することがなかなかできないといふことで、現在の間接民主制選挙制度といふのがあると、こう思っております。そういう意味で、二元性はしっかり守っていかなければならぬと思っております。

もう一点、村のほうが終わった後、結果についてというご指摘がございました。組織でございますから、現在職員が136名おります。年間、一般会計、特別会計、これは議会の承認を得て当初予算を決め、そして、財政は単年度主義でございますから、4月から翌年の3月31日までの諸事業につきましては予算編成をし、意思決定機関は、憲法第41条にありますとおり、国権の最高機関は議会であると書かれてありますが、我が村におきましても、予算編成、これについては議会の決定、承認が必要であります。予算提案権は我々、私ども執行権者にありますけれども、提案をした、ざっくりで恐縮です、細かい数字じゃなくて115億円、一般会計、特別会計、これを提案をし、そして職員全体で、この事業を単年度主義に基づいて、予算を執行しておるといふことでもあります。

そういう意味で、原則予算を承認いただいたものを、特別に、それをそのとおりに執行するのが原則でございますが、いつ何どきどういふことがあるか、いろんな急変の事態が起きるわけでございます。それに応じた場合は、やっぱり補正予算をお願いして、お金がかかる分については補正の予算をお願いして、承認を得て執行するといふことでもあります。

そういう意味で、それなりにしっかりと議会にも報告もし、予算のお決めにいただいて、承認を得て執行をしてきておると思っております。跳びはねて先にどんどん、予算も決まっていないものを執行すると、こういうことはできないわけでございますので、予算の承認を得てしっかりと執行してまいりたい、こう思っております。

また、村民のいろんな方のご意見、あるいは各種いろんな団体のご意見、こういうものも当然ありますので、そういう意見もしっかり勘案しながら、予算の執行については議会の承認を得て行ふといふことでもあります。そういう意味で、我々が先んじて、執行してから議会の承認といふことは、現実的にはないと思っておりますが、いずれにせよ、議会の議員の皆様



さんも村民の代表でございますので、皆さんの意見もよく聞きながら、意思の疎通を図りながら、しっかりと今後も車の両輪として頑張ってまいりたい、こう思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 私は、一般会計補正予算、これに反対の立場で討論させていただきます。

反対の中で一番問題なのは、今出ておりますポンペイの交流事業であります。

3月の当初予算では300万円というような予算を組んでおいて、いざやってみると1,500万円かかる。その間に、事業の内容が300万円ということは、300万円でやる事業を組んでいたものが、何で1,500万円にならなきゃならないのかというのがありますよね。

ですから、あまりにも計画がずさんであるということで、私はこれは反対をさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ございませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、この一般会計の補正予算に反対の立場で討論を行います。

先ほど質問した村民の皆様へ給付する要件とか、それから肥料価格高騰の支援の600万円、そして低所得者世帯の給付のことは、本当に大いに賛成したいと思うのですが、このポンペイのことでは、私は先ほどの伊東正吾議員の質問に答えている村長の姿勢を見て、まだまだ全然、言葉と行動が一致していないということを感じました。

先日の全員協議会で、条例についてお話ししました。これは公務だったならば、旅行する職員等に対して支給する旅費に関して、まずは諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに村費の適正な支出を図ることを目的とする、これがあっては、先ほどの説明では、結局は基準も何も定めていなかったから実費が足りなくなったとか、そういうことにもなっていますし、同行させるためには、そういう条件とかそういうものがきちんとあって、それから執行しなければいけないんです。

でも、もう執行されていきました。それで、そのポンペイの予算が今組まれようとしています。村長は先ほど、お願いして承認をしてもらってからやります、執行してからやるということはあり得ないと、自分で今言葉で言いましたけれども、まさにこのポンペイは、執行して、それから議会に予算をかけている、それが今日の日になっています。

そういう条例にも沿わない、地方自治法でも旅費規程は決まっています。国家公務員の旅費に関する条例でも決まっています。それに基づいて村の条例ができています。それを破るといことは、また村長は、地方自治法違反、条例違反、国家公務員法等の旅費に関する条例にも反することを今やろうとしているんです。そういうことを、私は1人の議員として認めるわけにはいきません。

ですから早急に、これがもしものことがあったら、先ほどの村民に対することは早急に当局は真剣に考えて、また執行するようにお願いしておきます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ございませんか。

4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 私は、議案第51号の補正予算に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど来、同僚議員のほうからもあるように、今回の補正は、ポンペイの問題ももちろんありますけれども、ここにあるように物価高騰対策事業の支援金であるとか、さらには低所得者への7万円の支給とか、本当に年末にどうしても配らなければいけない、処理をしなければならない、あるいは人事院勧告の人勧のものも含めて、処理をしなければならない問題も含まれています。

今回のポンペイにつきましては、私は村の姿勢として、交流推進課までつくって、これから交流をしっかりとやっていく。今までも孺恋村は、沖縄の座間味村、さらには東京都の千代田区、大学連携では東海大学、さらには女子栄養大学、明治大学、いろんなところと交流をして、現在、孺恋村は、定住自立圏構想、その中で中心市・上田としっかりとした交流を持ちながら、県境を挟んだ取組を現在しております。

そうした中で、今回ポンペイと協定を結べた、世界に名立たる歴史のまちポンペイと鎌原の孺恋村が協定を結んで、そこで、これから国際交流もしっかりやっという、人口を増やすための施策をしっかりやっという、そういう表れの中の今回の予算だというふうに思います。

ボタンのかけ間違いが、もしかすれば、あったのかもしれませんが。しかし、村も10月に国

際交流の委員会まで組織して、これからしっかりやっつけていこう、こういうときに、費用の問題とか、そういうのももちろんありますけれども、そういう取組をして交流人口を増やしていく、そういう取組は、地方自治体にとって必要なことだと私は思いますので、今回の会計に賛成の立場で討論といたします。

○議長（佐藤鈴江君） そのほか、ご意見ございませんか。

6番、石野時久議員。

○6番（石野時久君） 私は、今回の一般会計補正予算、反対の立場で討論させていただきます。

ポンペイ市との交流についてですけれども、交流事業自体、私は賛成です、やっていただくことに対して。ただ、今回については、説明不足、手法に問題があったかなというふうに感じております。

先ほど課長さんが言われていましたけれども、いろいろな都合で慌ただしく進めてしまったというようなことを言っていましたけれども、今年に無理やりやることはなかったんじゃないかな、じっくりと議論して来年度でもよかったんじゃないかというふうに感じているところでございます。

半年以上の時間があつたにもかかわらず、説明を受けたり議論する場がなく、村民の皆様にも募集かけたり、そういうことがあつたということは事実でございます。そして、今現在、村民の皆様から、参加者への補助金について疑問の声が多く届いていると、これは本当に大きなことだと思います。

そこら辺を考慮しますと、今回は延期または中止していただいて、見直しをしていただきたい、そういうふうに思います。

以上のことから反対とさせていただきますと思います。終わります。

○議長（佐藤鈴江君） そのほか、ご意見ございませんか。

5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） 私もこの件については、反対の立場で討論させていただきたいと思っております。

今回の一般会計補正予算の中には、物価高騰対策支援や低所得世帯への支援給付金事業など、早急に実施されることが望ましい予算が含まれておりますが、ほかの議員さんの討論の中にもありましたように、今回、ポンペイとの交流事業の参加者への旅費負担について、事業の内容や負担金の在り方などが問題視され、このままでは支援事業まで、早期の実施が滞

ってしまう可能性があります。

私個人としましては、国内はじめ海外との交流が持てることは、これからの時代、村にとっても、また村民にとっても大変有意義なことであり、今後も続けていってほしい事業であると考えますが、やはり今回は、訪問事業を急いだことにより、多く、より広く村民に交流事業の意義や内容が周知されなかったことで、負担金に疑問を持つ方がいることや、募集期間が短く、案内を知る前に応募期間が来てしまうなど、平等に募集ができなかったことなどから、一度仕切り直しをする時間を取っていただき、よりよい交流の方法を再考していただきたいと思います。

早急に行ってほしい事業も、この補正予算には含まれていることから、審議を長引かせることは、村民の皆さんに対してもよいこととは思いません。まずは一般会計補正予算を一日でも早く通すこと、そしてまた、この交流事業をできる限りよい形で今後につなげていくために、少し時間をかけて考えていく必要があるのではないかの思いから、今回は反対させていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） そのほか、ご意見ございませんか。

2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） 2番、土屋でございます。

私も本案に対しまして、反対の意見で討論させていただきます。反対の理由は、ほかの議員さんおっしゃるとおり、ポンペイの事業に関わるものであります。

友好都市との国際交流、大変すばらしい意義のあることで、ぜひ事業としては進めていただきたいのですが、今回に当たりましては、大変多くの村民の方々から声をいただいております。いろんな意見があるんですけれども、私が考えますに、民間のレベルで交流をするということもあるべき姿だとは思いますが、これについて公金を支出するということに対しましても、村民の皆様のお考えがそこまで醸成されていない、民間同士の交流をみんなで力を合わせてやろうねという機運も、そこまで達していないということが理由なんだと思います。

ただ、本案に含まれております、早急に進めなければならない議案が多数ございますので、それらについては、今後なるべく早く、今会期中に再度ご提出いただく案をつくっていただきまして、進めるのがいいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） そのほか、ご意見ございませんか。

8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 私は、一般会計補正予算に賛成の立場で討論をいたします。

この補正予算は当初予算に取ってありまして、事業の確定ということで事業が実行されると私は思っております。

それで、村民を巻き込んで、実際に募集をして、村民のほうも動いております。こういったことがまた否決されるということになると、村民感情がまた違う立場で、反対の人もいるかもしれないけれども、賛成の方もいて、出席してくださる方も多いわけでございます。

それと、肥料の高騰対策だとか村民に配るクーポン券の予算が組まれております。これは年末でございますので、早急に支給されるべきもので、ここで可決できなければ、また年内に支給ができないというおそれもあると思います。

そういう立場でございますので、私も交流協会の会長ということで、役員会で皆さんの意見をいただきまして、今回のポンペイのは協力しますということで役員会で決まっております。これをもしできなくなるとすれば、交流協会の存続とか意義もなくなってくるんじゃないかということでございます。

私は会長しても、議員としても、今回のやつは賛成の討論とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） そのほか、ご意見ございませんか。

12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） 私は、今回の補正予算には反対の立場から意見を申し上げます。

確かに交流というものは絶対に必要なんですね。ですから、たとえ交流協会であっても、交流協会というのは、もちろんポンペイのこともやっていますけれども、ここに住む、これから増えていく外人の人とか、そういう人たちが、やっぱり住みよいコミュニティ、そういうものをつくっていく、そういうものに対して必要であるんです。ですから、ポンペイの仕事も交流協会にとっては、私は一つの事業だと思っています。

そして、なぜ反対かが一番大きな理由は、やはりこういう、村長が言うように、重要なことはやはり議会を通してやると、これがとても大事なんですね。何でもやっちゃってから、それから報告する、もちろん理由はいろいろあると思います。ですけれども、ちゃんと説明をよくして、どのような選定が村民にとっても、公平であり透明性があるのかとか、どの程度のお金をやっぱりちゃんとかけなければいけないのか、あるいは、どういうふうにしたら、ちゃんと村民さんに周知徹底して、募集の期間とかそういうのが適当であるのかとか、そういうことも考慮してやらなければいけないんです。だから、見切り発車できるような案件では私はないと思っております。

それと、もう一つ、例えばこれが通らなかつたら、じゃ、ほかの村民さんに対して重要な肥料の件だとか、あるいは重要な案件がいっぱいあります。それが全部駄目になっちゃうのかというと、そんなことはないです。ちゃんとこの期間で、これが例えば否決になったとしても、すぐ修正案を出してもらって、それをちゃんと12月の中で、できる限り議会の人、そしてまた携わっている職員さん、そういう人でもちゃんと、ある程度合意ができるような案を本当に徹夜でもやって、それでそれを詰める。それでちゃんと通せば、村民の人に対して重要なことで予算がいかない、肥料のお金がいかない、そんなことは絶対ないです。

ですから、早く、ある程度合意ができる修正案をすぐ出してもらって、それを早めに、とにかく、それで村民の皆さんに重要なことが、お金がちゃんといかないとか、そういうことは非常に困りますので、そういうことを防ぐように早急に修正案を出していただきたい。そういう理由によって、この案に関しては反対です。

以上。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 私も反対の立場で討論させていただきます。

同僚議員が反対の討論で、交流のことに対していろいろなことを申しましたけれども、私もそのとおりだと思います。

私は違う観点のほうから、これはもう一つ反対の理由があります。

やはり村費を使う、公金を使う、そういうときには、村民に応募するのであれば、20万円補助しますよ、三十何万何がしは実費ですよ、その三十何万がしのお金が自由の利かない家庭だって、人だって、たくさんいるんですよ。まずそこを考えて、村のお金を使うなら使う、使わないなら、これはちょっと使えないよね、それが一番の基本だと私は思うんですよ。

もちろんポンペイやいろいろ、交流は大事なんですけども、公金、村の予算の使い方というのが、その辺はやっぱ、私も一村民でありますけれども、ちょっと、じゃ金がない人は行けないじゃない、そんなことに何で村のお金出すの、みんなそういうことを言って当たり前だと思います。ですから、こういうこと、またあるのであれば、その辺もう少し解決できるような予算を、予算ですよ、予算を使うんですよ。その辺を十分に考慮する中で策定していただければと思います。

取りあえず、今回はこういうことで、私は反対として討論させていただきます。

以上。

○議長（佐藤鈴江君） そのほか、ご意見ございませんか。

1 番、黒岩智未議員。

○1 番（黒岩智未君） 黒岩智未です。よろしくお願いします。

私も反対の立場で討論させていただきます。

先週から1週間の間ではありますが、もちろんいろんな方から意見をいただきました。意見をいただいたといいましても、実際、賛成している方たちは何も言うてくるはずがありません。もちろん言うてくる方々は、反対しているに決まっているから言うてくるわけなんですけれども、当然、全議員から出たように、ポンペイのことがやっぱり村民にとって、今非常に騒がれていることかと思えます。

中には、やはり旅行に行く人、特定の人に20万円、我々が納めた税金を配る、おかしいだろう、やっぱりこれが一番多かったです。行かない立場の人には、行かなくても20万円もらえるんですかということをした人もいました。こんなことばかり聞いていて、賛成することは到底できないなと思ひまして、反対の立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、これより直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立少数であります。

よって、議案第51号は否決されました。

---

### ◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、議案第52号 令和5年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第4、議案第53号 令和5年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。



---

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第5、議案第54号 令和5年度婦恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第6、議案第55号 令和5年度婦恋村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第7、議案第56号 令和5年度嬭恋村上水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第8、議案第57号 令和5年度婦恋村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第9、議案第58号 令和5年度婦恋村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第10、議案第59号 吾妻環境施設組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第11、議案第60号 負担付きの寄附の受納についてを議題とします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） すみません、4番の寄附の条件について書かれておりますけれども、この賃借料については、再来年、商工センターはちょっと前だったかもしれないですけれども、いつ頃決めて、我々議会には、いつ頃提示される予定になっているかを教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えします。

ただいま商工会のほうと協議をしております、双方とも来年度予算に組み込まなければいけないということで、早めに決めたいと思っております。

また、議会の皆さんにも事前にお知らせをしなければいけないと思っておりますけれども、年内に決まれば年明け、また全員協議会等でお伝えできればと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第12、議案第61号 婦恋村職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第13、議案第62号 婦恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第14、議案第63号 婦恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 討論をさせていただきます。

先ほどの特別職のところこの議員の報酬については、私は積極的には賛成できないとい

う意味で反対とします。

理由としては、職員の皆さんは、かねてより労働者として、スト権があったのがなくなった代わりに、人事院勧告とかそういうことで給料が決まっていますが、我々議会とか特別職はそういう規定がない中で、準じてというのでは、私の心情的な問題として賛成できないので、反対といたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第15、議案第64号 孺恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今、国家公務員とか地方公務員の中に会計年度職員が決まって、臨時のような立場で働いているわけですが、そういう人たちの労働条件が問題になっているときですが、これは先ほどの職員と同じように、この条例が決まったら今年度の4月から遡及するのか、それか来年度からなのか、ちょっと自分がこういうのを読むの、かなり難しい部分もあって分からなかったの、その点の遡及する時期とか、それから職員の皆さんと同じようなものになるのか、その辺について詳しく、勤勉手当と期末手当につい



て説明していただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

会計年度任用職員の給料、それから期末手当につきましては、4月に遡って上がるように今回提案させていただいております。

来年の4月1日からは、今度は勤勉手当も対象に追加をするということで、来年からは4.5か月ということで、正規職員と同様に期末、それから勤勉手当がつくというようなことで提案させていただいております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 先ほどの総務課長の説明を聞いて、これは賛成としたいと思います。

というのは、今、保育園現場も会計年度職員が多いわけですが、それでも、保育士不足とかいろいろ言われている中では、そういう立場の人たちの働く条件をよくしていくしかないと思いますので、今回のことに限っては、国のほうでも予算をしているということなので、当然かなと思うので、さらに保育士さん、看護師さんとか介護福祉士さんとか、そういうケア労働者に対する労働条件をよくするように村としても努力していただくことを要望して、賛成といたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第16、議案第65号 婦恋村印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第17、議案第66号 婦恋村上水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。  
続いて、これより討論を行います。  
ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。  
直ちに採決を行います。  
本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。  
よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第67号の質疑、討論、採決

- 議長（佐藤鈴江君） 日程第18、議案第67号 婦恋村庁舎整備基金条例の制定についてを  
議題とします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより  
本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。  
続いて、これより討論を行います。  
ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。  
直ちに採決を行います。  
本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第19、議案第68号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第20、議案第69号 婦恋村国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎休会について

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、13日まで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、明日から13日まで休会することに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 本日は、これにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午前11時03分

令和 5 年 第 7 回 定 例 村 議 会

( 第 3 号 )

## 令和5年第7回嬭恋村議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和5年12月14日(木) 午前10時00分開議

日程第1 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第2 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程第2まで同じ

追加日程第1 議案第70号 令和5年度嬭恋村一般会計補正予算(第5号)

---

### 出席議員(12名)

1番	黒岩智未君	2番	土屋哲夫君
3番	伊東正吾君	4番	下谷彰一君
5番	黒岩敏行君	6番	石野時久君
7番	佐藤鈴江君	8番	土屋幸雄君
9番	松本幸君	10番	伊藤洋子君
11番	大久保守君	12番	大野克美君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	地田功一君
総務課長	佐藤幸光君	会計管理者兼 税務会計課長	望月浩二君
未来創造課長	熊川明弘君	交流推進課長	宮崎貴君
住民課長	宮崎由美子君	健康福祉課長	熊川真津美君
建設課長	黒岩建五郎君	農林振興課長	横沢貴博君
上下水道課長	宮崎忠君	観光商工課長	竹渕幹雄君
教育委員会 事務局長	滝沢勇司君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 目黒 康子 書記 横沢 右京



開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆様、おはようございます。

本日は、傍聴、大変ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第7回婦恋村議会定例会を再開いたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎日程の追加について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。村長から令和5年度一般会計補正予算（第5号）が別紙のとおり提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり追加日程第1を議題とすることに決定いたしました。

---

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第1、議案第70号 令和5年度婦恋村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第70号 令和5年度孺恋村一般会計補正予算（第5号）につきまして提案理由を説明させていただきます。

本12月定例会におきまして議案第51号補正予算（第4号）として提案させていただきましたところではありますが、このたび内容を一部修正いたしまして、議案第70号補正予算（第5号）として改めて提案させていただくものでございます。

歳入歳出それぞれ4,317万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を81億9,627万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 議案第70号 令和5年度孺恋村一般会計補正予算（第5号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,317万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億9,627万9,000円とするものでございます。

12月5日に補正予算（第4号）として全体的な説明をさせていただいておりますので、今回、第5号として変更した点について説明をさせていただきます。

12ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳出ですが、6目の企画費の説明欄、自然エネルギー活用事業とジオパーク推進事業と記載がありますがけれども、この間に、第4号では国際交流事業738万4,000円という数字がございました。こちらを削除させていただきました。

それから、8ページに戻っていただきたいと思います。

8ページは歳入ですが、一番下の20款繰入金、この下に雑入としまして、ポンペイ市訪問交流事業参加負担金525万円がございましたけれども、こちらを削除させていただきました。

それに伴いまして、その上の19款繰入金、財政調整基金繰入金ですが、こちらを第4号では6,237万3,000円を繰り入れる予定でしたが、こちらを213万4,000円減額しまして、今回6,023万9,000円とするものでございます。

以上、歳入2か所、歳出1か所の変更になります。

以上で詳細とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今の説明では、ポンペイの事業は今回の補正予算からいろいろ歳入歳出、数字的に取られたわけですがけれども、この事業は、多くの方々に周知したり、いろいろと混乱を招いたと思いますけれども、今後、村としてはそういう対処とかはどのように考えているのかお聞かせ願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

○村長（熊川 栄君） すみません、趣旨がちょっと、最後のところ。

○議長（佐藤鈴江君） 今後このような事業を続けていくかどうかという。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 国際交流事業につきましては、今後続けるかというお話でございますが、審議に基づいて誠実に相手の皆様方と協議をし、また、村民の皆様には十二分にアカウントビリティを説明し、また議員の皆様、村民に選ばれた皆様ともしっかりと協議をしながら、内容を精査し、そして、相手のいることでございますので、しっかりと計画を練って、十二分にアカウントビリティを果たして、そして一步一步前に交流を進めていけたらと思っております。ということでご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 今回の補正でポンペイ交流事業の収入と歳出を取り除いたという予算でございますけれども、もう既に動き出している事業でありました。それに対しまして、経費もかかっていると思うだけけれども、今回はどうして、その経費とかそういうのは少しでも取り上げて補正につけなかったのか。実際に動いているから、経費はかかっていると思ひます。その辺の説明をお願ひいたしたいと思ひます。

それであともう一つ、村民が自主的に募集して、既に参加を申し込んでおります。その人たちは既にパスポートだとかいろんなものを取って準備をしていると思ひます。それに対して、村もちょっとは補助するとか、村の事業で募集したわけですが、村民に不安を与えないような対策を考えていかなきゃいけないと私は思ひます。その辺の答弁をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの土屋幸雄議員の質問にお答えします。

初めに、今回のキャンセル料につきましては、旅行会社に企画料として1人当たり5,500円、これは契約を結んでいますので、キャンセル料として村からお支払いしたいと考えております。この予算につきましては、今回補正で計上しておりませんが、まだ金額も確定しておりませんので、当初予算の中からお支払いしていきたいと思っております。

それと、飛行機代とかほかの経費につきましては、まだ日にち的にキャンセル料が発生しませんので、この企画料のみとなります。

それともう一つの質問ですが、参加者、おととい、一昨日ですね、12日に説明会をさせていただきました。その中でも、意見とすると、大変残念で、今後もぜひ企画してくださいというような意見が全員からでした。その中でも特にパスポートです。今回参加するに当たりパスポートの申請をした人が5人おまして、この経費につきましては、公費でちょっと支払うわけにはいきませんので、今後も参加予定者が集まりを、ぜひ参加者で今後していきたいというようなことで、村としてもフォローしながら、企画費についてだけお支払いする旨の今後の予定としていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） ただいま答弁がございましたけれども、国際交流とか、これから村でも、国内でも千代田区だとか、雪だるまフェアとか、いろんな交流を進めていると思います。交流事業というのは、するには金がかかります。これは今後とも国際交流とか国内交流も、いろんな交流がございますよね、本当に、座間味村だとか。小学生をアメリカに派遣したり、座間味村に派遣したり、いろいろ経費がみんなかかっております。1回こういう問題が起きたんだから、本当に当局はこれからこういう交流に対して、いろんなことを精査して、これから本当に真剣に取り組んでいくのなら、用な金は、するんなら金がかかりますよ、確かに。それは説明責任はしっかりと発信していただいて、議会とよく審議をして進めていってほしいと私は思っております。

それで、今回はポンペイ市の交流の、ポンペイ市とのいろんな約束、調整をしたと思うんですけども、この国際交流協会、今回中止になったということで、ポンペイ市が婦恋村に対して不信感を持たないような、そういう対応もしていかなければ、実際に動いて予約をし

た、予約というかあれをしているわけでございます。これで国際交流協定をポンペイ市と婦恋村が結んで、日本のポンペイということは発信されている状態、これから発信していこうという矢先でございます。これがね、イタリアとポンペイ市のうまく交流が続いていくことを本当に精査していかなければ、それでこういったことは村民に、でも今回参加した人たちも、村民の行政不安というの、確かにこの間、私も12日に説明会に行ったんですけれども、本当に残念だと思っていて、村政不信も募っている人もいますかと思えます。そうした人に対して、本当に村は説明責任を果たしていただきたいと思えます。村長の考えは、答弁をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、交流というテーマでございました。我が村には、今、交流推進課という課を設置して、交流を進めてまいりました。定住人口に対して交流人口を増やしましょうということで、全国各基礎的市町村ですね、市町村も交流人口を増やそうということで、交流をテーマにいろんな形の交流が生まれてきております。そんな中ですが、近時におきましては、定住人口、交流人口に対しまして、いわゆる村と関係を持つ人口、関係人口を増やしましょうということで、移住定住等も国のほうからも政策的に、定住人口、交流人口、関係人口ということでございます。

我が村につきましては、土屋議員のご指摘のとおり、基礎的自治体では東京都千代田区、横浜市につきましては横浜市中区、あとは沖縄県の座間味村と交流をしております。ちょうど10年越しでございましたが、昨年7月4日はイタリア国ナポリ県ポンペイ市と正式に調印をさせていただきました。正式な関係の自治体は、今、国内及び国際交流ということでございます。そのほかに大学とは、明治大学、東海大学、女子栄養大学ということで、本当に学校のトップと私のほうでサインをしていただきまして、学校との交流等もさせてもらっています。また、ご存じのようにいわゆる平成の合併が終わりましてから、総務省におきましては定住自立圏を構成しなさいよということで、上田市を中心市とする定住自立圏に、上田のほうに参加をさせていただいております。

そういう意味でいろんな形の交流がありますので、経費のかかることはかかると思っております。特に中学生の交流事業におきましては、アメリカのコーダレイン、あちらのほうにおきましては、自治体とのサインをしておりますけれども、ホストファミリーの皆様方の、

民間の皆様方の多大なるご理解で交流事業を推進しております。

いろいろな形の交流がありますが、経費がかかることは当然だと思っておりますので、今後とも交流人口をしっかりと中身を精査して、そして交流人口を増やす。あわせて、その中から関係人口を増やしてまいりたい、こう思っております。

もう1点、村民の皆さんに今回参加をいただくという方々に対しまして、一昨日、説明会がありました。担当課長が出まして、私がちょっと本当に申し訳ございません、東京のほうに陳情ということで、上信自動車道と浅間山の火山砂防等の陳情で私は参加できませんでした。報告は受けました。村民の皆さん、特に参加をしていただきました皆さんには、本当にまた個別にでもいいですから、しっかりと今回の経緯を私からも説明をさせていただきたいと思っております。

それからもう1点、ポンペイ市との関係でございます。担当課長が議長であり、儀典長であります方と一生懸命交渉を続けてきた経緯がございます。私のほうからも、ポンペイ市の市長さん宛てにお伺いするという日本語をイタリア語に編さんしまして、親書を送っておりますので、あわせて今の経緯を親書をもってちゃんと深くおわびを申し上げるところはおわびを申し上げ、今後もしっかりと交流をしましょうというお話をさせていただきたいと、こう思っております。

口頭で担当からは、向こうには連絡してございますけれども、しっかりとした形で、今後のために親書をもって説明はさせてもらいたいと、こう思っております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

6番、石野議員。

○6番（石野時久君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

今回、補正予算については否決ということがあったわけでございます。ここのところ何回かスムーズにいかないことが続いているように思います。

今後はちゃんと手順を踏んでいただいて、しっかりと説明をしていただいて、こういうことのないようによろしくお願したいということを申し添えて、賛成といたします。よろしく

お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私もこの補正予算に賛成の立場で討論するんですけども、先ほど幸雄議員からの質問で、村長からの答弁がありましたけれども、やはり今回は本当に議会の審議も経ないで、そういう補正予算も組まれた中で、この旅行が組まれたということは、日頃、村長は法令遵守、議会を尊重する、車の両輪のごとくと言葉にしておりますので、それをきちんと今後実行してほしい、そういう強い思いがあります。

迷惑をかけた村民の方々、海外の方々には、それなりの対処をするという答弁もありましたけれども、本当にこういうことは二度とあったら、行政、村への信頼にも関わることだと思いますので、吟味してほしいと思います。

もう1点ですけども、要望として。先ほど村長が述べた交流事業は、すごく多くの課に関わっている事業なので、課長会での審議もしっかりとしていかないと、またそれぞれの交流がばらばらになっては、これも信頼が欠けることになると思いますので、その点も今後きちんと行っていくことを要望しておきます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に陳情書1件を所管の委員会に付託し審査願っておりましたが、審査が終

了しましたので、ただいまから委員長報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

11番、大久保守議員。

〔総務文教常任委員長 大久保 守君登壇〕

○総務文教常任委員長（大久保 守君） それでは、総務文教常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、12月11日に委員会を開会し、陳情書1件について、審査と各課からの報告を受けました。

委員会には、委員6名と議長、当局からは村長、教育長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

最初に、群馬県医療労働組合連合会中央執行委員長、出浦匠人氏から提出された陳情第6号 国民のいのちと健康を守るために、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書について審査を行いました。この陳情の内容は、令和2年から令和4年12月定例会、また、令和3年3月の定例会において、ほぼ同じ内容で請願、陳情という形で提出され、趣旨採択となっております。

陳情の趣旨は、ケア労働者の賃上げ事業として2022年10月から診療報酬と介護報酬の臨時改定が行われ、賃上げ補助を行った政策に対して喜びの声がある一方、賃上げの対象が限定していたため、医療・介護現場に差別が持ち込まれ、不団結を生み出していること。また、40年ぶりの物価高騰を背景に2023春闘において、経団連は大幅賃上げを表明し、労働組合の要求に満額で応える大手企業も相次ぎ、給与の上がない医療・介護分野からより給料の高い他産業へ人員が流出し、人材不足が進んでおることから、医療・介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につながるよう、診療報酬と介護報酬を根本的に引き上げる臨時改定の実施と、全ての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡大することを国に対して意見書の提出を求めるものであります。

各委員からは、以前から深刻な問題であるが、財源の問題や介護事業者と利用者の割合から保険料の算定の影響もあることなど、総合的に進めていることと思うとの意見で、全員一致で趣旨採択と決しました。

その他、各課からの報告があり、初めに、健康福祉課より、嬭恋村デイサービスセンターの指定管理について、指定管理者である嬭恋村社会福祉協議会から指定管理料等についての申出があり、協議を始めるとの報告がありました。



次に、未来創造課から、孀恋高校の魅力化事業について、進捗状況や岩手県立大槌高等学校への視察について説明がありました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 陳情第6号 国民のいのちと健康を守るために、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書について、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） この陳情書について、趣旨採択という結果になりましたけれども、このところお医者さんの医療報酬も引き下げのようなこと、介護保険もこれから利用者には2割負担もしようとしていることなど、多くのこういうケア労働者問題、ケア職場について問題が起こっていますので、今後はぜひ請願等が出されたときには採択をして、国にも意見書を上げていかないと、なかなか私たち村民、そして国民の声が届かないので、さらにここ孀恋議会からの強い要望を引き上げることを今後に向けて要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

陳情第6号 国民のいのちと健康を守るために、医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書について、委員長報告のとおり趣旨採択に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、本案は総務文教常任委員長の報告のとおり決しました。

---

◎一般質問

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、一般質問を行います。

伊東正吾さん外10名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

---

◇ 伊 東 正 吾 君

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、3番、伊東正吾議員の一般質問を許可します。

伊東正吾議員。

〔3番 伊東正吾君登壇〕

○3番（伊東正吾君） 議長より許可を得ましたので、発言をさせていただきます。

まず初めに、私の内容といたしまして、今回の議会の内容も含まれておりますので、否決された部分というところで少々違いがあるかも知れませんが、よろしくお願ひします。

村民参加型のポンペイへの訪問交流の件。

前回、9月の定例議会の折に村長の暴走などという失礼な発言をしましたが、まさしく今回も冒頭に村長の暴走と声を大にいたします。

鎌原観音堂の再三の審議や減給にもめげずご自分を貫くのはご立派なことです。反省、教訓、改善は全く見当たりません。これでは到底、村政を預けるに値しません。

参加者への補助金の他項目からの付け替え、本来ならばパンフレットでの発表前に議会にかけるのが当たり前ではないですか。これには過去、役場の移転や道路の計画問題など、多岐にわたる村長のフライングがありましたよね。また、村民の方からのお話によると、財源が確定しない段階で声かけ、参加者募集、反省や教訓のない行動は、村民、議会や議員をなめているような行動です。それに、村長や担当者の参加費用はどうなっているのですか。

損害はありますが、考えを改め、海外や箱物に村の繁栄を求めず、混沌とした日本の経済状態を鑑み、視線を村内の福祉や教育、観光に目を向け、村政を地に着いたものにしてはどうですか。今まで議会を経て行われている工事の話も、痛みは伴いますが、ゼロベースで再考してはどうなんでしょうか。村長の上司は誰ですか。何がポンペイですか。ポンペイで腹

が膨れますか。私たちは腹ぺこです

上記を踏まえ、下記にお答えください。

ポンペイの件で議会を通さずに参加者の経費を補助する、その理由。

2、過去のフライングについて、その都度、反省、教訓、改善したかをお教えてください。

3、参加費用の詳細。

4、関係者の補助金及び経費内訳。

5、人口減少、商業観光の疲弊などに改善をどうするか。

6、外面はいいが、内側はぼろぼろに近い村政に気づいているのか。

7、行政工事や交流の白紙からの再考。

8、村長の上司は誰ですか。

2番、役場と村民の融和の件。

前回の一般質問で、各部署の融和のお願いをした次第ですが、役場の各課長のポジションはどうなっているのですか。前項にもあるように、村長の暴走を加速させるのがお仕事ですか。あまりにも過去の慣例を守るがゆえに村民が不利益を被っていませんか。鎌原観音堂の件では、議員各位の寛大な措置により何も変わらなかったのがいけなかったのか、村民を見ずして村長を見、ご機嫌を取っているようなことでは駄目だと思います。ブレーキを持たない役場を村民が信用できないのは当たり前のことです。村長が忙しいなら、あなたたちが村民の声を吸い上げるべきです。だって、村民は役場の株主のような存在だからです。

上記を踏まえ、下記にお答えください。

副村長不在の中、役場の中のシステムでブレーキ役があるなら教えてください。

前回の一般質問の中で、泥臭くと表現いたしました、その泥臭くをどのように理解したかという点を教えてください。

これは僕が必要だときつく思っていることです。3番、役場の信頼回復にどのように努めていますか。もし個人が私は大丈夫と思うなら、大きな間違いです。

4、過去の行政から意識改革が必要だと思いますか。

5番、村長に意見をできるかできないか、どちらですか。

以上です。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊東議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、1点目が村民参加型のポンペイへの訪問交流の件、第2点目で役場と村民との融和の件という2つの大きなテーマがございました。

第1点目のポンペイの件でございますが、1から8までと8項目の質問事項がございます。そのうち、まず②の訪問交流を含めた過去のフライングについて、その都度の反省、教訓、改善したかをお願いしますというご質問でございます。

過去のフライングとして上に上げてある質問の中では、役場の移転や道路の計画問題などと、多岐にわたる村長によるフライングと、こういう設定でご質問いただきました。全てがフライングだとは私は思っておりません。議会にもいつも申しておりますように、議会にもアカウントビリティ、説明責任を各委員会、あるいは全員協議会でも果たさせていただいておるつもりでございます。

また村民に対しては、これは主権者は村民であります。国民主権主義であります。したがって、私が責任を負うということになれば、村民に対してが一番だと当然思っている次第でございます。

そういう意味で、過去のフライングというご指摘ございましたけれども、役場の移転はこれからまたしっかりと公共施設再編計画を平成31年3月に議会にも提案をしておりますので、こういう役場の移転の問題は、そこに含まれている一番大きな政策課題でございますので、今後も村民の皆さんの意見、あるいは諸団体の意見、また各地域の意見も、あるいは区長会の意見等も勘案しながら、しっかりと役場の移転については検討を早急に加えていきたいと思っております。

個別具体的な話はこれ以上申しませんが、財政が非常に厳しいと、タイトでということがありますので、それも踏まえて検討を加えてまいりたいと思っております。

道路の計画問題などありますが、道路につきましては、何としましても、本年度補正予算を含めまして、上信自動車道建設促進期成同盟会で財務省、国土交通省等も、組織として同盟会で陳情してまいりましたが、令和5年度では全体予算が補正分も含めまして、ざっくりでございますが、総額約127億円の予算が確保でき、工事も着々と進んでおります。長野原与喜屋から鎌原まで、いわゆる長野原孺恋バイパスにつきましては、令和11年完成予定ということになります。

なお、本年度予算でございますが、中で工事の完成が1か所ございます。吾妻西バイパスでございます。過日、県のほうとも協議をさせていただいた中で、3月20日に今の予定では

交通の開通式典を、吾妻西バイパス開通式典を開催する予定となっております。

今後におきましては、道路の計画問題等ではありますが、しっかりとお願いするべきところ  
はお願いし、東西に走る上信自動車道については基幹道路だと思っております。それについ  
てまた他の議員からも質問もございますので、そちらでも含めてご回答させていただきます  
が、必ずしもフライングだと思っていない部分もございますので、ご理解いただきたいと思  
っております。

続きまして、私のほうからは人口減少、商業、観光の疲弊をどのように改善するかという  
ご質問でございました。

人口減少社会は、平成27年に全ての市町村はまち・ひと・しごと総合戦略を策定しなさい  
ということで、我が村も策定をさせていただきました。我が村は、基本的には現在、第6期  
嬭恋村総合計画、これは10か年計画でございます。これと1年ずれておりましたので、これ  
は以前も回答させていただいていますが、平成31年に2つの計画を年度を合わせる、1年ず  
れを直して、第6期嬭恋村総合計画とまち・ひと・しごと総合戦略は同じ年度に合わせるよ  
うにさせていただきました。

人口減少でございますけれども、まち・ひと・しごと総合戦略を見てもらえば分かります  
が、2045年には嬭恋村の人口が6,547になると想定されております。国立社会保障・人口問  
題研究所、厚生労働省の外郭団体が発表しておる数字でございます。そういう意味で、先ほ  
ど申しました交流人口を増やそう、定住人口に対して関係人口を増やそう、そして、この定  
住人口を増やす併せて移住定住の国家の補助金等も活用しながら、少しでも多くの方がこち  
らで気持ちよく働けるような場所を提供しながら、移住する人口も増やしていこうというよ  
うな政策を現在実行しておるといところでございます。

今後も人口減少、嬭恋だけが人口が増えるというのはなかなか難しい課題でございますが、  
人口については、仕事がちゃんと基幹産業がある、あるいは今質問のあります観光、商業、  
こういう産業がしっかり成り立つということが一番重要だと思っております。現在、ご指摘  
のとおり疲弊、特に観光、商業関係は疲弊しておる部分があると私も認識しております。ア  
フターコロナでございますので、逆に円安ということも活用しながら、インバウンドも含め  
て軽井沢や草津町、インバウンドのお客さんも増えつつございますので、そちらも対応をし  
っかり考えてまいりたいと思っております。

6番目の外面はよいが、内側はぼろぼろの村政に気づいているのかというご指摘でござい  
ました。外面がよいというご評価をいただいた、これはありがとうございます。

内側はぼろぼろの村政というご指摘でございますが、村政は私一人では行えません。組織であり、地方公務員法という法律があり、そして我が村では現在136名の私の部下及び会計年度任用職員が92名、これらの皆さんが力を合わせて組織として、誰一人遊んでいる人はいません。職員はみんなおのおのの仕事を持って、自分の守備範囲をしっかりとやりながら、縦の組織及び横の連携、縦と横の連携を図りながらみんなで136人で一般会計、特別会計含めて115億円という予算を認めていただきましたので、それを現在しっかりと執行しておると、こう思っております。

ぼろぼろの村政というご指摘でございますが、悪い点があればしっかりと反省をして、また村民に対しては説明責任を果たしてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

7番目でございますが、行政工事や交流の白紙からの再考でございますが、先ほど申しました行政工事、これは浅間山減災・防災対策、国の事業で、今年度23億円で事業をしていただいています。また、上信自動車道、先ほど申しましたように、これは我が村でなくて、県が執行する事業でございますので、上信道も。国のほうにもお願いをしてまいりたい。

それから、嬭恋橋が現在、片側通行でございますけれども、これにつきましても、工事の件については、三桁国道ですから、県の管理する道路でございますので、しっかりとお願いをしてまいりたい。

行政工事ということになりますと、現在は、村で一番大きな課題は嬭恋会館の建設工事です。議会にも説明責任を果たしてきておるつもりでございます。予算のほうもご承認をいただいてきております。これも必ずしも白紙から再考というわけにはいかない、最も大きな重要な工事、これは嬭恋会館の建設工事です。もうじき発注する準備もできておりますし、村民にも広報をしっかりとってきておりますので、これもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

交流の白紙ということでございますが、交流につきましては、自治体間の交流、国際交流、あるいは大学との交流、あるいは中学生の交流、こういうのもありますので、これをしっかりと踏まえながら、先ほどもお答えさせて、土屋議員のところでも説明させていただきましたけれども、精査をしっかりとしながら前向きに交流人口を増やせるように、そして関係人口に結びつけられるように村政を執行してまいりたいと考えておりますので、白紙から再考というのではなくて、ぜひとも悪いところがあればケース・バイ・ケース、そして修正すべきことは修正しながら、しっかりと前に進みたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたい

と思います。

8番目、村長の上司は誰ですかというお言葉でございました。私は村民だと思っております。村民が主権者です。これは日本国憲法で最も重要な国民主権主義が現在における法治国家日本における一番の大原則であると私は信じております。そういう意味で、私にもし上司があるとすれば、それは村民でございます。ご理解をいただきたいと思います。

大きな2点目の役場と村民との融和の件並びに第1問目のポンペイの細かい部分の点につきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

〔交流推進課長 宮崎 貴君登壇〕

○交流推進課長（宮崎 貴君） それでは、伊東正吾議員のご質問にお答えします。

初めに、①ポンペイの件で議会を通さずに経費補助をした理由につきましては、1月からのポンペイ市訪問が、やり取りの中で10月半ばに決まりました。11月末までに参加者を旅行会社に報告し、飛行機の予約をする必要があったため、11月6日より参加者募集を始めました。当初予算で見込んだ金額では、見積書を取った結果、数万円足りないということで補正予算が発生したわけですが、10月に臨時議会を開かせていただくようお願いすればよかったと反省しております。

続きまして、3番の参加費用の内訳につきましては、1人当たりで申し上げますと、羽田空港往復バス代2万827円、イタリアまでの往復航空賃27万410円、イタリア国内での交通費、宿泊費、食事代、ガイド並びに拝観料等合わせまして28万6,000円、企画料5,500円、合計で58万2,737円となります。

続きまして、4番の関係者の補助金及び経費の内訳ということでございますが、関係者の補助金経費ということで、内訳につきましては、参加者の先ほど申し上げた金額と同じとなります。当初予算から特別職並びに職員の不足分、同行を依頼しました国際交流会長、議会議長、添乗員の経費を補正予算で計上させていただきました。

以上とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） 伊東正吾議員の2点目、役場と村民との融和の件についてのご質問につきまして回答させていただきます。

まず①の副村長不在の中、役場の中のシステムでブレーキ役があるのかとのご質問でございますが、個々の事柄について、関係する課長と村長が協議を行いながら事業を進めております。その中には、村長からの提案や、逆に課長からの提案があると思いますが、事業をいかに具体化していくかが協議の中心であり、ブレーキをかける方向での協議はあまりないのではないかと考えております。

次に、②の前の一般質問において泥臭くという言葉をごどのように理解したかのご質問であります。

間違っていれば大変申し訳なく思いますが、泥臭くとは、手間や労力を惜しまず地道な作業や努力をしていくべきという意味で言われたのではないかと理解をしております。

次に、③の役場の信頼回復をごどのように努めていますかとのご質問でございますが、役場に対して不満を持っている村民は多く、残念ながら信頼度は低いと感じております。今後、信頼回復を目指し、法令の遵守をはじめ誠実な対応を心がけ、村民の立場で物事を考えることなどを徹底し、村民から信頼される役場となるよう努めていきたいと考えております。

次に、④の過去の行政から意識改革が必要ではないかとのご質問でございますが、ご指摘のとおりと考えております。今年度中に職員の意識改革を図るための研修を予定しておりますが、時間の経過とともに記憶が薄らいでいくものと思われまので、継続的に研修を実施していきたいと考えております。

次に、⑤の村長に意見をできるのかできないのかとのご質問でございますが、村長は、選挙によって村民から選ばれた村民の代表であります。職員は、地方公務員法により、職務上の命令に忠実に従わなければならないと規定されており、基本的に村長の指示に従うことが使命であると考えております。

しかしながら、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しかつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定されておりますので、特に管理職は、公共の利益のためになるのかという点に留意しながら最善を尽くさなければならないと考えております。

同じく地方公務員法で、信用を傷つけ不名誉となるような行為をしてはならないという規定もございます。管理職として一層気持ちを引き締めることを全課長、局長で誓い合いたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。



3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 2番、1番、逆になりますけれども、総務課長のお答え、本当に優等生的なお答えで、ありがとうございました。

それから1番、8番で村長の上司は誰ですかというところで、村民だというふうなお答えございましたので、これも非常にうれしく思います。以前はどうだったか私ははっきり分かりません。これから先、村民の声に耳を傾け、大きなアンテナを張って、村民の声を少しでも多く吸い取るようお願いして、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で3番、伊東正吾議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 黒岩智未君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、1番、黒岩智未議員の一般質問を許可します。

1番、黒岩智未議員。

〔1 黒岩智未君登壇〕

○1番（黒岩智未君） 黒岩智未です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきたいと思います。お聞き苦しい点もあるかと思いますが、よろしくをお願いします。

まず1つ目の質問ですが、道路の除排雪事業について質問させていただきたいと思います。嬭恋村は、降雪量が多く、除雪に関する住民のニーズに適切に対応していく必要があるが、住民からは、次に上げる意見が多く寄せられている。

1、除雪の状態が悪い、2、除雪車が来るのが遅い、3、除雪した雪が道路、または私有地に積残している。

国土交通省が自治体に対して行ったヒアリングによると、除雪の体制確保の上で課題として、次に上げられる事項が上げられている。

1、除雪事業者の確保が困難、2、オペレーターの確保が困難、3、除雪機械の確保が困難。

長引く景気の低迷や公共事業の減少などから、除排雪事業の主な担い手である建設事業者等の体力が低下し、全国的に除雪事業の入札も不調が続いている。また、除雪オペレーター

の高齢化が進んでおり、オペレーターの確保及び育成が課題との指摘がされている。

これらの課題が除雪に関する住民からの苦情増加の一因となっている。住民の意見に真摯に向き合い、そのニーズに適切に対応すべく機動的な除排雪事業を実現する必要がある。嬭恋村として、これらの課題を改善するため、現在の除雪体制を抜本的に見直す必要があるのではないのでしょうか。

続きまして、2つ目の質問ですが、外国資本による土地の取得について質問させていただきたいと思います。

今年8月、外国人女性が沖縄県の無人島を購入したことがSNSを中心に拡散され、大きな議論となりました。ご周知のとおり、現在、日本国内において、外国資本による水源地、森林、農地等の土地所有権の取得が深刻な問題となっております。日本の民法が規定する所有権は、絶対的所有と言われる土地の使用、収益、処分を包含するものであって、いずれについても所有者個人の自由意思によるものとされています。

その絶対性と排他性から、日本の所有権は世界的に類を見ないほどの強力な私権であると言えます。その土地所有権を外国資本が取得する行為は、すなわち日本の国土の一部を取得する行為であり、国土安全保障及び経済安全保障上の極めて重大な問題です。

近年、金鉱石等の地下資源で注目を集めるミャンマーでは、外国資本が採掘地一帯の買上げを進めており、地元住民が生活と仕事の地を追われています。また、オーストラリアにおきましては、国立公園を含む島の一部につき土地リース契約を締結した外国資本が航空機が離着陸する滑走路を封鎖するといった事態も生じているとのことです。

こうした世界情勢や国内の現状を受け、全ての市区町村、そして都道府県が安全保障上の脅威に目を光らせ、可能な限り措置を講ずることは、議会に課せられた責任ではないのでしょうか。地方自治体の条例制定権には限界がありますが、あらゆる可能性を模索し、外国資本による土地取得を制限ないしは規制する方向で検討を進めるべきと考えます。

それでは最後に、3つ目の質問として、2024年問題と上信自動車道について質問させていただきたいと思います。

現在の国内貨物輸送量におけるモード別輸送は、自動車約5割、内航海運が約4割を占め、鉄道の占める割合は全体の5%程度です。経済の大動脈として各種産業活動と国民生活を根底から支える物流業界ですが、労働不足や不安定な世界情勢に起因するエネルギーコストの上昇等、厳しい経営環境を強いられています。さらに、来年度より適用されるトラックドライバーの時間外労働の上限規制により、陸上貨物輸送の大半を担う運送事業者が深刻な

問題に直面することになります。

2024年問題は、運送事業者の経営環境が悪化するといった単純な問題ではなく、輸送能力の不足による経済活動や国民生活に大きな影響を与える問題であると言えます。嬭恋村においては、高原野菜の栽培が盛んですが、2024年問題の対策をしなければ、従来どおり全国へキャベツを出荷することが困難になると予想されるでしょう。

こうした問題を受け、トラックドライバーの時間外労働の上限規制に直面する運送事業者は、上信自動車道の開通により陸上貨物輸送に要する時間の短縮が見込まれることから、上信自動車道の早期開通を求めています。

また、上信自動車道における田代地区及び大笹地区のIC設置予定地、そして干俣地区からのアクセスについては、他の地区と利便性の格差が可能な限り生じないように十分に考慮する必要があると考えます。

2024年問題について、企業努力が求められるのはもちろんですが、嬭恋村としても、上信自動車道の早期開通と併せて積極的な対策を講じていく必要があるのではないのでしょうか。

以上3点について、明確な答弁をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 黒岩智未議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、第1点目が道路除雪についてでございました。第2点目が外国資本による土地取得について、第3点目が物流業界の2024年問題と上信自動車道についてのご質問でございましたが、私のほうからは、第2点目の外国資本による土地取得の話並びに2024年問題の上信自動車道のお答えをさせていただきたいと思っております。

外国資本の土地の取得につきましては、ご存じのように防衛施設、防衛の基地等があるところにつきましては、重要土地等調査法の概要ということで、重要土地等調査法、法律が制定されておりますのはご存じだと思います。昨年、法律が成立いたしましたして、防衛関連施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設の周辺という区域について、政府のほうで検討を加えて、審議会を経て、国会のほうで法律は制定されておるということでございます。

もう1点、水の問題で、嬭恋村におきましても、田代の奥、農場の奥でございますが、43ヘクタールにつきましては、シンガポール資本が買うというお話があったときに、我が村は条例を一部改正いたしまして、議会とも審議をしていただきまして、日量30立方メートル以上

を超える地下水及び湧水の採取につきましては、嬭恋村土地開発事業審議会にかけるという条例制定もさせていただいてきておるところでございます。これは全国の自治体で、北海道の土地が大量に買われた、あるいは長野県でも水の水源のあるところの土地が買われたというようなことがありまして、実はもう皆さんご存じだと思いますけれども、佐久市の柳田市長さんが全国の会長になられまして、水のところに対する外国資本の購入について勉強しましょうということでした。我が村でもそういう案件がございましたので、開発条例を一部改正して、可能な範囲の規制を設けるということで取り組んできたところでございます。

そういう面からいたしまして、所有権は絶対であるということで、民法における権利で最も強いのは所有権、憲法29条にも所有権の規定がございます。いろんな権利が民法もございますけれども、民法における最も絶対的な権利は所有権であります。それを制限できるというのは相当な理由がなければならぬということでもあります。法律上は、公共の福祉に適している場合は制限をすることができるということでもあります。それに伴いまして、強制収用法というような法律もございますけれども、いずれにせよ所有権でございますから、制限をするについては必ず法律が必要だということでもあります。

そういう意味で、本来、土地の所有権につきましては、法律で国会がお決めいただくのがマッチ、ベストだと思っておりますけれども、これは議員ご指摘のとおり、村でもできる限りの防御は図っていく必要があると私は思っております。今後も国の動向もよく注意しながら、所有権の制限につきましてはしっかり考えてまいりたい、また、条例で制限できることがあるならば、議会共々しっかりと協議をしながら対応してまいりたいと、こんなふうに思っております。

もう1点でございますが、物流業界の2024年問題と上信自動車道のご指摘でございました。

上信自動車道を早期に造ってほしいというまずご指摘でございますが、私もそのとおりだと思っております。2024問題につきましては、ドライバーの超過勤務を制限するという、働き方改革の一環であります。黒岩議員ご指摘のとおり、ドア・ツー・ドアという日本の物流業界でございます。それについては、国土交通省では高速道路の一部50キロ区間を新たに物流の道路というものを造ろうという動きもございます。それから、物の物流がインターネットで買われる物流、これにつきましては、ご存じのように、ヤマト運輸さん、あるいは佐川急便さん、あるいは今はJPですね、日本郵政のものもみんなインターネットで

買いますので、小さい段ボールにみんな入れて配送されるということがございます。

それから、本来であれば、鉄道で大量輸送するのがいいと思われかもしれませんが、トヨタ自動車は東北に対してJR貨物を使って3,000両のトラックを一気に福島まで運ぶ、トヨタからですね。あるいはホンダも同じことを考えています。大量に輸送できるものであれば、JR貨物、鉄道もいいかと思いますが、現実には、消費者はどうしてもインターネットで物流しますので、非常に大変な状況が生まれておる。あわせて、道路交通法が改正されて、600キロ以上、あるいは13時間以上運転する場合は2人のドライバーをつけなさいと、道路交通法が改正されました。嬭恋村のキャベツ、農協さんが1,900万ケース、商系さんが380万から400万ケース、2,300万ケースのキャベツを、東北の北部を抜いて、北海道を抜いてですね、全国に車で輸送しております。

そして、車業界も、ご存じのように、国土交通省も物流を考えて、道路を直そうという動きもありますが、例えばでございますが、民間も2人の運転手で後ろに引っ張れる車を造る、5両まで引っ張れますよと。嬭恋村のキャベツ輸送はトラック1台で、ざっくりですが、1,000ケース積んだとすると、今は1台だけ後ろにつけると、1つ引っ張れば1,800ケース運べるという車がもう世の中に出てきております。大手の自動車会社もそういう物流を考えておりますので、それが信号機のない道であるならば、福岡県は県の2,000億円をかけて博多に市場を造りました。嬭恋村からキャベツをですね、福岡大同青果さんにはざっくりですが、全体で128万ケース、嬭恋からキャベツが福岡まで行っていますが、これは大阪まで行くと、ドライバーを2人つけなさいと、こういうことでございますので、あるいは13時間以上に当たりますから、運送業界の皆様方は真ん中に事務所を置いて、運転手をそこで替えて運ぶとか、いろんなことを考えているという現実がございます。

そういう意味で、2024問題に対応した嬭恋村の物流の在り方、運び方については、議員の皆さんとも真剣に考えて対応してまいりたいと思っております。

私は、上信自動車道につきましては、今、上田方面で4車線で都市計画でいわゆる寒川までは阿部知事さんも土木部長も何とかここを行こうという方向が定まってきております。それから、鳥居峠ということで、期成同盟会でも知事にもですね、公な地図にも鳥居峠ということで、地図にも落としてございます。それから鎌原から田代までの間につきましては、ぜひとも議員の皆様方共々、何としても数年のうちに必ず整備区間の格上げにする、そして、嬭恋の基幹産業である日本一のキャベツを滞りなく関西、中国、四国、九州、あるいは中京を含めまして、しっかりとドア・ツー・ドアで運べるような体制づくりを努めていく必要が

あると、こう思っております。

そういう意味で、嬭恋村内28キロの上信自動車道は信号機ゼロです。信号機ゼロでインターチェンジを造るということでございますが、特に田代地区、大笹地区のインターチェンジ、先ほど議員ご指摘のとおり、干俣からのアクセスはどうなんだということも含めまして、あとは仙之入地区なり、あるいは袋倉の上です、長野原と隣接する地区、あそこでも数十万ケースのキャベツが出荷されておりますし、インターチェンジも決まりましたから、何としてもあそこの物流は連携した形で考えてもらいたいと、こんなふうに思っております。

私のほうからは、上信道につきましては、ぜひとも基幹産業のキャベツの輸送も考えて、あとは道の駅という話も、ほかの議員からも出ますけれども、トラックが必ずターミナルをつけて、村内のあちらこちらにトラックが止まるのではなく、大きな面積のところに、トラックが一番多いときは1日に280台来るわけでございますので、しっかりとしたスペースを取ったトラックターミナルも必要であろうと、こんなことも考えております。

いずれにいたしましても、基幹産業であるキャベツ、この輸送につきましては、上信自動車道、あるいは輸送の関係の法律、こういうものもしっかりと、国に要望すべきことはしっかり要望していきながら取り組んでまいりたい、こう思いますので、よろしく申し上げます。

除雪につきましては、担当課長からお答えをさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

〔建設課長 黒岩建五郎君登壇〕

○建設課長（黒岩建五郎君） そうすれば、私のほうからは、黒岩智未議員の道路除雪についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず現状についてお話をさせていただきたいと思っております。

国県道や主要地方道につきましては、道路管理者である中之条土木事務所から委託を受けた業者が行っております。また、主要村道につきましては、22社に委託をしており、一部は村の直営で行っているのが現状でございます。道路除雪後の出入口の排雪作業や県、村の除雪路線までの作業につきましては、地域の皆様にご協力をいただいているのが現状でございます。

議員がおっしゃるように、除雪業者、オペレーター、除雪機械の確保が困難な状況ではありますが、委託先の確保に向け、デジタル化を進めるなど、業者、オペレーターの作業軽減をするなどして、刻々と変化する路面状況を的確に把握し、村民のニーズに応え、通行の安全確保に努めてまいりたいので、ご理解、ご協力をいただきたくお願いいたします。

以上、黒岩智未議員の道路除雪についての質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

1 番、黒岩智未議員。

○1 番（黒岩智未君） ご答弁ありがとうございます。

国・県道につきましては、中之条土木事務所からの委託ということで、主要村道につきましては嬭恋村からの委託した業者とのことですが、降雪量、時間帯等、決められたルールの中で行っているとは思いますが、住民の生活スタイルも様々でございます。一度かいたら終わりではなく、かき残した雪が夕方から夜にかけて凍結する前とかにきれいにもう一度掃除する、わだちの防止に努めるなど、まだまだ方法はあるかと思しますので、その辺もこれからいろいろ検討していただけたらいいのではないかと思います。

あと、個人宅、商店に限らずなんですけど、間口の広い場所に関しては、どうしてもグレードで押していったものがそこにはき出されて、取り残されていくということも多くあると思うんですけども、自分も正直ちょっと詳しくはないんですけど、グレードが1枚の板状のものではなくて、真ん中から動いてマルチ的な動きをするグレードも見るのが時々あるんですけども、そういうもので開いたり閉じたりということをしなが、極力、家の前とかに雪を残さないような形で進めていってもらえたほうが、高齢者の方も多いですし、助かるのではないかと思います。その辺もよろしくお願いたします。

続きまして……

○議長（佐藤鈴江君） 智未議員、今の質問に対して答弁を求めますか、一問一答で願いたします。

答弁、一応、建設課長。

〔建設課長 黒岩建五郎君登壇〕

○建設課長（黒岩建五郎君） ただいま黒岩智未議員からおっしゃられたことを業者に働きかけることもありますし、またその機械に関してなんですけれども、大分お金もかかることではあると思いますけれども、そういったものの整備に向けて進めていきたいと思。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 1 番、黒岩智未議員。

○1 番（黒岩智未君） ありがとうございます。建設課長、その辺はしっかりと進めていってもらえたらと思。よろしくお願いたします。

続いて、土地取得のほうに移らせてもらいますけれども、村長からは力強いご答弁ありがとうございました。

先ほどの村長の答弁にもありましたけれども、農地について、農地施行規則が改正され、農地取得者に国籍の報告を義務づけたことは、国に対しても評価はできますが、今回の省令が改正された目的は、あくまで外国資本による土地取得の現状を把握するのが本来の目的かと思います。村長の答弁の中にもありましたが、政府が法律によって規制すべき問題なのは明白になっているかと思います。

孺恋村の土地を守るためには、村として何か対策しなければ、外国資本に買いあさられるかもしれません。今後ともその辺をしっかりと目を光らせながら、当局と議会と協力しながら進めていけたらいいのではないかと思います。村長、一言お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） すみません、令和5年9月1日から農地法施行規則の一部が改正されております。外国法人等による農地取得に関する調査、外国資本による森林取得に関する調査について、結果は公表されておるところでございます。これを踏まえて、農地、あるいは山林、これも含めて、あと先ほど申しました水源、こういうものも含めて、私どもの村には直接、基地とかそういうものはございませんので、そちらのほうは直接はございませんが、しっかり確認を取りながら、議会とも連携しながら取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） ありがとうございます。

これからも目が離せない問題だと思っておりますが、注視していきたいと思っております。

続きまして、物流の2024年問題と言われておりますが、この問題は2019年から始まった働き方改革の方針で、中小企業につきましては2020年4月から施行されております。医療や運送など、働く時間を制限することが難しい業種に限り、4年間という猶予がありましたが、来年の3月末で、この猶予期間が終わります。そのためこの猶予期間中に輸送業者は荷主と様々な交渉をしてきましたが、このような交渉の場において、荷主側が優位的な立場にあるため、事業者側の主張が受け入れられにくく、または今後の取引関係の悪化を懸念して荷主への働きかけを躊躇する事業者も多くあります。

こうした実情から、各事業者の企業努力には限界があることは明白です。したがって、村



としての働きかけも必要なのかと思います、今回相談させていただきました。ぜひご検討していただけたらと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 答弁は。

○1番（黒岩智未君） お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 先ほども申しましたように、嬭恋村の基幹産業キャベツの輸送、これについて、コストが非常にかかる。それから2024問題、議員ご指摘のとおり、重要な課題だと思っております。日本トラック協会、あるいは群馬県トラック協会をはじめ、その他物流業界、先ほど言いました佐川急便さん、あるいはヤマト運輸さん、あるいは今、郵便局も相当運んでおります。人手が足りないということでもあります。それから、長時間労働、これはできませんということの最後の年が2024年ということでございます。

したがって、先ほど申しましたように、基幹産業のキャベツの輸送について、ドア・ツー・ドアの、嬭恋のキャベツが早く消費者に届けるということが最も重要な課題の一つでもございますので、生産者団体等もよく協議をし、議会の皆さんともよく勉強して、お願いできるのであれば、お願いするところをお願いに行くということで、強い決意を持って取り組んでまいりたい、こう思っておりますので、またご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 1番、黒岩智未議員。

○1番（黒岩智未君） 先ほども申しましたが、度々力強く答弁していただいて、村長、ありがとうございます。

先ほど村長のほうから少しだけありましたけれども、ヤマト運輸、佐川急便、宅急便として有名で、皆さんも度々目にする事業者ではあると思いますが、実際問題、日本全体の自動車での物流の部分に関していいますと、宅急便というのは20%以下にしかないんですよね。それ以外の部分が、やはり自動車産業であったり、農産物であったり漁業の関係、そういった魚関係とか、そういうものが一番多く含まれていることになるので、どうしても途中で、群馬から出たものが埼玉で積み替えて、埼玉からまた積んで東京、千葉とかに行く、そういう時間がかかることができない業種もどうしてもあるので、この問題に関しましては、県であったり、国であったりの働きかけ、村長、先ほどおっしゃられましたが、そういうことをしっかりやっっていかなければ、キャベツの輸送の面は大分問題が出てきてしまうと思っております。

ので、本当にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、私からの質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で1番、黒岩智未議員の一般質問を終わります。

---

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、8番、土屋幸雄議員の一般質問を許可します。

8番、土屋幸雄議員。

〔8番 土屋幸雄君登壇〕

○8番（土屋幸雄君） 8番、議長の許可を得ましたので、福祉医療費の県外の現物支給実現について、子供を産み育てたいと思えるような環境づくりの2点について質問させていただきます。

最初に、福祉医療費の県外の現物支給実現について質問させていただきます。

福祉医療費制度は、昭和48年に保健医療の自己負担を公費で助成する制度として創設され、当初は低所得世帯の乳幼児、重度心身障害者、母子家庭、平成8年に母子家庭と対象範囲を拡大してきたものでございます。嬭恋村でも昭和49年に条例、規則を制定、群馬県と連携しながら制度の運営が行われてきております。

平成21年10月からは、中学校卒業までの医療費の無料化が進められ、今年、令和5年度からは県とも連携し、高校卒業までの無料化が実現されました。少子高齢化の進展、人口減少、所得格差の拡大など、制度を取り巻く社会環境、社会情勢が変化する中で、地方創生の推進、子育ての充実など、行政に求められているものも変化してきていると考えております。

こうした中で、福祉医療制度を利用するに当たり、対象者であるまさに子育て世代の保護者から求められているものは、県外受診に係る福祉医療制度の現物支給の実現であります。

福祉医療制度は、各県とその市町村が連携し制度運営を行っていることから、県内の保険医療機関で受診する場合には、現物支給が可能であります。嬭恋村のように長野県と接している場合には、地理的に利便性のよい医療機関を利用するという住民が多いことが現状であると認識をしております。こうした群馬県と長野県の制度の違いから、償還払いの手続が必要になり、その手続も役場へ赴かなければならず、実際に給付、支払いを受けるのに手間

と時間がかかることも現実であります。

こうした状況を改善するには、隣接する県や国で統一された制度として実現することで解消されるものと私は考えております。

そこで、まず村長には、嬭恋における福祉医療制度（対象者）利用者が県外医療機関、特に上田市、小諸市、佐久市、東御市、御代田町、軽井沢町の保険医療機関を受診している現状をどの程度であると理解、認識しているのか。現在の対象者数と年間の福祉医療費給付に占める県外医療分の給付がどの程度の割合を占めているのか、また、償還払いにおける県外医療費分の件数、年間とそれが年間の全体給付数に占める数字を把握しているのであれば示していただきたいと思っております。

次に、子供を産み育てたいと思えるような環境づくりについて質問させていただきます。

嬭恋村で生まれる子供の出生数が毎年減少してきて、減少傾向に歯止めが止まりません。原因はいろいろあるかと思っておりますが、まず、お産ができる病院が近くにない上に、入院ができる小児科の病院もないことが原因であることとも感じております。唯一、西吾妻福祉病院で産科の診療日の月曜日のみ診療ができていますが、その日以外は産科の医師が不在であり、診療をしてもほかの病院紹介となっており、お産はできません。

これでは、最初から受診しようと思っても、不安で受診できないのではないのでしょうか。このままでは、緊急時に対応のできる遠くても前橋市や高崎、あるいは上田等の産婦人科のある病院を受診するしかありません。これが現状であります。これでは、嬭恋村の将来の人口維持が見通せず、不安であり、最近、危機感を感じているところであります。

何年前にも一般質問をいたしましたですが、現状は今までと何も変わっておりません。そこで、産院、小児科がないことを前提として、嬭恋村独自で安心して妊娠、出産、育児、子育てができていけるような村をつくるためのケア体制、対策を講じていかなければならないのではないのでしょうか。それには、村長自身がこの状況を感じ取り、自らがリーダーシップを取って、何らかの行動を起こしていかなければならないと感じております。

1、村長は、出生数の現状に対して危機感を感じておられるのか。また、この現状をどのように感じておられるのか伺います。

2、これから子供を持つと思う人のために、県内、または隣接している長野県の産科のある病院の一覧表などを作成して告知することはいかがでしょうか。

3番目、初回の産科受診料の助成は、本年度から国庫補助事業で、所得制限がありますが、助成されております。子育て環境のさらなる充実のために、妊娠の初回の産科受診料を平均

的な受診料に相当する1万円を上限に給付することはいかがでしょうか。

4、助産師が妊婦一人一人を妊娠の初期から産後、子育てまで継続的にケアできる体制、今までも嬭恋村ではいろんな体制はできて運用していると思いますが、さらに一步進めていき、嬭恋版フィンランドのネオボラのMy助産師ステーション等を保健センターの中に立ち上げることはいかがでしょうか。

以上、2点について詳細な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋幸雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして2点の質問がございました。第1点目が、福祉医療費の県外の現物支給実現についてでございます。2点目が、子供を産み育てたいと思えるような環境づくりについてでございます。

まず第1点目の県外の現物支給実現についてにつきましてお答えをさせていただきます。

現在、福祉医療制度を県外で利用した際の自己負担分につきましては、ご本人の申請に基づき、償還払いをしております。この償還払いを県内で受診したときと同様に現物給付するためには、土屋議員がおっしゃるとおり、国で統一した制度とする必要があると考えております。

現在、県外受診分について、現状を認識しているかのご質問でございますが、令和4年度の子供分につきましては、3,189件で、支給額は778万3,774円と全体の46.5%を占めており、現物給付よりは若干少ない金額となっております。この数字につきましては、村の窓口で申請された申請書に基づいた集計でございます。

長野県の受診が多いことは理解しておりますが、詳細な医療機関別の現状を把握するのは困難な状況でございますので、ご理解をいただけたらと思います。

続きまして、第2点目でございますが、子供を産み育てたいと思えるような環境づくりについてでございます。

1点目、出生数の現状に対して危機感を感じておられるのか。また、この現状をどのように感じているのかのご質問でございますが、令和4年度の出生数は52人でした。今年度の予定は31人と推測されており、議員と同様、大変危機感を抱いております。少子化対策は将来に向けて重要な課題であります。この問題はすぐに解決できることではないと思います。嬭恋村で子育てがしたいと思っただけのような環境整備も必要だと思っております。

平成28年度から始めました保育料等の無料化により、若干ではありますが、子育て世代の経済的負担の軽減につながったと感じています。今後は経済的負担の軽減も必要でしょうが、働く保護者の方が安心して子供たちを預けられる等、環境の整備も必要だと感じております。今後も子供を産み、安心して子育てができる環境整備に真摯に取り組んでいく所存でございます。

2点目の婦恋村近隣の産科のある病院の一覧表を作成して周知を行ったかどうかというご指摘でしたが、一覧表を作成する場合には医療機関の了承が必要かと思っております。関係者の意見を伺いながら検討したいと考えております。

3点目の初回産科受診料を助成したらどうかというご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、国では今年度から、住民税非課税世帯等の条件はありますが、初回産科受診料支援事業が始まりました。婦恋村では令和6年度から実施できるよう事務を進めているところでございます。実施に当たりましては、国の補助対象である低所得の方だけではなく、所得制限なく実施したいと考えております。

4点目のMy助産師ステーション等の立ち上げについてでございますが、現在、婦恋村では子ども・子育て支援センターとして、妊娠期から子育て期まで切れ目のない体制で支援ができるよう努めております。小規模自治体のメリットだと思っておりますが、現在でも生まれてくる子供たちについて、保健師をはじめとする専門職が情報を共有し、連携ができていると承知しています。継続して子育てされる方が気軽に、そして安心して相談できる環境を整えてまいります。

従前から妊娠後期、出産後には全家庭を助産師が訪問し、お子さんやお母さんの様子を伺っておりますし、令和4年度から始まりました国の出産子育て応援交付金事業では、妊娠期・出産後面談を行うことが必須になっておりますので、そのような機会を有効に利用し、お子さんやご家族の支援がより充実して行えることを期待しております。

また、国では令和6年度から各自治体に子ども・家庭センターの設置を進めています。このセンターは、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に行い、支援が必要な家庭にはサポートプランを作成し、関係機関で支援内容の確認、検討を行うこととなっております。村でも現在、設置に向け準備を行っております。

議員がご指摘のとおり、今後も子育て当事者や関係機関、関係者が連携し、安心して妊娠、出産、子育てができる村づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 村長のご答弁で、県外が3,198件ですか、現物支給より少ないという報告の説明がございました。状況はいろいろ、私もいろいろ確認はできましたけれども、償還払いの手続には医療機関から受領した領収書、医療明細書を役場住民課へ持参し、請求手続をしなければなりません、こういった手続が面倒で、複数月分をまとめて請求に来られたり、少額だから、役場へ行く手間を考えたら請求をされない方も少なからずいるのが事実かと思えます。これでは、子育て支援の充実とはあまり言えないのではないのでしょうか。

一方で、県内の医療機関を受診した場合には、受診資格証を医療窓口で提示するのみで、その給付を直接受ける現物支給が可能であります。

そこで、確認をしたいんですが、村長は、こうした県内と県外の診療を受けるときの福祉医療費の給付手続について、村長がもし自分で手続をすると、請求することはないかと思えますけれども、自分が手続する場合はどのように感じているか、村長の考え方というか、今の気持ちを答弁願いたいと思います。自分が妊婦さんの立場になっての答弁をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 群馬県と長野県という県境がございます。医療の支払いにつきまして、全国では全国の国民健康保険団体中央会がございます。群馬県では群馬県の群馬県国民健康保険団体連合会、これが普通のお医者さん、それから歯医者さん、柔道整復師等のもろもろかかったお金につきましては、群馬県内につきましては全ての口座を分かっておるということで、厚生労働省から支払いをなさいよということでもあります。コロナワクチンを受けるときもお話もさせてもらいましたが、婦恋の人が婦恋でコロナワクチンをやると即決済ができる。婦恋の人が前橋市、県内の前橋市とか高崎でコロナウイルスワクチンを接種すると、これは群馬県の国保連合会がお支払いすると。これは厚生労働省からの委託で、県からの連絡をいただいて、国保連で決済しておる。

ところが、議員ご指摘のとおり、我が村みたいに県境に接して、そして上田の医療センター、あるいは上田市の市民病院、あるいは軽井沢病院、近隣の県境を越えたところで、特に出産をした場合等は、なかなか現物給付に即できないと、決済できないという状況があるの

は現実でございます。これは、やはり法律改正といいますか、お願いするしか我々どうしようもないという現実がございます。

よく、もう本当におっしゃるとおりで、出産する方、あるいは病院にかかる方、長野県内で病院にかかる方の決済について、本当に申し訳ないと思っています。第8期の群馬県の医療計画の審議会が今、行われております。吾妻郡も行っております。それで今やっておりますが、東毛の館林、太田市、あと邑楽郡の5町です、熊谷や足利に病院に通う方が非常に多いという現実もあります。特に嬭恋は……

○議長（佐藤鈴江君） 村長、保護者の立場に立って、その立場に立ったらどういう気持ちなのかということをお聞きしていると思いますので、その点について簡単にお答えください。

○村長（熊川 栄君） 分かりました。

保護者の皆さんには申し訳ないな、かわいそうだなと、手続が大変だなという気持ちでいっぱいでございます。何とか制度改正されて、県境を越えた群馬県の中でも特に邑楽郡、あるいは嬭恋村の現状を県のほうにもしっかり理解をしていただいて、決済がすぐできるような形がしてもらえればと思っております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） ただいま村長も不便を感じると思っておられるという答弁でよろしいですか、それで。不便を感じている。

嬭恋村の福祉医療の対象者の方々も、村長がおっしゃるように不便を感じているのが私は実感だと思います。こうした不便を感じる要因と思われるのが、群馬県では高校卒業まで無料化と県内統一された制度とはなりましたが、都道府県、市町村による福祉医療制度の対象者の範囲をはじめとする制度、その運営に違いがあることが問題であると私も考えております。先ほど村長は答弁しましたけれども、それには医師会や医療機関、審査支払い機関である支払基金や国保連合会などの多くの関係者との調整も必要と考えますが、村長もそのように考えておられるのかどうかをまず伺います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 国保連だけではなく、支払基金もございます。あとは公務員の共済もございます。あるいは後期高齢者もございます。もろもろの関係者、あるいは医師会、歯科医師会等も含めまして、みんなでしっかり考えて対応していくべき政策課題だと思っております。

そういうことで、みんなで協力して課題をよく精査して、前向きに取り組んでまいれたらと思っています。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） ただいまの村長の答弁のとおり、私も同じ認識であります。

こうした償還払いに係る状況は、嬭恋村に限ったことではなく、隣の長野原町も同じで、群馬県と言えども、東毛地区でも県境に接する自治体で同じ状況にあらうかと思われま

そこで、村長にお伺いします。

福祉医療制度を利用する村民、子育て支援の充実策として、利便性の向上と制度運営に係る自治体事務の負担軽減を図るには、医療機関、医師会、歯科医、各道府県支払基金、国保連合会と制度運営に関わる関係団体はもとより、国の制度の統一の運営に係る改善を求める必要が十分にあるのではないかと私は考えております。国や県に強く働きかける考えはお持ちであるかどうかをお伺いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 考え方はもう土屋議員と私、ほぼ一致しておると思っています。しかしながら、一自治体、嬭恋村長という立場だけでこれを全部解決するというのはちょっとハードルが高いなという認識を現在では私は持っております。たまたま今現在、群馬県の国民健康保険団体連合会、理事長を仰せつかっておりますので、医師会長さん、あるいは歯科医師会長さん、県の関係で、範囲ではですね、あと県で医療審議会にも参加させていただいておりますので、その範囲ではお話しはできるなと思っています。支払基金もありますし、全体でやはりよく議論をし、県も巻き込んだ形で厚生労働省とも話をしなければならない大きな政策課題だと考えております。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 村長も前向きなことということでございます。

また、もう一つの案として、国全体が一つの制度として実現できるのであれば、一番よいことであると考えておりますが、一つの方法として、段階的な改善でいえば、群馬県、長野県、埼玉県、栃木県など隣接する地方自治体間での調整統一により実現することも一つの方策とも考えますが、いろんな方策を踏まえて、どのように働きかけていくのがよいか考えていくことが必要だと思っております。村長のそのような考えはまたお持ちですか。取りあえず全国が難しければ、近隣の町村から始めていくとか。



○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） この問題につきましては、嬭恋村と例えば上田医療センターとありますので、上田の医療センターにかかる方、結構人数も多くなっておるという現実もございますので、じゃ嬭恋村と上田市で協議すれば、それが解決するのかというと、解決できませんね。やはり長野県が入らないと駄目。それから、群馬県も入らないと駄目と、こういうことでございます。

そういうことで、軽井沢でかかる方も結構いらっしゃいます。軽井沢病院にもかかる方もいらっしゃいます。そこで、嬭恋村と軽井沢で話をすれば解決するかということは、これは解決、まずできません。やはりこれも群馬県と長野県も関係しますので、そこも連携した形で協定を結ぶ。

ただ、都道府県間のほうで合意ができれば、それは可能かなと思われます。そういう働きかけをするということであるなら、群馬県のほうには私からもお話は、お願いは、話をすることはできると、こう思っております。他県のほうに私は、長野県に話をすることとは、ちょっと不可能かと思われます。

そういう意味で、こういう考え方があるということは、県のほうには話はできると、こう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 村長は隣接県との調整は難しいというご答弁でございましたが、今、村長が発言されたように、この制度の完全現物支給の実現に向けて積極的に国、県へ要望活動されていくことを強く求めていきたいと思ひしております。

村長は今、群馬県の国民健康保険団体連合会の理事長も務めていることでございます。その手腕を十分に発揮され、早期の改善、福祉医療費の完全現物支給の実現に向けた取組を強力的に進めていただくことをお願ひを申し上げまして、福祉医療制度に関する質問をこれで終わらせていただきます。ぜひとも強力に働きかけて、もしそれが駄目なら、議会も、嬭恋村から発信していきましようではないでしょうか、現物支給になるように。ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、子供を産み育てたいと思えるような環境づくりについて質問させていただきます。

村長の危機感を感じているかという質問でございましたけれども、村長も危機感を感じていることとございます。令和4年度は52名、今年が今まで32人という出生率でござ

います。本当に危機感を持ってやっていかなければ、婦恋村もこれからは本当にあれなんだと思うんですが、危機感が重複していくんじゃないかと思います。

それで、子供を育てていくには、子供を産みにくく育てにくい現状を克服していかなければならないと私は思っております。それには、子育て世代に対して、切れ目のない支援を行うことだと私は思っております。そして、このことをどう実行していくかが問題だと思いません。

婦恋村はこうしたことを本当にどこかで検討会というのを設けてもらって、この産科は婦恋の近辺に造るのは無理でございますので、婦恋村は妊娠から子育て、お産、子育てまで、婦恋村ではこういうことはやっているということをごひとも示していただいて、保健センターの充実を図っていただきたいと思うんですけれども、村長はいかがですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員のご指摘のとおり、お子さんが生まれないという現実、毎年、私も1月1日から12月31日まで、今年何名生まれたかなという確認を取ってきております。ここ数年、50人に満たない現実を見て、非常に残念だなと思っております。

では、どうするんだということでございますが、婦恋村だけではなく、まち・ひと・しごと総合戦略、それもそもそもが人口減少社会、超高齢化社会が来るので、新たな現実をよく踏まえて中長期に対応していきましょと、まち・ひと・しごと、これをどうやって各地方が改善していくかという計画を策定してきたということでございます。

いずれにせよ我が村では、平成28年から憲法26条第2項に、義務教育はこれを無償とするという文言がありまして、義務教育は無償だと。今、国のほうでは学校の給食費を無償にしようということでございますが、我が村では28年度から議会の承認を得まして、学校の給食費は無料化、学校を統合することに伴いまして、交通費も無償化、保育料も無償化してまいりました。これに対して近隣の町村から、若いお母様方から評価をされている部分があります。

今後も切れ目なく、出産から子育てまでということで、今までも取り組んできて、担当も小冊子を作ったり、また新たに婦恋の小冊子を作りますが、ぜひとも中身が非常にすばらしいという、若いお母さんからも評価を得ておりまして、今それを改正してまた担当が印刷をかけると思いますけれども、ぜひともああいうものも、若いお母さんにもご理解をいただきたいと思っております。

こども家庭庁もできました。今後、3兆円以上のお金をどうやって工面するかということ  
を国会のほうで今、議論をしております。つい先日、初めてこども家庭庁が今年からできま  
したが、本庁に行って、陳情に行っていました。国保連理事長として、立場で行ってま  
いりました。ぜひとも今行っておるこども家庭庁、来年から増税をして、税を充てて3兆円  
以上の事業を行っていくということでもあります。中身については、我々の、今、土屋議員の  
意見と重なる部分が多々あると思いますので、しっかりその内容も確認しながら取り組んで  
まいりたい、こう思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） それでは、2番目の子供を持つとする、県内の病院の一覧表というこ  
とは、病院の許可を得なければできないということですが、こういうこともね、い  
ろんな妊娠の初期からということですが、できればこういうことも一覧表を作っ  
て、村民は知らないこともあると思っておりますけれども、そういうことは、予算がいいと  
いえば実現できるわけですが、福祉課長さんでいいですか。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまのご質問ですけれども、医療機関にまだ問合せは  
しておりませんが、現在、出産をしている病院の把握はできておりますので、そうい  
った医療機関からご意見をいただきながら、検討を進めていけたらいいなというふうに感じ  
ております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） もしそれができれば、本当はきめ細かな、本当に情報の発信というこ  
とでございます。こういうことを一つ一つ充実していかなければならないと思います。

それで、妊娠の初期の受診料も、令和6年度からするということでございます。高崎市な  
んかも初回の福祉は所得制限なしで無料化に全部しているそうでございます。そしてあわせ  
て高崎は、産後ケアのあれも、今、嬭恋村は上田市の個人病院のところと、あとは福祉病院  
でやっていると思っておりますけれども、そういうことも本当に充実していかなければなら  
ないと思っております、本当に。それで、使用料ですが、嬭恋村はケアにもし行ったとき、そ  
のケアはどのぐらいかかって、どのぐらい入院ができるのかをまず質問させていただき  
たいと思っております。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいまのご質問ですけれども、産後ケア事業というものを実施しております、現在、この事業には西吾妻福祉病院と県の小児医療センターのほうで利用できることとなっております。

費用につきましては、生活保護世帯でありますとか、住民税非課税世帯につきましては利用者負担はございません。その他の方につきましては、デイサービス型ですと1回1,000円、村の負担といたしましては、村が直接病院に払う金額といたしましては2万5,000円というふうになっております。

また、デイサービス型につきましては、上のお子さんがいる場合は保育所を利用することもできるんですけれども、それにつきましては1人500円の加算を頂いております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 嬭恋村では産科のケアは幾日を設定して、その補助の対象としているのか。また、高崎を見ると、2日か3日増やしてもらって、そこもまた無料化でケアする時間を長くするというのを始めたそうでございますが、嬭恋村はそのような考えはございますか。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） 大変申し訳ありませんでした。利用日数は原則7日間を予定しておりますが、やはり病院からのアドバイスでありますとか、保健師がお母さんと接した中で、もう少しケアが必要かなという場合につきましては、村長決裁を受けて延長するという事も対応しております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 嬭恋村もこういったことを今聞いて初めて分かったんですけれども、ここに、この間、保健室に行って、嬭恋のガイドブックというやつをもらってきましたけれども、これも見ると、本当にいろんなことが充実されております。こういう体制ができていけるんなら、こういういいことを前面に打ち出して、保健センターでこういうことをやっていますということをぜひともね、広報の不足がしているんじゃないかと私は感じていますが、ある程度、皆さんが承知できるような、そういう体制をつくっていただいて、産科の

病院はないけれども、産んでからはとか、これが切れ目なく本当にできているという体制をぜひともこれからも進めていってもらえれば、またこれも若い人たちがもう1人産みたいとか、そういう思いになるんだと思うんですけれども、そういうふうにしていただける考えはあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） ただいま幸雄議員からもご紹介いただきました子育てガイドブックにつきましては、今年度また改定を考えております。第1回目を作ったときには、全対象者といいましょうか、小学校のお子さんをお持ちのご家庭にはお配りをしたところですが、重複する部分もあるということもありまして、その後は全員へということはないところですが、村のホームページとは別枠に、その子育てガイドブックに連動しましたホームページを用意しておりまして、そこでは最新情報を掲載できるようにしております。また、その子育てガイドブックにつきましては、該当する、例えば母子手帳をもらいに来た方につきましては、こういったものがあるというような周知はさせていただいておりますが、ご指摘のとおり周知不足ということであれば、いま一度、考え直して周知を行っていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） この間、保健室へこれをお願いに行ったとき、保健師さんと話をしたんですけれども、今、孺恋村でにこにこ広場というのが大盛況でしているということをお聞きしました。そこで、その提供する場所が狭いという指摘がございました。これだけ盛會に子供たちが集まって、にこにこ広場が活躍しているということは本当にいいことだと思って、もしそこが狭いのであれば、どこかほかになにか考えることは、村としては考えているのか。いいことだから、こういうことは。率先して、もしどこかになれば、どこか広いところを借りて、これはそこですとか、そういうことも必要じゃないかと思うんです。狭いところで大勢の方が入ってしているよりは。そういう考えも、ぜひとも改善できればしてもらいたいと思うけれども、村長、どう考えているかどうか分からないけれども、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋議員の質問にお答えさせていただきます。

にこにこ広場、非常に人気があります。狭いという私も印象を持っています。あそこで働

いていただく若いお母さんの皆さん等も含めて大変立派な方々だと思っております。労を惜しまず、多大なるご理解とご協力を、ボランティア的な協力もいただきながら運営して、担当も頑張っております。

ということで、狭いということであり、また、ほかの田代のセンターも借りた中で一部やっている部隊も当然ありますが、ほかの公民館等も、もしそういう連携してできる場所があって、またボランティア的にご指導いただける方がいらっしゃるのであれば、そういうものも展開を考えていけたらと思っております。

いずれにせよこども家庭庁ができる、そして役場には保健センターも並行して造るという私も宣言をしてきておりますので、全体的な子育ては、こども家庭庁のプランも確認しながら、議会の皆さん、また村民の皆さんのご意見をしっかり確認しながら、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

にこにこ広場を拡幅する気持ちがあるかということありますが、需要が多ければ、当然考えてまいりたい、こう思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） 土屋議員におかれましては、にこにこ広場を視察していただきまして、大変ありがとうございます。見ていただいたとおり、今、改善センターの一部屋をにこにこ広場というところで行っているわけですが、そこでは収まり切れず、廊下に出たりとか、ワクチンの接種がないときは体育館のほうに行ったりとかといって、改善センター全体を使っているなという印象もあります。田代の出張所につきましては、田代の区長さんをはじめ区民の皆さんにご理解をいただきまして、週に1回行かせていただいております。そこにつきましても結構利用率が多いというふうに聞いております。

今のにこにこ広場のメリットとしましては、保健室が同じ建物の中にあり、すぐに相談ができる、また、保健師も子供たちの様子を見られるということが最大のメリットかなというふうに考えております。

先ほど村長が別の場所も考えるといったときには、保健センターを含めた中で考えていただけたら、より保護者の方には有利になるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 確かに健康福祉課長さんのおっしゃるとおり、やはり同じ場所でした

ほうが、保健師さん、助産師さん、いろいろおりますので、相談するには本当にいいかと思  
います。

そこで、今、子ども・子育て支援センターとかいろんな名前がありますよね。そういうの  
をもしあれなら統合して、総合母子保育保健センター、健康センターとか、そういう名前で  
総合的な対策でこれから役場も公共施設再編ということ保健室も造っていくんだと思うんで  
すけれども、そういうことを将来を見据えてよく計画をしてもらって、一つのところでケア  
ができる体制をぜひともこれから構築していくのを前提として、村はやっていただきたいと  
思うですけれども、健康福祉さん、どうですか。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） 土屋議員のご質問ですけれども、先ほど村長の答弁の中  
にもありましたけれども、国では令和6年度から母子保健機能と児童福祉機能を一体的に行う  
子ども家庭センターの設置を推進しております。これにつきましては、母子保健、子育ての  
部分と児童福祉、虐待でありますとか、ちょっと養育力不足でありますとか、そういったお  
子さんを含めて一つのところで見て行って連携をするというようなことでありますけれども、  
嬭恋村でも子ども家庭センターというものの設置については現在、担当と検討はしている  
ところですが、今おっしゃったように、この子ども家庭センターというくくりの中で、名称に  
つきましてはどういったものかという検討も必要かとは思いますが、国が  
示すような方向で、母子保健と児童福祉と両方の機能を持ったものを備えていきたいとい  
ふふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） こういうことが実現していくには、スタッフの充実、職員が今、足  
りないような状況とも聞いております。将来的に見据えて、やはりこういうことはこれから、  
急にはできないから、一つ一つ充実して、職員の拡充もぜひとも来年度の人事と考慮して、  
手厚くできるような体制づくりをぜひとも村長にはお願いしたいと思うんですけども、村長  
はどうですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 子供の保育士、あるいは介護保険における介護士、あるいは栄養管理  
士、あるいは士のつく仕事で、現在、会計年度任用職員さんにも幅広くご理解いただい

る、先ほどのここに広場におきましても、みんな会計年度の方もおりますし、マンパワーが必要であるということでもあります。国もそうですし、群馬県のほうでもそうですし、我が村でも、今言った士の方々、これにはやはり報酬もしっかりと、会計年度任用職員、臨時じゃなくて会計年度ということで、ボーナスも出しますよと、働く者は365日働いていただいて、臨時じゃなくて会計年度で働いていただくというような、充実しながらマンパワーを育てていただくということは重要かと思っています。

そういう意味で、保健センターとも統合しながら、国の動向も見ながら、しっかりマンパワーは確保に努めてまいりたいと思っております。募集の段階から、特に介護士等につきましても、保護司についても、いろんな大学等にも働きをかけながら、募集活動も今後も展開してまいりたいと、こう思っております。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） いろいろ質問をさせていただきました。検討できることはいろいろあったかと思えます。

それで、最後のお願いでございます。改善センターの保健センターが今後とも結婚から妊娠へ、出産、そして産後ケア、子育て、そしてそれが第2子の妊娠、第3子の妊娠、そして出産と続くように、各ステーションを連動していただきまして、サポートと低価格で利用できる保健センターを目指していくことを要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で8番、土屋幸雄議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開は、午後1時から再開したいと思います。

休憩 午後 零時13分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。



◇ 石 野 時 久 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、石野時久さんの一般質問を許可します。

〔6番 石野時久君登壇〕

○6番（石野時久君） 質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

大きく3点について伺いたいと思います。

1点目ですが、嬭恋村の農業の現状と維持についてということをお願いします。

ロシアによるウクライナ侵攻以降、急激な円安もあり、農業の経費は高止まりしており、物流の2024年問題も含めてさらなる値上げが懸念されます。6月定例会の一般質問で、資材価格の高騰分の価格転嫁実現に向け、村として広く発信していくべきと提案させていただきましたが、8月の大田市場の視察では、まずは消費者に理解と納得をしてもらうことが大事とのことで、早期実現は困難なことだと感じたところでした。

しかし、今年9月に農水省の食料・農業・農村政策審議会は、食料・農業・農村基本法の見直しに関する最終取りまとめを決定し、当時の野村農相に答申いたしました。その内容は、ロシアのウクライナ侵攻などを背景にした食料をめぐるリスクの高まりを受け、国民一人一人の食料安全保障の確立を定義しました。そして、生産コストの上昇を踏まえ、価格を市場に委ねた現行法の軌道を修正、さらに農産物の価格形成に踏み込み、適正取引の仕組みづくりを求めました。これを受け、政府は来年の通常国会に基本法案改正案を提出する方針とのことでございます。この案が早急に実現されることを期待するところであります。

そこで、国会での法改正に向けて、全国レベルで知名度のある嬭恋村が農業の厳しい現状を国、そして消費者へ訴え、報じていくことに大きな意義があると考えますが、村長のお考えを伺いたいと思います。

2点目です。国道144号線の崖崩れ対策についてでございます。

国道144号線の瀬戸の滝から三原方面右側の崖崩れは、過去に私の知るところでも何回も起きております。そのたびに全面通行止めや片側交互通行になりました。現在は、復旧工事や落石防止の工事も完了しており、落ち着いているところであります。しかし、嬭恋橋ののり面崩落を経験したことを踏まえ、突如として崩れる可能性は否めないと思います。

そこで、大きな災害に見舞われる前に対策を講じていくべきと考えますが、村長のお考えを伺いたいと思います。

次に、3点目でございます。石津鉦山跡の温泉についてということでございます。

以前、今井地内の石津鉦山跡に大東文化大のセミナーハウスがありました。そこには温泉

があり、その内容は、カルシウム、ナトリウム、硫酸塩泉で、温度は63.8度、pH約7.1、湯量が1分間に53リットルだったようでございます。現在、セミナーハウスを取り壊され、温泉については封印されているとのこと。温泉は貴重な資源です。その資源がそこにあるのですから、有効利用に取り組んでいくべきだと思います。こちらで村長のお考えを伺いたいと思います。

以上、3点についてお答えをよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 石野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして3つの論点がございました。孺恋村の農業の現状と維持について、国道144号線の崖崩れ対策について、3点目が石津鉦山跡の温泉についてでございました。

まず第1点目の孺恋村の農業の現状と維持についてにつきまして、お答えをさせていただきます。

令和5年度も孺恋のキャベツの出荷が終了しました。過日、JA孺恋村令和5年度野菜販売実績検討会に出席の際、JA孺恋村、黒岩組合長より、出荷量と販売額についての報告がされておりました。JA孺恋村の取扱いによる令和5年度の出荷量並びに販売額は、出荷量1,253万ケース超え、販売額160億5,000万円強とのことでした。あわせて全体を通して、初めと終わりのよいシーズンであったとの総括が添えられました。報告された販売額は程々の数字でありましたが、出荷最盛期の価格が低調であったため、農家個々における格差が大きい年となってしまったと話されている農家もいらっしゃいました。

石野議員が心配されておるとおり、ロシアによるウクライナ侵攻に加え、イスラエル・パレスチナ紛争、物流2024問題など、肥料、農薬に代表される生産資材価格の下落材料が見つからず、生産者にとって厳しい状況が続いております。6月議会におけるご質問でも答弁させていただきましたとおり、農作物をはじめとする食品は、私たちの生命の礎でございます。農作物を買い支える人がいなければ、作る人は減ってしまい、作る人がいなければ生きていくことはできなくなると言われております。さらに、農家と消費者はお互いに支え合う運命共同体であり、一人一人が自分ごととして農業と嘱託の関係の在り方を考える時期に来ていると言わざるを得ません。

食料・農業・農村基本法の改正を機に、生産コスト高騰分の価格転嫁を促進し、生産者の

経営安定につなげるべく、国の政策に期待してまいりたいと考えております。通常国会、国会法によりまして、12月20日から120日間、通常国会が開始しますが、そこにおきまして、食料・農業のその基本法の改正が議論されると伺っております。ぜひともこの実現を一日も早く、また、内容的につきましても、消費者に理解をいただける、コストの面についても理解をいただける展開ができるよう、しっかりとお願いをしてまいりたいと考えております。消費者をはじめとした国民各層の合意形成が欠かせないことから、石野議員ご指摘のとおり、機会を捉えて発信するべく検討を進めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第2点目でございますが、国道144号線の崖崩れ対策についてでございます。

議員のおっしゃるように当該箇所につきましては過去に何回か崖崩れが起きており、現在は復旧工事も完了したところでございます。群馬県では、全県的にのり面危険箇所につきまして点検カルテを作成し、点検を行っております。ご指摘の箇所につきましては、現在のところ対策済みとなっており、今後の点検により危険性が確認されれば、その時点で対応を行うこととしたいとのことでございますので、ご理解をいただけたらと存じます。

3点目でございますが、石津鉦山跡の封印されている温泉の有効利用についてでございます。

当該温泉につきましては、平成7年、学校法人大東文化学園の経費により、嬭恋村を温泉権利者として温泉掘削工事を実施し、大東文化大学の嬭恋セミナーハウスにて温泉活用をしておりました。その後、セミナーハウスの解体撤去により、セミナーハウス敷地は国有地返却となりましたが、現在、温泉施設の一部でありますポンプ室、貯湯室及び引湯管につきましては、嬭恋村が大東文化学園より無償譲渡を受けて所有しており、敷地につきましては、吾妻森林管理署より3年ごとの更新による有償借受けをしております。

温泉の再利用には、成分分析や硫化水素ガス濃度分析等の再調査が必要となりますが、温泉は貴重な資源でございますので、今後の利活用に向け検討したいと考えております。何か地域の皆さん、あるいは議員の方々でも結構でございますが、またいい考えがあれば、ご指導いただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

6番、石野時久議員。

○6番（石野時久君） お答えをありがとうございました。

最初に、1番目の農業の関係でございますが、ここに婦恋農協さんが公表してもよろしいということで、売上げと経費の表があります。先ほど村長さんが言われたように、出荷数量、また総売上げですか、それについては2期として、平成30年と令和4年、令和5年について、婦恋農協さんのまとめたものがあります。それでは、平成30年、販売の市場価格ですけれども、売り建て901円、平均です。そして、その再生産価格、経費、その当時で約700円、そして令和4年ですが、市場売りの単価が758円、経費が758円という結果でございます。そして令和5年、本年でございますが、市場売りの価格が914円、経費が789円ということが発表になっております。

これでいくと、平成30年と令和5年、本年の資材の価格差が89円となります。そして、肥料の高騰分から9割補助をいただいたことを計算しても、1ケース当たりの経費が平成30年から令和5年に至って55円上がったと。私の感覚では、この金額よりもっとかかっているかなと思っているんですけれども、そして来年は、先ほどからよく話が出ていますが、2024年問題の運賃の値上げはほぼ決定です。そして、雇人費等も含めてさらに経費が上がるという予想がされます。そこで、やはり前もって村として検討されていく気持ちがあるかお伺いをちょっと、村長さん、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 石野議員の質問にお答えをさせていただきます。

平成30年と令和5年の今、農協さんのデータで、その数字だけでも55円、経費が上がっておるということをご指摘いただきました。数字を見ればそのとおりだと思っております。

あわせて、2024年問題、先ほど黒岩議員のご質問もありましたが、運賃が今年上げなかったんで、来年は運賃も上がるという話は伺っております。あわせて、今ご指摘いただきました人件費、これも上がるであろうと、想定ができると思われます。ということで、今のままでは売値と経費、あるいは運賃のプラス分、人件費のプラス分を考えると、非常に現状ではタイトなことが想定されるというご指摘でございました。

先ほど申しました食料・農業・農村基本法、これが改正される中で、どれだけ単価、数字を具体的に読むことはなかなかできない部分もございますけれども、やれることはみんなで議論をして、3月予算編成に向かって、国のほうの予算は、今、衆議院の優越がありますから、2月の下旬には決まってくると想定されておりますが、何とかですね、今、12月です。

1月、2月の間に群馬県なり、あるいは国の農水担当の国会議員の先生方なり、群馬県選出の国会議員の先生方なりに何らかの形の対応を取るべく行動を起こしてまいれたらと、こんなふうに考えております。いかんせん、いずれにせよ、食料安全保障を、あと、消費者の理解を得るために、食料・農業・農村基本法、これが何年ぶりだったですか、改正されますので、その中身は生産者にとってもプラスになると私も信じておりますので、何らかの活動、行動を起こしてまいりたい、こう思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 6番、石野時久議員。

○6番（石野時久君） 基本法について、改正に当たって、私がお願いしたアクションを起こしていただきたいということに対して、起こしていく気持ちであるということで、大変ありがとうございます。ぜひ皆さんで、議員共々ぜひ訴えていければというふうに思っております。

そしてまた、急に対応というのも難しい面があるかと思うんです。村としてもどんな補填とか補助とか、考えられるかというようなことも検討しておいていただければ、来年どのぐらい値上がりするか分かりませんが、国・県がやるから肥料の高騰分だけについて1割負担、それとはまた別枠で、この経費の高止まりしているうちにどうにか少しでも農家に対して検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。これは結構です。

それと、野菜のことについてはそれでいいんですけども、村内、農家戸数は少ないですけども、畜産や酪農の方もおります。こちらのほうが野菜よりももっと厳しい状態にあるということでございます。畜産や酪農は、輸入飼料の高騰により、経営が圧迫されていると。肉用牛の繁殖経営では、肥育経営が悪化しているために、子牛の買い控えにつながって、子牛の価格はここ2年で暴落しております。

一方、酪農は2014年のバター不足というのがあったらしいんですが、そこで国の政策によって農家の皆さん大規模化して、乳量は、生乳の増産はしたと。ところが、コロナによって学校給食が減ったり、インバウンドが減ったり、飲食業が衰退して、需要が減少して生産過剰になったと。10年もしないうちに、今度、国は、牛を減らす、生乳を減らすというほうに今度は政策を持って、そのことが影響して、乳価は上がらない、また、生乳用の子牛というのがあるんですけども、それは1頭当たり14万円ぐらいしていたらしいんです。それが現在では1頭5,000円。また、一番安いのは1,000円と、これはこの間、NHKでやっていたんですけども、そういったことで、そちらでも、乳価も上がらないし、子牛で頭数売れば結構な収入があったものがほとんどないという状態になっているようでございます。さら

に乳価については、農家は価格交渉に参加できない仕組みということで、経費の価格への転嫁が非常に難しいということでございます。

このような状況の中で、全国で1,000件近くは、もう酪農のほうは離農しているというのが現状だそうです。確かに孀恋の中だと1件ぐらいしかないかもしれませんが、大変窮地に立っているんじゃないかなというふうに感じております。

それで、今月の8日に農水省が2022年のなんですけれども、畜産物の生産費を公表しました。それで、1頭当たりの牛乳の生産費は年間100万8,902円、対前年比で14.1%のアップ、販売価格は95万3,481円、肉専用種の子牛の生産費というのがあるんですけれども、これが1頭当たりで81万2,545円、こちらもプラス14.1%の生産費がアップ。そして販売価格は何と63万891円、これを見ただけで、牛乳生産のほうで、1頭当たりで年間5万4,421円のマイナス、肉用子牛においては年間1頭当たり18万1,654円マイナスということでございます。

このことについて、村長、何か対策を考えるようなお気持ちはありますか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 酪農関係は、戸数は少ないけれども、和牛については今20件前後ですか。それからホルスタインのほうについては、今、七、八件ほどでございますか。でも、和牛のほうも、いわゆる肉牛ですね、あるいは乳のほう、ホルスタインのほうでございますけれども、件数は少ないけれども、大規模化されておる畜産農家が村内にもございます。石野議員ご指摘のとおり非常に厳しい、もうこれ畜産関係厳しいという現実があると思われま

群馬県全体の話をしみますと、青物野菜が総売上げが約1,200億円ぐらい、そのうち孀恋のキャベツは農協の小計で200億円という状況かと思っています。畜産関係は、豚を入れますと群馬県は全国で6位の地位がありまして、1,400億円ぐらいの売上げがあります。だから、農畜産を加えますと群馬県は全国で今、2,440億円で12位でございますが、畜産関係につきましては、全国で6位という、売上げベースですね、ありますが、今、石野議員の言うとおりに本当に厳しい現実があると思っています。

かといって村が何かできるのかと言われると、なかなか厳しい現実があると思っています。和牛も、知っている人もいますけれども、値段のいいときは子牛が1頭100万円していたんだけれども、今5万円、10万円と、10分の1という現実もあります。じゃ餌代どうなんだといったら、餌代はモロコシだとかあれは外からほとんど買っている、カロリーベースでい

くと、肉は物すごくカロリー高いから、カロリーベースでいくと受給率が上がるんですけども、餌を入れると、餌は買っていますので、どうしてもカロリーベースでいくと食料自給率が低いと、こういうことであります。

村で、村長、何か単独でできるかと言われると、なかなか本当に現実的に対応しようがない部分が相当あるのも現実であります。しかしながら、特に和牛についても、1頭100万円のとかが今5万円、10万円、あるいは1頭1,000円ということなら、もうまるっきり成り立たないという現実もありますので、現実は現実でよく確認をさせていただきながら、種で補助金を二十数万円かな、年間出していますけれども、これにも限度があるということでもあります。よく生産者の意見もまた承りながら、また農協さんの考えも聞きながら、何か対応できることがあれば考えてみたいと、こう思っております。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 6番、石野時久議員。

○6番（石野時久君） 村とすると対応は大変厳しいというお話だったと思いますが、沼田市では、畜産飼料高騰対策補助金があるそうです。乳牛用で1頭当たり6,000円、肉用牛で1頭当たり3,000円の補助金があるそうです。できればそういった方向ででも、赤字が大き過ぎるんで、それをそっくりというのはもう完全に無理かとは思いますが、気持ちというかを表すことは村として非常に大事じゃないかと思っておりますけれども。

それで、政府与党は、これつい昨日の農業新聞に出ていたんですけども、2024年の畜産・酪農対策ということで、加工乳対策で1キロ33円の値上げ、また肉用牛子牛補給金、これ共済があるらしいんですけども、この金額を下回ると補給金が出ますという金額を3,000円から8,000円上げたということは、値上げしたということになるんだと思っておりますけれども。これ全く生産費が上がっちゃっていて、売値がこの値を下回らなかつたら補給金なんか一切出ないと。そういった聞こえはいいんですけども、現実味のない改定かなというふうに感じたんですけども。

本当に厳しいと思うんですね。だから、村としても、やはり独自に餌代についての補助をすとか、少しでもいいから、金額にかかわらず、農家の現状、先ほど村長も言いましたけれども、現状を把握していただいて、多分こんなことなら絶対経営なんかできないなというような状態だと思います。各地の畜産ですね、和牛生産とかに関わっている人も、もう限界が近いと皆さん言っているということなんで、できるだけ検討していただいて、何とか補助を考えていただきたいと思っておりますけれども、再度、お考えをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現実、畜産関係が厳しいというのはもう私も感じております、群馬県内においても、あるいは農業新聞を見ても。あるいは群馬県が畜産で全国で6位という地位にありながらも、豚も含めまして非常に厳しいという現実は何っております。

補助金という話でございますが、もう少し中身をちょっと勉強させて、今日、今たまたまぱっとこう言われて、質問書にもなかったものですから、現状は現状で、あるいはケーススタディーもさせていただいて、可能性があるんならできる範囲のことは考えてみたいと、こう思っております。ひとつ県の状況、あるいはほかの地区の状況も確認しながら、またお答えをさせていただけたらと、こう思います。よろしくお願いいたします

○議長（佐藤鈴江君） 6番、石野時久議員。

○6番（石野時久君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただいて、多少でも、金額のことじゃないと思うんで、多少でもいいから補助金ができるようによろしく検討していただきたいと思います。

それでは、2点目のほうに移らせていただきますけれども、国道144号の崖崩れということですが、先ほど村長、県の点検がされていて、そのゴーが出ないといけないということであったんですけれども、工事の形態を、私、点検しなきゃできないとかそういうの分からなかったんで、ぜひこういう格好にさせていただきたいという、もしできるのであればしていただきたいのは、渋川市の小野上駅付近、あそこ村上と言うらしいんですけれども、国道353号線、ちょうどそこ似たような、片方が崖、片方が川、国道。そこでは、落石対策事業というのが行われたんですけれども、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークを構築するためということで、これはもう現実、工事は終わっているんですけれども。この工事が延長が550メートルで、全体事業費が18億円、工事の期間、これ長いんですけれども、平成15年から令和4年度で終わったと。この内容が、崖から道路を離す、今ある道路の隣に、川のほうに道路を造って、現在の道路のところには擁壁を造って崖崩れを防ぐと。まさにあそこと同じ構図かなということで。もしいろんなことでアピールできるのであれば、このような格好でぜひアピールしていただきたいと思いますけれども、村長、どうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 私も今井の生まれで、まだあの国道144号が舗装されていない頃、小学校は三原の天神まで歩いて通ったわけでございますが、台風が来るたびにあそこが崩れ



て、歩きました。ほこりのある道、そのたびに学校が休みになりました。そういう経験が、瀬戸の滝についてはあります。

それから、写真で見る孀恋の歴史というのがある、1冊の本がありますけれども、あれを見てもらいますと、瀬戸の滝が昔はとうとうと流れて落ちて、あの下に橋があるということがありますが、あそこは何回も何回も災害にやられてきた現場がございます。

ご指摘のように、あそこについて国道353の小野上のところ、これ国道でございますから、多分、三桁国道ですので、国の補助金をもらって、あそこは落石対策事業という事業で長期間に渡りやっておったということでございますが、それが我が村に適用、あそこができるか否かはちょっと、早急にちょっと確認だけはさせていただきます。

それと、今宮へ入って、長野原から国道144号を入れてすぐのいわゆる衛生センターの隣のカーブ、あれは、私が村長になってから直させていただきました。共有者が合計7人いて、中之条土木にも大変ご指導いただいて、あそこも直してもらったと。

それからもっと来て、下袋倉のあそのカーブも直させてもらいました。のり面のところを直させてもらって。それから、今言った瀬戸の滝の手前、今井に上がる道から、首吊坂ってあそこ言っているんですけども、あの間のところもずっと上まできれいに張ってもらったりした工事をしてもらいました。それから、田代のほうへ行っても、鹿沢発電所の上です。あその崩れないようにと行って、網を張ってもらったりしてもらったつもりであります。それなりに国道144号全地区にわたって、崩れないようにさせてもらってきているつもりです。

それと、台風19号があったときに、孀恋村独自で、議会にも報告してありますが、その岩が崩れると、雨に弱いということで、この道路については、孀恋村独自の危険地域というのを指定をさせていただいております。これについては、県並びに国のほうに治山事業ということで、今後またお願いはしてまいりたいと、こんなふうに思っております。いずれにいたしましても、ご指摘のいただいたところにつきましては、一応今、網を張ったりなんなりで崩れないように直接してありますけれども、今後どうなのかについては土木ともよく協議をして、何ができるかを検討を加えてまいりたいと、こう思っております。また報告はしっかりさせてもらいたいと、こう思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 6番、石野時久議員。

○6番（石野時久君） 大変、要望もしていただけるということで、ありがとうございます。ぜひ大きな人災とか、起こらないうちに手をつけていただきたいと思います。

台風19号のときは、台風のときは崩れなくて、それが終わってから崩れたということだったと思います。違ったでしたっけ。ということで、原因がなくても崩れる可能性というのが結構今までもあったと思うんです。こんな時期に何でこんな場が崩れるんかという。その辺を考えると、やはり県の点検の結果云々ではなくて、先ほど村長言われたように、ぜひ要請をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最後の温泉のことです。先ほど村長も、誰かいたらぜひお願いしたいということで、私もそういうふうに広く呼びかけていただければなというふうに思っております。浴用以外にも、農業用のハウスの暖房だとか、あと、場所によると何か魚の養殖をされているところもあったり。あそこちょっと立地が悪くて、冬の間、そのために除雪するなんていうようなこともあるかもしれませんけれども。せっかくある資源なんで、もったいないということで、これからもぜひ民間企業、個人事業さんでもいいですから。温泉があるけれども、どうでしょうかということで広く募集をかけていっていただきたいかなんていうふうに思っていますので、ぜひその辺よろしく願いして、以上で質問を終わりにします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で石野時久さんの一般質問を終わります。

---

#### ◇ 黒岩敏行君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、5番、黒岩敏行議員の一般質問を許可します。

〔5番 黒岩敏行君登壇〕

○5番（黒岩敏行君） 議長の許可を得ましたので、私のほうからは、防災、減災対策の取組についての質問をさせていただきたいと思っております。

近年、富士山の市街地近くで新たな火口が発見されたこと等による想定される火口の範囲の拡大や桜島で大規模噴火の可能性が指摘されたことなど、日本全国で火山活動が活発化した際の備えが急務となっている。

このような状況に鑑み、噴火災害が発生する前の予防的観点から、活動火山対策のさらなる強化を図り、住民等の生命及び身体の安全を確保することを目的とした活動火山対策特別措置法の一部改正が今年の6月に公布され、令和6年4月1日に施行されるようです。その中に、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8月26日を火山防

災の日と定め、自治体においては、防災訓練等の実施に努力するとの記載がされております。ちなみに8月26日は、1911年に国内初の火山観測所が浅間山に設置されたことにちなんでのものでそうです。

また、ちょうど100年前の1923年9月1日に発生した関東大震災が由来で、1960年に制定されたのが防災の日、そして、嬭恋村でも令和元年10月の台風19号の経験を教訓にするためとし、被害を受けた10月12日を嬭恋村防災の日と定め、嬭恋村防災の日宣言を發しました。

このように8月から10月にかけて、火山、地震、台風（土砂災害）と3種類の災害に対する防災の日がそれぞれ定められました。いずれも嬭恋村には非常に身近な災害であり、その防災・減災対策は極めて重要な課題ではないでしょうか。

そこで、嬭恋村の防災、減災対策について何点か伺います。

1つ目として、消防団及び自主防災組織の充実強化と災害時の位置づけについて、どのようにお考えか。

2つ目、災害対策本部内部での指揮命令系統及び外部関係機関との指示命令系統はどのように構築されているか。

3つ目として、嬭恋村地域防災計画の内容が現状の防災対策に即しているか。

4つ目、嬭恋会館新設までの間の会館に代わる避難所について、住民への周知はどのように行うか。

以上について答弁をよろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 黒岩敏行議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

防災、減災対策の取組についてでございますが、その前提条件といたしまして、8月26日は火山防災の日、9月1日は防災の日、10月12日は嬭恋村制定によります嬭恋村防災の日ということで、火山、地震、嬭恋村防災の日、水、水害、この3つの災害についての、嬭恋村では3つの防災に関連する日にちが確定しておるということでございます。

貴重なご指摘いただいて、そのとおりでございますので、また認識を新たにして、村民にもよく知らせてまいりたいと、こう思っております。

火山法が今年6月に成立いたしました。ご存じのように、小諸市にあります観測所、気象庁が発表いたしております活火山は111ありますが、うちのほうでは浅間山と白根山、直接

関わりがあります。8月26日が火山防災の日で、小諸市側にあります観測所が初めて造られたということでございます。

それでは、具体的なお質問内容につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず初めに、消防団と自主防災組織の充実強化と災害時の位置づけについてのご質問でございますが、まず消防団関係では、団員の活動拠点となる各分団の詰所を順次更新しているほか、ポンプ車についても購入から20年で更新しております。また、村内各所に備蓄倉庫の設置を進めており、毛布やアルファ米などを毎年購入し、備蓄しております。

今年の10月12日の嬭恋村防災の日におきましては、嬭恋消防団において火山災害や風水害に直面した際の行動について、ワークショップ形式の学習会を実施いたしました。各地区の自主防災組織につきましては、コロナ禍が続いていたこともあり、全体的に活動は停滞していると思われませんが、今後、消防団だけでなく、各地区の住民にも参加いただく防災訓練を実施していきたいと考えております。

次に、災害時の位置づけについてのご質問でございますが、被害を最小限にするためには、まず一人一人が自ら取り組む自助、地域や身近にいる人同士が助け合う共助、国や市町村が取り組む公の助ける公助が重要と言われております。住民の方々には、平日頃から防災意識を持っていただくよう情報発信に努めていきたいと思っております。

令和3年8月の豪雨の際には、区長会の連絡網により避難所の開設準備や被害状況の把握を行いました。現在、要支援者に対する個別避難計画についても、関係課と協力しながら作成中でございます。

続きまして、2点目の災害対策本部の指揮命令系統についてのご質問でございますが、嬭恋村地域防災計画において、本部長を村長とし、組織体制が定められております。本部会議には、教育長をはじめ各課長及び総務課の地域安全係が参加することになっておりますが、災害の種類や規模によって臨機応変に対応することが求められております。また、全職員に対しましては、災害時の応急対策マニュアルを共有しており、連絡網や役割分担などを定めております。

次に、外部機関との指示命令系統につきましては、嬭恋村地域防災計画に基づき、県の危機管理課をはじめ広域消防、県内市町村と連携し、周到かつ十分な災害予防、迅速かつ円滑な災害応急対策、適切かつ速やかな災害復旧・復興を図ることになっております。

また、令和元年の台風19号の際には、大災害であったため、国土交通省、群馬県、自衛隊

からリエゾンと言われますパイプ役となる職員の派遣をしていただき、早期復旧にご尽力をいただきました経緯がございます。また、国直轄で大規模災害復興法の適用もあり、さらには国土交通省のTEC-FORCEのご協力もいただいたところでございます。

今後も連絡体制をしっかりと、TEC-FORCEとも取らせていただき、いざというときの連携を図ってまいりたい、こう思っております。

次に、3点目の婦恋村地域防災計画の内容が現状の防災対策に即しているかのご質問でございますけれども、現計画は、平成28年3月に策定したもので、7年が経過しております。基本的な考え方は変わっておりませんが、時の経過によります名称変更や資料の追加を含め、見直しが必要となっております。現在、浅間山火山防災協議会において、広域避難計画の策定が進められており、今年度末に策定されることになっております。これをおきまして、令和6年度に地域防災計画への反映を含め全体的な見直しをしたいと考えております。

手続としましては、災害対策基本法の規定に基づき、婦恋村防災会議に諮って計画変更を行いたいと考えております。

次に、4点目の新婦恋会館が完成するまでの避難所についてのご質問でございますが、工事中は東部小学校の連携棟を避難所とすることにしており、毛布や非常食など、万が一必要となる物資は既に備蓄しております。三原区及び民生委員の皆様にはお伝えしたように思いますが、三原区民をはじめ東部地区の皆様には時期を見て回覧により周知したいと考えております。また、避難所を開設することになった際には、防災行政無線、防災メール、防災スマートシティ、消防団の広報により周知していきたいと考えております。

以上、黒岩敏行議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） ご答弁ありがとうございました。

1つ目の質問についてなんですけれども、自主防災組織については、確かにコロナ禍の影響もあって、なかなか活動ができなかったということは承知しております。ただ、地域防災計画の中にも、結構しっかりと役割が書かれておりますし、その中で育成強化についても、村が主導で行うような感じで書かれておりますが、今現在、何か具体的な対策というのは、その件についての具体的な対策というのは行われていますでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

コロナの関係もありまして、活動が停滞しているということで、今、村長のほうからありましたけれども、それぞれ各区でちょっと差があるような気もしております。区によっては、もう防災担当というような役職をつけていただいて、定期的に点検をしていただいている区もあるみたいですが、そういったちょっと各区の温度差というものも感じておりますので、その辺をある程度、統一感を持って、引継ぎが十分に行われるようにしないと、いざというときに機能しないというふうに考えておりますので、その辺の意識的な部分を変えられるように、ちょっと考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） ありがとうございます。

自主防災組織については、本来は自発的な防災組織ということであるんですが、現状は各地区で組織されて、今、課長がおっしゃるように温度差があるのが事実ではないかと思っております。

ただ、高齢者や障害者などの災害弱者の方の把握というのは、やはり比較的容易にできて、災害時には非常に力が発揮できる組織ではないかなと思っております。ただ一方で、区長をはじめ役員が毎年替わるため、組織の維持継続も難しく、また、同じように自治会などで組織された自主防災組織は、全国的にも機能を果たしていないところが多いという、その話は聞いています。

今後においても人口減少や高齢化などにより組織を維持していくことが困難になることが予想されますので、今後も村が主導でいろんなことを進めていくのが重要ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次にいかせてもらってよろしいですか。

消防団の件なんですけど、私これ2年前の一般質問でも同じようなお話をさせていただいたんですけど、全国的に見て、孺恋村もそうなんですけど、団員の減少というのが問題になっています。昨今、新しい免許制度で、今の若い人たちが普通取る普通免許では、総重量の3.5トン以上の車両が運転できないということで、現在、主流であるポンプ車の運転ができないため、若い団員の確保というのがより難しくなる可能性が出てきております。このことについて、村でも何らかの対応をお願いしたいということで、2年前にもお話しさせていただいたと思うんですが、その後、何か検討していただいたとかということがあれば教えていただきたいんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、ポンプ車の更新が20年を経過したら買い替えるということで今進めていますけれども、まず各分団の希望といたしますか、考え方を優先させていただいています。こちらとしても、消防団本部としても、新人の方が運転できないという問題があるということで、各地区の実情に合わせて大きい3.5トン以上が必要なのか、あるいは軽自動車タイプの小回りが利く可搬ポンプを積載したもので十分なのか、その辺を十分検討した上で、ただいま購入をさせていただいております。そんなことでよろしいですかね。

以上とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） ありがとうございます。

今お話しいただいた件については、十分承知はしております。ただ、やはり団員の減少に歯止めがかからない状態の中で、少しでも団員確保に向けてご尽力いただければというふうなことでお伺いしたいんですけれども、基本的にはこのようなことはまだ検討していないということよろしいですか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ちょっと足りない部分があったということで、追加をさせていただきます。

いろいろ免許制度のこともありますし、現在、定員が300名という中で、実際に240名しかいないということで、分団の入っていただくように努力はしているところですが、加えて免許の取得に関して、村のほうで何か面倒を見れるところがあれば、考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） ありがとうございます。ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

やはり先ほどもお話しさせていただいたんですけれども、全国的にも消防団員の減少が問題になっている中で、機能別分団や女性分団の確保というところも随分進んでいる自治体もあるようです。嬬恋村でも毎年のように起こる遭難者の捜索では、実際のところ団員が軽装備で捜索に当たっているというのが実情です。しっかりとした装備と知識を備え、訓練も行

える遭難対策に特化した分団の創設を消防団本部の中でも議論を始めたということなので、ご承知おきいただければと思います。

次なんですけれども、災害対策本部の中での指揮命令系統、また、外部関係機関との指揮命令系統についてなんですけど、これもすみません、2年前にお聞きしたんですが、災害対策本部が設置された後に、例えば高齢者や要介護者などを避難させる状況が万が一発生したときに、どの組織がどういった対応をするのか、また、その指示というのは誰が行うのか。消防団、区長会を取りまとめた的確に、また効率よくかつ安全に避難を完了させる体制の構築はありますかということなんですけど、これについてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えします。

個別避難計画につきましては、ただいま策定中ということであるんですが、今、健康福祉課のほうで所管しております民生委員・児童委員の関係者に、今年ちょっとお願いをさせていただきまして、各地区で高齢の方で1人で避難できないような方の洗い出しをしていただいています。そういったデータを基に、消防とか各関係機関が情報を共有して、若干、個人情報ということで、その扱いは幾つか問題はあるんですが、万が一、災害がありそうなときには、その辺をいかに連絡網を効率よくするかということも課題はありますけれども、一応、今、進めているということで、ご理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） ありがとうございます。

まだ構築中ということで理解をしたいと思いますけど、一刻も早い構築をよろしく願いいたします。

私がなぜこんな質問をするかということ、例えば災害時に高齢者などの要配慮者を避難させるときに、例えばの話なんですけれども、民生委員の方が受持ちのところに行ったときに、例えばその人がいなかったとか、そういうケースもあると思うんです。結果的には区の役員の方が避難をさせていたということで。そういう事例も、これは例えばなんですけれども、あると仮定すると、やはりリスク、2次災害というのは避けて通らなければいけないというふうに考えておりますので、そういう救助に向かう方とか、そういう担当される方のリスクをできるだけ下げられればということで、やはりそういう指揮命令系統、誰がどのようときにどういう指示を出すのかということを一刻も早く行っていただきたいということで、お話



しさせていただきました。

それでは、できるだけ早い、そういったものの構築をよろしく願いいたします。

次に、孺恋村地域防災計画の内容が現状の防災対策に即しているかということなんですが、これは来年度、また改定されるということなので、こちらも現状を踏まえたものでぜひともいい計画を立てていただきたいと思います。

次、よろしいですか。最後なんですけれども、孺恋会館に代わる避難所ですね、住民の周知はどのように行われているかということなんですが、区と民生委員の方にはもう周知されているということなんですが、先ほど村長の答弁の中で、時期を見て村民の方に周知されるということなんですけれども、もう実際、孺恋会館は取り壊されているんですが、どのような形で村民に周知は、もう行われているのか、いつするのかというのを具体的に教えていただければと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですが、先ほど村長のほうから、時期を見てという表現でございましたけれども、今、冬を迎えて緊急性、災害の可能性がまだないというようなことであれば、もうちょっと暖かくなって大雨が降るような頃の前に回覧等で、三原地区及び東部地区の皆さんに周知をしたいということで考えておりますけれども、また早めにですね、一旦は周知をしておくということも大事かと思っておりますので、ちょっと早めに、そうすれば、回覧等をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 5番、黒岩敏行議員。

○5番（黒岩敏行君） ありがとうございます。

水害だけじゃないんで、例えば地震災害なんかもいつ起こるか分からないので、一日でも早く決めていただいて、周知をお願いしたいと思います。

これを要望して、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で5番、黒岩敏行議員の一般質問を終わります。

---

◇ 土 屋 哲 夫 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、2番、土屋哲夫さんの一般質問を許可します。

2番、土屋哲夫議員。

〔2番 土屋哲夫君登壇〕

○2番（土屋哲夫君） 議長の許可をいただきまして、貴重なお時間、質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

上信自動車道は、群馬県及び長野県の広域道路交通計画において高規格道路に位置づけられており、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークを構築するとともに、物流の効率化や観光振興など、地域の活性化に大きく寄与することを期待される中、現在、整備が進められているところです。

嬭恋村においては、与喜屋インターから鎌原インターまでの長野原嬭恋バイパスが令和11年度供用開始予定で整備が進められていると承知しております。全体の整備延長83キロメートルのうち、群馬県側は約68キロメートルであります。現道を活用する渋川西バイパスと八ッ場バイパス以外は自動車専用道路として整備されるため、村内の上信道においては、道路に面して店舗等を構えての営業活動は不可能であります。よって、村内のインターチェンジ周辺に上信道利用者が容易に立ち寄れ、商工業や観光業等の村内事業者が効果的に経済活動を行える施設の整備が必要であると考えます。

9月議会において、嬭恋村商工会より当該経済活動施設の整備計画推進についての陳情書が提出され、採択されたところでありますが、手をこまねいている間に嬭恋村はただの通過点になってしまいます。今現在でも隣接する軽井沢町、草津町とは観光客入り込み数、宿泊数などを比較すると大きな差があり、両町を含んだ広域での観光需要をうまく取り込めていないのが実情であります。村内のインターチェンジに直結、あるいはそれに準ずる、容易にアクセスできる形態の観光の目的地となり得る魅力を備えた観光商業施設を整備し、上信道を利用しての観光客入り込みの増大を図り、そして村内の各施設、各所の周遊、宿泊、さらには連泊へとつなげていくという好循環を創生しなくてはなりません。

群馬県広域道路交通計画2022、これは群馬県県土整備分野の最上位計画であるぐんま県土整備プラン2020や関東ブロック新広域道路交通ビジョン・新広域道路交通計画を踏まえて策定されたものでありますが、ここには、大規模な災害に対して円滑な避難や迅速な救命救助、復旧復興を可能にするため道の駅を含む防災拠点の整備・強化と災害時にも機能する強靱な道路整備を推進する。災害時における防災拠点として道の駅の防災利用を想定し、道の駅の整備、機能強化をすると明記されています。

日本有数の活火山浅間山を抱える本村においては、大規模災害時の復旧・復興活動の拠点として、消防、警察、自衛隊、TEC-FORCEなどの終結、活動拠点や緊急物資の輸送・集積、さらには分配機能を兼ねた施設の整備が急務であります。これは、県の道路交通行政の施策と全く合致するものであり、さきの商工観光振興のための経済活動施設と一体とした防災機能強化型の複合機能を有した道の駅の整備を行い、国土交通省が選定する防災道の駅の指定も目指すべきだと考えます。

上信自動車道は、浅間山北麓を東西方向に整備されます。東日本大震災後の東北各県で整備された復興道路と同様に、道路そのものに防災の機能を持たせることも重要だと考えます。浅間山は、山頂噴火だけでなく、山麓噴火のおそれも想定されています。天明3年のような噴火が山体の西側山麓で発生すれば、いわゆる溶岩流、火砕流、泥流等が細原、大笹、田代方面に向かうことも想像に難くありません。噴火に伴う泥流等が発生した場合、高い盛土による防災道路は、それ自体を食い止めることはできなくても、住民が避難する時間を稼ぐこと、被害をより軽減させることの機能は十分有していると考えられ、村民の安心・安全に寄与するものと考えます。

上信自動車道の整備に伴う商工観光等振興のための経済活動施設、防災強化型の道の駅、上信道への防災機能の付与・強化等について、当局のご所見を伺います。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋哲夫議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

質問事項につきましては、上信自動車道についてでございます。その中で何点かの個別的なご質問もご指摘をいただきました。お答えをさせていただきたいと思っております。

上信自動車道につきましては、まず現状についてお話をさせていただきたいと思っております。

議員がおっしゃるとおり、全体の整備延長83キロメートルのうち、嬭恋村においては与喜屋インターから鎌原インターまでの間が長野原嬭恋バイパスとして整備区間となり、令和11年度供用開始予定となっております。また、鎌原インターより西の区間につきましても、一日も早い整備区間への格上げを関係機関へ要望しておるところでございます。

9月定例議会におきまして、嬭恋村商工会長様より上信自動車道の整備に伴う嬭恋村内インター周辺に商工業者経営活動の整備計画推進への陳情書が提出され、採択されております。今後は、嬭恋村上信自動車道インターチェンジ周辺経済活動活性化協議会を設置し、嬭恋村

における経済活動の維持改善に寄与し、観光の目的地にもなり得る施設整備を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の上信自動車道に複合機能を有した防災道の駅の整備を目指したらどうかのご提案をいただきました。

国土交通省が選定する防災道の駅は、群馬県内では、川場村にある川場田園プラザが選定を受けているそうですが、ご提案いただいたとおり、本村は浅間山火山防災の観点から、地理的な必要条件を満たしていると考えられます。選定の要件は、無停電化や通信、水の確保、また一定基準以上の広さを備えた駐車場を整備する必要があるようですが、キャベツ輸送のためのトラックターミナルを含め、本村にとって大変有益な施設になると考えております。実現すれば、経済活動の活発化はもとより、住民や観光客の安心・安全にもつながると思われれますので、今後ご意見をいただきながら、多機能な上信自動車道となるよう国・県などに、関係機関に要望してまいりたいと思います。

続きまして、防災機能の付与・強化についてでございますが、道路そのものに防災機能を持たせることも重要であるとのことでございます。東北地方で整備された復興道路のような防災機能を持たせるのは難しいと考えますが、議員がおっしゃるような機能は有しているのではと考えます。

いずれにいたしましても、上信自動車道の整備に伴う観光振興、村民の安心・安全につながるべく関係機関とも連携しながら整備促進に向け取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、土屋哲夫議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） 少し現状のお話をさせていただきたいと思います。分かればですが、昨年の嬭恋村、草津町、軽井沢町の観光客の入り込み数、お分かりになりますか。観光商工課長、お分かりになればお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹渕幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹渕幹雄君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

大変申し訳ありませんが、昨年度のデータが今現在、集計中の部分がありまして、一昨年

のものがありますので、お話をさせていただければと思います。

コロナ禍におきまして減少はしておりますが、嬭恋村観光入り込み客数につきましては93万人、草津町235万人、軽井沢町564万人となっております。

また、宿泊者数についてですが、嬭恋村につきましては57万3,000人、草津町につきましては176万1,000人、軽井沢町につきましては155万6,000人となっております。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

ということで、一昨年のデータを教えていただきました。嬭恋は93万人の入り込み、実は嬭恋村の入り込みは1993年の350万をピークに年々右肩下がりでご下がっております。多分、今年も急激に上がることはないんだと思っておりますが、なだらかな下がり方ですが、下がり続けております。これが現状です。

次にですが、近隣の主な道の駅の入り込み客数、お分かりになればお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹渕幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹渕幹雄君） そうしましたら、令和3年度の資料になりますが、県の魅力創出課のほうから観光入り込み客統計調査報告書というものが出ておまして、その中にあります道の駅の入り込み客数を報告させていただきます。

まず、先ほどもありました道の駅川場田園プラザ、こちらのほうが184万7,000人、ららん藤岡149万3,000人、ほかの県になってしまいますので、データの的には少し、聞き取り等にはなりますが、ヘルシーテラス佐久南、こちらのほうが33万1,400人、また、一番近くにあります八ッ場ふるさと館、こちらのほうが83万9,000人となっております。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

今、ご紹介いただいたとおり、川場の田園プラザ、別格でございますが、2022年度の数字ですが、上毛新聞によれば、250万超えと。同じく上毛新聞さんの記事によれば、上武道路、前橋にできましたまえばし赤城道の駅、オープン7か月で300万人を超えたと、載っております。

今いただいたように道の駅、かなりの集客力があります。道の駅一つで嬭恋村の入り込み客数と匹敵するようなどころも当然幾つかあるんですけれども。ちなみにですが、今ご紹介いただいたヘルシーテラス佐久南、これ2017年7月に供用開始されましたところですが、

ちょっと特別というか、独特なものがありまして、中部横断自動車道佐久南インターに隣接しております。同道路の新直轄区間であることから、同道路のサービスエリア、パーキングエリアの役割も担っているんだということで開発されてございます。当然、重点道の駅にもなっておりますし、防災拠点にもなっています。佐久南を運営している皆さんは、佐久南、町よりも離れているところなんですけれども、軽井沢や上田、蓼科、白樺湖への観光拠点ですという宣伝もしているんです。要するにいいものができれば、もっと広い範囲の観光にも十分対応して、お客さん呼び込めるんだよと、いい例だと思うんです。

このような魅力のあふれる施設をより早く整備をして、今まで素通りしていた観光客を呼び寄せるといえる必要があると思います。先ほど村長さんの答弁にも、同じような趣旨のことがあったと理解してございます。

1つですね、道の駅、別の側面からの話をさせていただきたいと思うんです。

そのヘルシーテラス佐久南では、毎日、野菜ですとか加工品を納品される方、500人を超えているんだそうです。その皆さんが毎日毎日、自分の得意なものを持って納品して売ってもらう。例えば嬭恋村でそれを考えたときには、嬭恋にはキャベツを生産された農家さん、いっぱいいますね。一線を退かれた比較的高齢の方、それを担っていただいて、皆さんプロフェッショナルですから、品質が間違いのないものを作ってくれると思うんです。そして、タブレットなどでその販売状況、例えば隣のどなたが今日は幾つ売れているとか、そういうのも見られるような、情報をダイレクトにオンタイムで見られるようなものを持っていただいて、それを見ながら仕事をしてもらう。そうすると、今日は隣の何々ちゃんよりちょっと10個、俺のほうが増やして納品しようかななんていう気になるかもしれない。そうすると、現金商売、納めた分だけの金がすぐ入ってくる仕組みをつくってあげますと、ちょっとぐらい体が痛くても病院に行っている間がなくなるのかなと。一生懸命励んでいただいて、ご高齢の方の医療費が下がる。ひいては介護などに係る社会保障料が減少して、一石二鳥、三鳥という、ちょっとこれ「風が吹けば桶屋が儲かる」というようなお話もございますけれども、実は、岡山県の美作大学・美作短期大学部紀要通巻第54号というものがございまして、そこに小坂田稔教授の論文が載っております。そこには、高齢者の介護予防に果たす道の駅の役割と効果、こういうものがございます。

簡単に、本当に簡単にご紹介しますけれども、岡山県の内陸部、津山市の周辺、3つの道の駅に出品されている方々、52%が70歳以上、60代を含めると83%の方で占めます。そのうち9割が道の駅での活動に生きがいを感じるんだと。そして、心身の健康ですとか外出の

機会の創造、当然、売上げが上がりますから、経済的な自立、そういうことで、要支援、要介護になることの予防や、それを維持するだけではなくて、いかなる状態にあっても、高齢者自身が自分らしい生活や自己実現を実感できることに、その本質があるという。介護予防にとって重要な役割を果たしているんだと。その津山市のデータをいろいろ当てはめて計算したところ、単年度で数千万円に及ぶ経済効果、社会保障費の減額が認められるという論文です。こういう発想は、村長、いかがでしょう。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大変すばらしい、発想がすばらしい。実現するのは、これからみんなで議論して、どういう道の駅にすべきかということかと思えます。

先日、私も前橋の赤城の道の駅へ行きました。昨日はちょっと国土交通省関東地方整備局長さん等々も含めまして、川場村で田園プラザも見てまいりました。あとは佐久ですか、これはお客さんが想定以上に入っているという話も聞いています。

高齢者が毎日、日々作って、健康で日々、売れた数が気になるほど身近で作っていい形で売っている、佐久の話もお聞かせいただきましたが、いずれにせよ何らかの形で、1つは防災の拠点としての機能、もう一つはキャベツ等の輸送の物流の機能、もう一つは観光の拠点としての機能、こういう機能を備えた道の駅は上信自動車道ができれば、そのインターチェンジに造るべき必要性は必ずあると思っております。ぜひとも議員の皆さん共々、いい形のもののケーススタディーをしっかりと、そして、今言ったような提案も、ご意見も耳を傾けながら計画を詰めてまいりたい、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

最後に、道路自体に防災機能を持たせるという話ですが、群馬大学の早川由紀夫先生の浅間山の噴火地図というのがございますけれども、村長ご存じだと思いますけれども、天明の爆発以前の追分火砕流、それより前の平原火砕流、大きな規模の火砕流が嬬恋を襲ってございます。それを見ますと、火砕流の到達位置が大笹の中原・山梨開拓沿いに沢が何本かありますけれども、あの沢から吾妻川方向に沢筋を伝って、当然、低いところに行きますからね。そこから北軽井沢を抜けまして、長野原の与喜屋方向の沢まで、扇状にですかね、吾妻川に向かってずっと一斉になだれ落ちたような、そういった形跡がうかがえるんだそうです。

もう一つびっくりしたことは、それが吾妻川を渡って対岸の大前、西窪、三原、今井とい

う地区でも、その火砕流由来の堆積物が、川の反対側でも見られるんだということ。つまり  
嬭恋村はどこでも浅間の直接の被害を受ける可能性があるんだということで、先ほど申しま  
した道に防災機能を持たせるという話ですけれども、現実問題、非常に難しいことだと承知  
しておりますけれども、ぜひ防災の発想として、思想として、そういうことも加味して群馬  
県なり、国土交通省なりに、こういう必要もあるんじゃないかということをお伝えいただい  
ければと思います。

これは要望して、質問を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で2番、土屋哲夫議員の一般質問を終わります。

---

◇ 下 谷 彰 一 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、4番、下谷彰一議員の一般質問を許可します。

〔4番 下谷彰一君登壇〕

○4番（下谷彰一君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、まず最初に、今後の  
上信自動車道の整備計画と事業の進捗状況について質問をさせていただきます。

先ほど来、同僚議員からも上信道については質問があったように、上信自動車道は、関越  
自動車道の渋川伊香保インターから鳥居峠付近を經由して長野県の上信越自動車道へ通じる  
延長83キロの高規格道路でございます。ホームページによりますと、今年度中にと  
いうことなんですが、今回、今議会の伊東正吾議員の一般質問の中で、村長のほうから、吾妻西バイ  
パス、これは郷原にあります厚田インターから松谷東、線路が横断しているその間の7キロ  
については来年3月20日には開通をするよという、そういう報告をいただいておりますけ  
れども、今年度中に吾妻西バイパスは完成をいたします。

そしてさらに、令和9年、これには、その延長でございます吾妻東バイパス、これは現在  
も完成をしております箱島インターから現在の松谷東、先ほど申し上げたJRが横断してい  
るところです、松谷の交差点ですけれども、ここの7キロが完成をいたします。そうなりま  
すと、令和9年度までには東吾妻バイパスが完成すると、長野原バイパスから、これは伊香  
保インター、渋川伊香保インターまでが1本の道路でつながることになります。道路は、ご  
承知のように、人や地域を相互につないで、私たちの日常生活や観光客の移動、さらには生  
活物資や農産物の輸送など、様々な形で産業振興や地域経済を支えています。それだけに道



路行政は、まさにまちづくりや地域活性化の骨格をなすものであり、地域の発展や利便性を高めるために果たすべき役割は大きいものがあります。

現在、整備区間であります長野原嬭恋バイパス、これは長野原町の与喜屋から鎌原インターまでのこの8キロの区間でございますけれども、この区間についても、ホームページによりますと、令和11年、これにはもう開通が予定されております。そのため今年の3月上旬には、三原方面から予定される芦生田インターへの侵入道路予定地の境界立会いが行われました。しかし、この立会いは、県道嬭恋応桑線までで、芦生田インターチェンジの予定地よりもかなり手前で終了しております。

上信自動車道の整備は、直接、本村が所管する事業ではありません。しかし、現在、関係市町村で建設促進のための期成同盟会を組織し、村長はその副会長として、国土交通省や群馬県、さらにはお隣の長野県の関係部局に積極的な要請活動を行っていただいております。

そこで、村長の分かる範囲でお答えをいただきたいと思いますが、まず1点目といたしまして、令和9年度までに開通が予定されています吾妻東バイパス、これは箱島から厚田間について、用地交渉の遅れから予定どおり、令和9年の完成が危ぶまれているというようなお話を伺っておりますが、まず1点目、現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

次、2点目、芦生田インターへの侵入道路は、工事用道路として最初に建設し、袋倉インター方面と鎌原インター方面の二手に分かれて工事を遂行すると聞いています。現在、設計や用地調査が行われていると思いますが、工事着工の予定など、お分かりになりましたら質問いたします。

次、3点目、また村長は、調査区間であります鎌原インターから田代区間、これについては一日も早い整備区間への格上げのためご尽力をいただいております。そこで、国交省や群馬県、あるいは長野県への要請活動の中で、現在の状況、あるいは今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

4点目といたしまして、田代区間からは県境の鳥居峠を境に長野県側となります。本村は以前から上田市とは病院、買物、そうした経済的な結びつきが強く、現在でも定住自立圏の中心市として交流が続いています。そのため本村の鳥居峠のどこからトンネルが始まるのか、また、長野県側のどこにトンネルが開通をするのか、全く私も気になるところであります。私としては、なるべく長いトンネルを造っていただいて、上田市街地に通じることを望みますけれども、どのような見通しなのかお尋ねいたします。

あわせて、トンネル側の出口は長野県側でございます。長野県側のルートについては、長

野県が決めるのかもしれませんが、そこに群馬県の嬭恋村、隣接する嬭恋村から要望することが可能なかどうか。この4点についてお尋ねしたいと思います。

次に、上信自動車道に伴う地域振興、これについてお尋ねいたします。

上信道が開通すると、上田市や渋川市までの所要時間が短縮され、地域住民の医療や福祉の充実、また、雇用の拡大など、利便性の向上が図られることが予想されます。しかし、その半面では、便利な交通体系が整備されると、ストロー効果により地方の人や経済活動が大都市圏、上田や渋川のほうに流入して、地方が、嬭恋村が衰退してしまうということもあります。

また、経済活動をしようとしても、先ほど土屋議員の一般質問にあったように、上信自動車道沿線は道路の利用者が直接道路から立ち寄れる施設が建設できません。そのため9月議会には、商工会からインターチェンジ周辺に村内の商工業や観光業者が経済活動ができる魅力的な施設整備を推進する陳情書が提出され、採択されています。道路は、地域の発展に大きく寄与するとともに、そこで生活をする人々の日々の暮らしを側面から支えています。それだけに、乗り降り可能なインターチェンジの位置は、人々の暮らしにとって重要な意味を持ちます。

村は、平成28年1月に嬭恋村ランドデザイン上信自動車道関連構想を決定しています。上信自動車道は、21世紀の嬭恋村の基本的な社会資本と位置づけて、シビックセンター構想、これは公共施設の整備構想です。それと、青山安心ステーション構想、これは防災ストックヤードや道の駅、さらには郷土資料館周辺整備構想、これはポンペイ遺跡展示室や農産物の直売所などの8つのリーディングプロジェクトを想定して策定しております。

そこで、村長に何点か質問をいたします。

まず、この構想でございますけれども、このほかに浅間ジオパーク構想、万座・白根エコパーク構想、さらには浅間山火山防災構想など、現在実施している事業が網羅されています。しかし、この構想は、策定されてから既に7年が経過しておりますし、今年から村内で上信自動車道の関連する事業が具体的に始まっております。

そこで、この構想を見直して、新たな計画を策定する時期が来ていると思いますが、まず、策定し直すか、見直すお考えがあるかどうか、まず1点目、お伺いいたします。

次、現在の構想は、役場主導で策定されたものです。今後、構想の見直しや新たな計画を策定する場合、幅広く地域住民の意見を聴取する必要があると思いますが、村長はどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

次に、これから整備区間への格上げを目指す鎌原インターから田代区間、これは現構想ではシビックセンター構想と青山安心ステーション構想に位置づけられる区間だと思います。でも、そのためこの区間に設置されるインター周辺には、将来、役場や保健センターといった複合施設、さらには村民の安心・安全をリードしてくれている広域消防、そうした公共施設の建設が計画をされる場所ではないか、そういうふうに思います。将来的には、役場を中心とした複合施設の建設が望ましいと考えますが、村長のお考えをお聞かせいただきたい、そう思います。

上信自動車道は、大笹地区まで、吾妻川の右岸、右側に計画をされています。しかし、現在の集落は国道144号線に沿って形成されています。そこで、地域振興を図る上からも、インターから離れた集落である西窪や門貝地区、あるいは今井及び大前、干俣、また袋倉インターが予定されておりますが、インターが上袋倉でございますので、そういうインターの設置場所から離れている場所の地域のアクセス道、これの整備や改修工事についてどのようにお考えなのかお聞かせください。インターが目的じゃなくて、あくまでもそこで生活する住民の皆さんの生活が全てだと思います。

少子高齢化が今後ますます進展していくものと思います。上信自動車道の整備により、地域の利便性が向上し、村民が住みたいまち、また、誰もが住みたくなる地域づくりを目指していただくことを要望して、まず一般質問を終了いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 下谷彰一議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

全体的に上信自動車道の整備、進捗状況についてでございますが、個別具体的には、前半で4点、後半で8点、合計12点についての個別具体的な質問がございました。

それでは、お答えをさせていただきます。

最初に、今後の整備計画や事業の進捗状況についてでございますが、吾妻東バイパスについて、予定どおりの完成が危ぶまれているとのことでございます。現状はどうなっているのかについてでございますが、吾妻東バイパス、いわゆる植栗から厚田について、令和8年度、吾妻東バイパス2期、これは箱島から植栗間でございますが、これは令和9年度完成ということで整備を進めているところでございます。用地交渉が難航し、完成工期に変更が生じる可能性については、現時点でこちらでは把握しておりませんので、引き続き早期完成を計画

どおりに完成していただきますよう要望はしてまいりたいと考えておるところでございます。

第2点目、芦生田インター付近における工事着手の予定についてのご質問でございますが、下谷議員がおっしゃいますように、現在、設計段階であり、今後、用地調査に着手し、用地交渉となることから、工事着手時期については明言できない状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

第3点目、鎌原から田代間の整備区間への格上げの状況でございますが、期成同盟会において整備区間の格上げの最重要課題の一つでございます。防災上、早急に整備を進める必要性のある嬭恋村鎌原地内から嬭恋村田代地内の区間及び既設道路の勾配が急なため、物流や救急の面で新たなルートの整備が大きな課題となっている長野県側起点から群馬長野県境付近から嬭恋村田代地内付近に至る区間について、早急に整備区間の指定をしていただきますよう、現在、同盟会でも決議をして要望しておるところでございます。

4点目でございますが、県境から長野県側についてでございますが、こちらにつきまして、現在、国及び県で検討中でございますので、ご理解いただければと思います。

また、長野県側のルートに本村として意見や要望することができるのかというご意見でございますが、県のほうには、早くお決めにいただきたいという要請をさせていただいております。特に阿部知事さん、あるいは道路部長さん等には私の立場からも、さらには上田市長、東御市長の立場からお話はさせていただいておるところでございます。

続きまして、後半部分の質問にお答えをさせていただきます。

上信自動車道整備に伴いましての地域振興につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

平成28年に策定いたしました嬭恋村ランドデザイン上信自動車道連携構想は、上信自動車道の開通に合わせた村内の拠点的地域開発やハード整備と併せたソフト施策の立案、推進する8つの整備プロジェクトを構想し、第5次嬭恋村総合計画との整合に留意しつつまとめたものとなっております。

策定後7年が経過し、第6次総合計画が策定され、また、上信自動車道ルートの決定もしつつある中で、構想の見直しや新たな計画策定は必要であると考えております。今後、地域関係者や商工観光業者、関係者等を含む構成員により、関係者から意見聴取することのできる、仮称でございますけれども、インターチェンジ周辺の経済活動活性化協議会等の設置を検討し、構想の見直しや新たな計画策定に取り組んでいきたいと考えております。

また、鎌原インターから田代地区間の設置予定のインターチェンジ周辺整備につきまして、

インターチェンジの設置場所への公共施設の複合施設整備や広域消防等の整備、商工業振興のための施設整備は、アクセス性の向上などにより人々の交流や雇用の創出、行政サービスの充実や防災力の効果が図られるなど、地域の活性化が期待されると考えております。しかし、多くのメリットがある反面、住民の利用に対する利便性の悪化が懸念されます。インターから離れた地区につきましては、アクセス道の整備・改修を推進するとともに、公共交通サービスの充実を推進しながら、住民の利便性を向上させた持続可能な地域づくりを目指していきたいと考えております。

以上でお答えとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

直接、村の所管する事業ではございませんけれども、村長は副会長ということで頑張ってもらっていますので、今回、質問をさせていただきました。

まず、最初の進捗状況の中で、吾妻東バイパスまでの区間は少し遅れるんじゃないか。村長は早期の完成を目指して今もやっていますよということなんですが、県土整備部長さんの県議会の答弁の中で、箱島、厚田間は約8割の用地の交渉が完了していますよということと、あと、文化財の調査と橋梁の設計に時間がかかっています、こういうのを県議会議員さんの質問で答えていたものですから、そんなことで、どういうことなのかな。村長さんが早期完成を目指してくれるということですので、多少遅れても、全体計画の中で令和9年までの間にあの2つの区間が完成してくれれば、多少は、8年完成、9年完成でも全く問題はないと思いますので、ぜひ引き続きご尽力を頂きたいと思います。

それから、2番目の芦生田インターへの進入道路については、3月に地権者を、私も区長をしているものですから、地権者に来ていただいて、立会いをしたんですが、今、予定をされているところは上沖というところなんですけれども、その手前の常林寺に上がっていく、お寺の道路、下の道路までしかやらなかったものですから、とにかく今回の上信道の中で、孺恋区間で一番最初に手がけられる事業が三原からのバイパスだというふうに聞いていますので、この事業が始まらないと、孺恋区間の工事が始まらないものですから、これについては、ぜひ一日も早い、村長にまたお願をして、設計等はもちろんですけれども、着工していただくような取組をぜひお願したいと思いますが、もう一度、村長、その辺ご回答をいただけますか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 吾妻東バイパスの件、県議会のほうで一般質問等で議会があったという話もありました。私の口からは、本年度予算を補正も入れまして127億円確保ができました。ということで、万が一そういう状況が生まれたとしても、その予算はしかるべく長野原嬭恋バイパスに回すとかしていただきたいと、万が一を備えてですね。そういうお話は、予算の無駄のないようにというお願いは県にしているところでございます。

もう1点、長野原嬭恋バイパスでございますが、ほぼ1本の線になったという状況でございます。今、県に一番お願いしておるのは、以前から議会に申し上げておりますとおり、鎌原インターチェンジ周辺にできる景観スポット計画、これについて今、設計業務を急いでいただいております。これは、浅間山、白根山、四阿山と、景色が非常にいいところでございます。当初、袋倉インター周辺に造るという予定でございましたが、台風災害によりまして崩落しましたので、そこが移動になったということで、鎌原インターということでございます。今、それを強くお願いしておりますところでございます。

長野原嬭恋バイパスにつきましては、嬭恋村内におきましては、下谷議員のご指摘のとおりでございます。どこから工事を始めるかという課題も、もう日程に入ってきておると私も思っておりますので、ほぼ一本の線を踏まえまして、ぜひとも地域のお話もよく聞きながら、県の方にはしっかりとお願いをしてまいりたい、こう思っておりますので、また地域の皆さんの協力も得なければなりませんので、またご理解とご協力を切にお願いを申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

この2番目の質問は、実は台風の関係で芦生田インターの出口の付近が変更になって、ルートが変わってしまった、袋倉が災害でやられて、芦生田へ出てくる小宿側のトンネルが位置が変わってしまっ、ルートが変わってしまったということで、芦生田の皆さんは本当に心配をしております。でも、先ほどの村長の答弁の中で、ある程度、一本に方向性が出ていますよというご答弁をいただいて、本当に心を強くしております。ぜひこれについては一日も早い着工をお願いしたいと思います。

次に、3番目の鎌原インターから田代区間、これについては、それぞれ期成同盟会でも重点要望区間として取り扱っていただいているということで、感謝を申し上げるわけでござい

ますが、今回の議会の行政報告の中で、村長のほうから片側2車線の区間を造りたいというようなお話をいただいております。ご承知のように高規格は対面交通でございますので、こんなことを言えば失礼なのかもしれませんけれども、安全運転の方がいらっしゃると、どうしても大名行列的に長くなってしまいます。だからといって、それをなかなか追い抜くことができない。そういう中で、対面交通、要するに追越し可能なレーンがもしこの鎌原、田代の間でできるとすれば、ぜひそれについてはお願いをしたいと思うんですが、村長、もう一度お考えをお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 鎌原インターチェンジから（仮称）田代インターチェンジまでの間でございますが、これも整備区間の格上げについては最重要課題ということで、県並びに関東地方整備局並びに国土交通省道路局並びに財務省主計局、局長にもお願いをしておるところでございます。

その間でございますが、途中で、先ほど土屋哲夫議員からもお話のございました防災の関心の道路の話でございますが、今現状ではですね、想定です、結論じゃございませんけれども、のりを造った道路を想定されております。哲夫議員がおっしゃいますように、のりを造るといって、防災上の機能が非常にあるという、そのとおりであります。県のほうにお願いしておるのは、東吾妻町の中を通るいわゆるボックスカルバートと、こういう四角のボックスカルバートはありますが、東吾妻町のボックスカルバートについては、軽トラで通るボックスカルバートは幾つかありますが、嬭恋村については、基幹産業である日本一のキャベツの産地、トラクターが通れるようにということで、ボックスカルバートについては既にトラクターが十二分に通れる場合のボックスカルバートをお願いいたしますという要望をしており、県のほうは認識していただいております。

それから、下谷議員が今、ご指摘のとおり、鎌原インターから（仮称）田代インターまでの間につきましては、追越し車線で4車線化を800メートルお願いしたいという話を県に要望しております。村でぜひとも、どこの地区が一番いいのか、あるいは本当にコメーターが止まれるように、600メートルで34メートルの道路幅があれば、60人乗りのコメーター飛行機も飛べるというような話もありますし、空飛ぶ自動車、ヘリポートも造るけれども、その他、空飛ぶ車のポートも造ろうかと、こういう話もあります。また、トラクターミナルを近隣に造らなくちゃならんと、こういう課題もございます。

いずれにいたしましても、今の追越し車線の話もしております。もう1点だけ、すみません。除雪ターミナル、除雪基地ですね。渋川土木管内の事業は全て終わりましたが、あと1つだけ、川島地区におけます除雪ターミナルの工事が今行われています。これが終われば、渋川土木管内の仕事は全て、上信道について終了ということでもあります。これについても、鎌原から田代の間につきましては、ぜひともしっかりお願いしたいというお願いをしておるところでございます。

以上で今のお答えとさせていただきますが、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

田代区間、要するに鳥居峠のトンネル化ということでお願いをさせていただきました。吾妻溪谷がトンネル化されて、中之条に嬭恋から行くのに13分か、もう15分も短縮されていると。今度、上田方面に向かって鳥居峠がもし仮にトンネル化がされれば、恐らく今までは、この役場から1時間ぐらいかかっていた時間が、この高速を使えば、トンネルがもしうまく抜ければ、30分構想じゃないですけども、そのくらいで行けるんじゃないか。そうなると、今まで村は企業誘致、そうしたことでいろいろ村長をはじめ頑張ってもらって、課長さん方にも頑張ってもらっているんですけども、なかなか企業が来ない。しかしながら、道路がうまく開通すれば、短期間で上田や、あるいは中之条のほうに行けるようになるわけですから、そうなると、企業誘致をしなくても、働く場所が嬭恋の周りにできてくる。これはまた地域振興の一つの一環になるんだろうと、そんなふうに思っております。

ぜひトンネル化については、村長さん、ぜひ先頭に立って、副会長さんですが、先頭に立って、群馬県嬭恋村の立場でやっていただきたいということで、先ほど長野県の阿部知事さんや上田と東御の市長さんにもお願いしてありますよという回答でございますけれども、いずれにしてもぜひそのトンネル化については、村長、ぜひ一言、トンネル化の先頭に立ってやるんだというような意気込みがあったらお願いしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 上信自動車道建設促進期成同盟会では、計画をして陳情するにしながら、鳥居峠、県境でございますので、鳥居峠を通過するという結論を得て、パンフレットにも鳥居峠という計画のしるしもつけさせていただいております。また、以前から申しましたように、吾妻に入って植栗インターから嬭恋までの間、嬭恋という道路標識を19か所、そ



れから与喜屋から田代という道路標識を5か所、鳥居峠という、与喜屋に1か所、鳥居峠という道路標識も1か所つけるという約束もいただいております。

その間、峠でございますので、皆さんご存じのとおりでございますが、長野県サイドは急峻でございます、技術的に非常に難しいと。それからあと、トンネルにつきましては、1キロについて約60億円、今の高規格道路におけるトンネル事業の工事費は、ちょっと調べた結果でございますけれども、ざっくりですが、1キロについて60億円、3キロ造ると三六、十八、180億円というような莫大な金になります。

県ともしっかりまた協議をして、お願いすべきところにはしっかりとお願いして、しっかりと予算の確保もして、また、地域の要望もしっかり確認しながら、また嬭恋村村議会議員の皆さんの意見もしっかりと確認し、議員の皆さん共々しっかりと要望活動も展開してまいります、こう思っておりますので、またよろしくご理解とご協力をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

上信自動車道と地域振興ということで質問の通告をさせていただいております。この今回の質問は、先ほど質問させていただいたように、平成28年に大変すばらしい計画、今の事業を実施していることがほぼ網羅されている計画がつくられています。その計画が、事業が始まることによって、もう一度見直してきたらどうか、そういうことで今回、質問させていただきました。第5次の総合計画にのっとった構成になっているんだというふうに思いますけれども、できればこの鎌原から田代の区間、この間は恐らく将来的に公共施設として役場ができてくる区間、あるいは、先ほど来あります道の駅の区間、さらには商工会から出された陳情書の商工業の皆さんが商売ができる区間、そういう区間を選定していく、本当に重要なところなんだと思います。

それで、仮に役場なんかを建設する場合に、座間味村はPFIという形式で庁舎を建設しています。ぜひこうした新たな手法による取組を検討を一緒にこの計画の中にしていただければかな、そんなふうに思いますが、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） PFI、プライベート・フィナンシャル・イニシアチブ、我が村と姉

妹都市であります沖縄県座間味村におきましては、大和ハウス工業さんによります20年間のPFI計画で建設をされました。我が村は東京都千代田区と姉妹都市をしておりますが、あの建物につきましてもPFIで建設された建物でございます。

民間のノウハウや資金を活用し、産官学金、産とは産業界、官とは第一セクター、官業、産官学、学は学校、大学等、民は民間というようなことで、民間、金融機関も含めましてPFI、PFIにつきましても国土交通省、それから内閣府、群馬県の総務部等にもプライベート・フィナンシャル・イニシアチブに対する勉強会もあったり、それから、関連する企業群の部署がつくられております。

そういう意味で、我が村もこれからお金がうんとかかる、これから何をやるにもとにかく公共施設再編計画で提示してありますとおり、お金がたくさんかかる。その中でどういう手法でやるかということでございますけれども、PFIを検討することは、手法の一つだと思っております。既に大平地区におきまして、ヤマト設備さんのほうがPFIで発電所、小水力発電を造っていただいております。規模は全然違うと思われませんが、公共施設再編の真ん中においては、議会のほうでも一度、ヤマトさんのほうでPFIの勉強会をしたという経緯もあると思われしますので、ぜひともみんなでしっかりと確認しながら、一番いい手法を考えてまいりたい。何でも、「入るを量りて出ざるを為す」ですから、入ってくるお金がなくて物はできませんので。しっかりと学んでいきたいと、こう思っています。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員、質問、要点を絞って簡潔にお願いします。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

ぜひこれから大きなお金が必要になるんだと思います。ご検討いただきたいことと併せて、一番最後の質問になります。

インターチェンジから、恐らく遠隔地になるだろう、あるだろうと思われる西窪、門貝、あるいは大前、さらには干俣、今井、そしてインターができるんですけれども、上袋倉にできる袋倉、こうした地域は、やはり上信道ができて、そこまで行く、それだけのいい道路がないと、なかなか行けない、そういうふうに思います。例えば西窪ですと、鎌原インターがもし計画どおりできると、今の鎌原西窪線か分からないですけれども、村道のそちらのほうの橋を渡って上に上がる、あの道路の整備とか、大前ももしかすれば馬踏道とかそっちのほうに行くのには、今、工事をしていただいている国交省の直轄の橋を延長していかなければならないような場合も出てくるんだと思います。このアクセス道路についての考え方をぜ

ひ村長、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 以前は高規格道路でなく、地域高規格道路と言われておりましたが、現在は名称がですね、「地域」がなくなりました。高規格道路であります。その高規格道路につきまして、今、下谷議員のご指摘のとおり、全国には道路のネットワーク、ミッシングリンクをなくそうとことと併せまして、インターチェンジまでのアクセス道路をどうするかというのが物すごい重要な課題になっておまして、これに対する補助事業というのが国土交通省で設営されました。その第1号が植栗・中之条インターであります。現在、道路協会のほうも、あそこの現場を見させて、視察もさせていただきました。本年度、9億円だったと思いますが、当初予算がついております。アクセスをどうするか、中之条、高山、あるいは四万温泉353国道、こういうところからのアクセスが物すごく重要だと、こういうふうと言われておりますし、我々も大切だと思っています。

今、ご指摘のとおり、インターチェンジまでの間、例えば一番遠いところの万座温泉には、東京から来るならどこから来たら一番近いのか、これも大変重要なことだと思っています。また、上田から来たら、どこで降りて万座まで行ったらいいのかと、大変重要なことだと思っています。

いずれにいたしましても、道路はネットワークであります。メイン道路ができた後に、補助事業もできましたので、その補助事業につきましては中之条土木が管轄した事業でやるという話になっておりますが、全力で嬭恋村の道路ネットワーク、嬭恋のネットワークとは三桁国道の国道があります。有料道路があります。嬭恋村の村道、村長が管理すべき村道及び農道の長さが465キロあります。さらには嬭恋村村長が管理すべき林道が18キロあります。これらの道路体系がしっかりネットワークを組める、そういう道路体系をしっかりと確立してまいりたい。インターチェンジにつきましては、しっかりと補助事業を検討していただくようお願いをしておきたい、こう思っております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

ぜひこの上信道が嬭恋村民のための道路になることをお願いして、そして、どこからも、地域振興のためにも、先ほど村長が言っていたように、インターに少しでも近づけられるような道路ができるような、そういう計画をぜひ立てていただきたい。そして、そのこ

とをお願いして、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で4番、下谷彰一議員の一般質問を終わります。

---

#### ◎延会について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。本日の会議は、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

本日は、これにて延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は、明日、12月15日午前10時から開きますので、ご出席をお願いします。

---

#### ◎延会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 本日は、これにて延会します。

大変ご苦労さまでした。

延会 午後 3時04分

令和 5 年 第 7 回 定 例 村 議 会

( 第 4 号 )

## 令和5年第7回孺恋村議会定例会会議録

### 議事日程（第4号）

令和5年12月15日（金）午前10時01分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 閉会中の継続審査申出について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程第2まで同じ

追加日程第1 発議第1号 イスラエルによるパレスチナ自治区ガザ地区への攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書（案）について

---

### 出席議員（12名）

1番	黒岩智未君	2番	土屋哲夫君
3番	伊東正吾君	4番	下谷彰一君
5番	黒岩敏行君	6番	石野時久君
7番	佐藤鈴江君	8番	土屋幸雄君
9番	松本幸君	10番	伊藤洋子君
11番	大久保守君	12番	大野克美君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	地田功一君
総務課長	佐藤幸光君	会計管理者兼 税務会計課長	望月浩二君
未来創造課長	熊川明弘君	交流推進課長	宮崎貴君
住民課長	宮崎由美子君	健康福祉課長	熊川真津美君
建設課長	黒岩建五郎君	農林振興課長	横沢貴博君
上下水道課長	宮崎忠君	観光商工課長	竹渕幹雄君

教育委員会  
事務局長

滝沢勇司君

---

事務局職員出席者

議会事務局長

目黒康子

書

記

横沢右京

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

また、傍聴の皆さん、大変ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第7回婦恋村議会定例会を再開いたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎一般質問

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、伊藤洋子議員の質問を許可します。

10番、伊藤洋子議員。

〔10番 伊藤洋子君登壇〕

○10番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。お世話になります。よろしくお願いたします。

今ガソリンや灯油・物価高騰で大変という声が毎日聞かれるような状況です。そのための支援金として国から臨時交付金がありましたが、村民の生活を支えるような給付の形になっておりません。

一方、世界に目を向けると、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を続けています。そして、



10月7日に始まったイスラエル軍によるパレスチナのガザ地区への戦闘で約1万8,000人の方々が亡くなり、負傷者は4万9,000人を超えているようです。このような状況に多くの村民の方々は心を痛めております。改めて戦争はしてはいけないと強く思っているところです。平和を守り、村民の命と暮らしを守ることは政治の仕事です。この2つのことを大切に、村民が主人公の村政を進める立場で一般質問を行います。

初めに、JR吾妻線を守る取組について質問いたします。

国は、10月1日、公共交通について方針を出しております。鉄道については、事業者、自治体等で協議会を立ち上げることを提起しているところです。このような背景の中、村も重点施策に上げていますが、取組はまだ不十分です。

その点から3つについて質問をいたします。

1つは、今年度に予算組みした住民に乗車料金の補助をする取組が予定どおりに実施できなかった経緯と今後の取組を説明してください。

2点目として、11月に吾妻線活性化プロジェクトチームを立ち上げました。その目的と活動内容及びこれまでの関係団体との連携についてお答えください。

3点目、先ほど述べた国の方針である協議会に対する考えをお示しください。

2番目の質問に移ります。

補聴器購入費補助の取組の進捗状況について質問いたします。

この問題について、これまで幾度か質問する中で、まずは聴覚検査の実施、その検査結果の対応などを求めてきました。

そこで2点質問いたします。

1つ、聴覚検査については前向きに検討するとの答弁をいただいています。その後の進捗状況について説明をお願いいたします。

2点目、聴覚障害は社会性に大きく関係することは当局もご承知のことと思います。耳が聞こえにくくなった方々への支援は、老後をこれまでと同じように自分らしく暮らしていく大きな力になります。当局は一定の基準を設けて補聴器購入の補助を行う考えはあるのかどうかお答えください。

大きな3点目の質問です。

予算を組むときの当局の姿勢について質問いたします。

今年度は予算に関する議案で当局側の予算組みの不十分さで何度も議会、全員協議会を開くことが目立ったように思います。この点について村長の考えをお聞きします。

1点は、予算を組む段階での事前調査、課長会などでの話合いが十分行われているのかどうか。

2つ目、先ほどの1点目のことが十分行われているとしたら、今年度のこれまでのようなことは幾つもあるようなことはないかと思えます。村長として何が原因だったのか、今後何をすればいいのか考えていることがありましたら説明してください。

以上、一步でも前に進むような答弁を求めて終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 傍聴、大変ご苦労さまでございます。

伊藤洋子議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして3つの質問がございました。第1点目がJ R 吾妻線を守る取組について、第2点目が補聴器購入費補助の取組の進捗状況について、第3点目が予算を組むときの当局の姿勢についての3点でございます。

まず、第1点目でございますが、J R 吾妻線を守る取組についてにつきましてお答えをさせていただきます。

本年度当初予算におきまして、吾妻線の利用促進のため、村民の方に対する乗車料金の補助を計画しておりました。補助金の交付につきましては、規則に沿った交付申請や交付決定、また乗車区間の確認や領収書の確認、提出等が必要となり、利用者の負担を考慮し、現在のところ実施に至っておりません。

今後に向けて施策を再考するとともに、本年度に予算につきましては、当初予算にて計画していた吾妻線利用者に対する観光客への村内で使用できるクーポン券配布予算への拡充等により、吾妻線利用の推進を図ろうと考えております。

次に、吾妻線活性化プロジェクトチームにつきましては、現在、J R 職員と吾妻線沿線の自治体職員で構成する渋川・吾妻地域在来線活性化協議会が設置されており、吾妻線の利用促進施策に取り組んでおりますが、住民のご意見を聞かせていただく機会や場がございませんでした。

そこで、吾妻線の利用者を増やすため、また、吾妻線の活性化に向けたアイデアを考え、吾妻線を盛り上げていきたいという思いから、7月の広報つまごいにおきまして、村独自のJ R 吾妻線活性化プロジェクトチームの立ち上げに当たり、村民の方から参加者を募集し

ましたところ、5名の方のご参加があり、観光協会、村職員を含め活動を始めております。

今後におきましては、引き続きプロジェクトチームへの参加者の募集をしながら、参加者のご意見を渋川・吾妻地域在来線活性化協議会へ反映させ、JRにご提案をさせていただきながら、必要経費については村の予算を反映させ、吾妻線の利用促進につなげていきたいと考えております。

また、10月に施行されました地方公共交通の再編関連法に伴います事業者や自治体の要請により設置できる再構築協議会につきましては、先月の新聞報道によりますと、JR東日本及び群馬県は協議会設置の申請を予定していないとのことでございました。JR東日本では2022年度の収支に当たり、長野原草津口駅から大前駅間の赤字額が4億6,300万円となり、前年度対比で回復を若干したものの、依然として厳しい状況が続いているとしております。

他県の不採算路線につきましては、再構築協議会の設置の前に検討会議等を設置して、交通体系の議論が行われているようであります。吾妻線におきましても同様の議論が予想されますが、今後のJR東日本、また群馬県の動向を注視していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

第2点目の補聴器購入費補助の取組についての進捗状況でございますが、この質問につきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

続きまして、私のほうからは第3点目のところでございました。予算を組むときの当局の姿勢についてにつきましてはお答えをさせていただきます。

主な主要な事業につきましては、事業担当課と村長が打合せ行った上で予算要求をしております。また、新規事業につきましても同じく村長と必ず打合せをするということにしております。その後、事業担当課が総務課の財政担当者とヒアリングを行い、予算案としてまとめたものを最終的に村長が確認を行い、議案として提出させていただいております。

現状、課長会議などで各課の予算案について協議することはしておりません。全庁的に他の課の予算案について審議することは時間的な制約がある中で難しいと思われませんが、ご指摘を踏まえ、予算編成の着手を早めに行い、時間的余裕を持った中で慎重に精査していきたいと思っております。

また、各課の重点事業や高額な事業につきましては、事業担当課が課長会議などの場において意見を求めるなど情報共有を重ねて、しっかりとした予算案の作成に努めてまいりたいと思っております。

以上、伊藤洋子委員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。よろしくお願いを

いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） それでは、伊藤洋子議員の2番目の質問、補聴器購入補助の取組の進捗状況についてご説明させていただきます。

まず、聴力検査についての進捗状況ですが、以前にも答弁させていただきましたとおり、本格的な聴力検査の実施は想定していないことにはご理解をいただいていると承知しております。現在は包括支援センターに簡易な検査機器を用意しており、検査を希望する方には無料で検査できる体制を取っております。令和5年4月から実施しておりますが、現在のところ実績はございません。周知不足というところもあると思いますので、今後周知をしていきたいと思っております。

こちらの検査を受けた方につきましては、検査の結果、聞こえにくいと感じた場合には、個人の判断で専門医の医療機関を受診し、適切な指導を受けていただけたらと考えております。

また、各地区に赴いて健康相談が現在実施できていないことから、各地域での検査も実施できていない現状です。

次に、補聴器の補助金導入についてでございますが、現在、孺恋村高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定しております。計画策定に当たり、介護予防・生活圏ニーズ調査を行っておりますが、そこに議員からご指摘もありましたので、耳の聞こえづらさについての項目を入れさせていただきました。集計の結果、聞こえづらさを感じるという回答者のうち、66%の方が補聴器の必要性を感じないという結果でした。

また、繰り返しにはなりますけれども、身体障害者手帳を取得することにより、補聴器購入に対する一部助成も行っておりますので、この点を周知を行っていきたいと考えております。

このようなことから、現時点で村で一定の基準を設けての補助金導入については難しいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問は一問一答で行います。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、最初にJR吾妻線の点についてです。

①ですけれども、今年度予算組みしたのは、先ほど村長が述べたものだけじゃなく、8項目ほどありましたけれども、その点についてはどんなふうになっているのでしょうか。担当課長より説明をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど村長の答弁にもございましたが、吾妻線利用の観光客のクーポン券の配布につきましては、これにつきましては予定どおり、先ほど利用者の料金補助と含めまして、今のところ予定どおり進めております。

また、職員の出張旅費に吾妻線を利用するということにつきましては、これにつきましては予算の半分ほど現在消化しております。

次に、駅票の看板ステッカー、これにつきましては3,000枚印刷済みで、予算どおりの執行となっております。

続きまして、キャベツの輸送代をこちらのほうで職員旅費で計上させていただいた件につきましては、大前駅は昨年トライアルとして輸送指定駅という形で実行しておったんですが、今回トライアルの期限が切れまして、この大前駅をキャベツの輸送駅とすることにつきましては、国土交通省の認可が必要ということになります。JR本社のほうでも検討したようではありますが、この大前駅を今後荷物の輸送駅として認可をもらうかどうかについては現在検討しているところではありますが、ちょっと無理ではないかということで、今回これについては見送ることとさせていただきます。

なお、申請につきましては1年ほどかけて認可が下りるということでありまして、この件につきましてもちょっと期間がかかるということで、先送りとなっております。

もう1点、万座鹿沢口駅に顔出しパネル等を設置して、SNS等で拡散を目指していましたが、これにつきましては現在観光協会と協力しながら進めておるところでございます。

以上、ご回答とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今、8項目について説明していただいたんですけども、これは3番目の質問の予算とも関わりますけれども、例えば先ほど実施できなかった村民への乗車した方々への補助というのは、最初の予算のときの答弁では10月30日だか31日の県民の

日にということでやったけれども、結局調べてみたら、県民の日は全てのいろんな公共施設とか、美術館とか、みんな無料の日だったというのが後で分かって、この予算が使えないという説明を途中で受けたわけですけれども、それもやっぱり事前の調査とか、そういうのが行われなかったためだと思います。

1番目の質問で、8項目になりますけれども、村民への吾妻線利用者補助金の予算の22万8,000円は、プロジェクトチームの会議のときに何かの方法でということ、観光のほうとの兼ね合わせでやると言いましたが、それはどのような方法で、この22万8,000円は活用するようになったのか経過を説明をお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、吾妻線を利用して来村された観光客のお客様に村内で使用できるクーポン券を配布させていただきました。地域の振興に、また吾妻線の利用振興に寄与するものでございます。これにつきましては、当初1,000円券を200件予定しておりました。これを拡充させていただいて、利用者の補助金の22万8,000円を充当させていただいて、枚数等の発行を増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今課長より答弁がありました。結局村民の利用者に対する補助はなくなったわけですけれども、これはやはり村民の方々に補助されて初めて村民の皆さんも、ああ、吾妻線を何とかしなければという意識の向上にもつながると思います。今回はそういうわけで失政に終わったわけですけれども、来年度にはこういう村民向けの補助金を組む考えはあるのかどうか、もし今時点で答えられるならお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えさせていただきます。

今年度この補助金について実行していこうと考えていたわけですが、まずJRさんのほうでは領収書を発行してくれるということでした。ただ、この領収書を発行していただくに当

たりまして、万座鹿沢口駅につきましては乗車駅の証明書というのがあそこの改札のところで発行することができます。これを持って、例えば高崎駅で万座鹿沢口駅から高崎駅間の運賃の領収書を発行していただく。帰りにつきましては、所定の料金を支払って、高崎駅から万座鹿沢口駅までの領収書を発行してもらおう。この領収書をそろえて補助金の規則に従いまして、こちらのほうに補助申請をしていただくということになります。

これについて、最初に村長答弁にありましたように、少し村民の方にちょっと煩わしさとか、お手間をちょっとかけてしまうということもありまして、これについては方法についてちょっと再考するというにいたしました。来年度につきましては、JRのほうとちょっと協議させていただきまして、可能であれば今回、令和6年度の予算に計上させていただいて、方法を再考しまして、来年度実行していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今私がこの村民へのにこだわるのは、プロジェクトチームに参加させていただいたときに、このような資料を預かりました。その中にやはり吾妻線は地域の暮らしを支えていますということで、遠くに出かけるとき、吾妻地域以外、東京とかそういうところに出かけるとき、吾妻線をやっぱり使っているわけですよ。そうすると、村民に使ってもらう方法を当局がいろいろ考えていくことが必要だと思うので、今課長の答弁にもありましたけれども、そういった点でまだまだ吾妻線は村民の暮らしに欠かせないというのがこのデータにも出ていますので、ぜひいろいろと知恵を出してやっていただきたいと思います。

②番のことですが、これについては村長からも先ほどありましたけれども、多くの人に呼びかけて、皆さんで知恵を出して吾妻線を活性化していく取組はさらに強めていただきたいと思います。

3番目の国が行う再構築協議会なんですけれども、これはまだ予想はしていないということを行いましたけれども、こういういろいろな新聞記事、これは今年上毛新聞の7月9日、11月22日、それからいろいろなところのものと見ると、JR西日本のほうでは、もう西日本のほうから再構築協議会を立ち上げなさいと言われて、広島の方ではもう立ち上げています。これは立ち上げなさいと言われたら断ることができない協議会となっております。そういう意味では、国交省のほうも利用の少ないところは何とかどうにかしたいという思いがあって、そういう圧力がかかっていると思いますので、日頃のいろいろ活性化して利用者を増やすのと同時に、この協議会については真剣に考えなきゃいけないと思いますけれども、

村長としては高崎支社との話合いなんかはどうされているのかお答え願います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

11月22日の上毛新聞の記事を私、今手元に持っております。その他、各新聞社がほとんど書いておりますが、赤字路線、JR東日本につきましては34路線が赤字であると。それから、群馬県管内ではJR吾妻線の長野原草津口から大前間の間、これが4億6,000万円強の赤字であると。対前年よりもちょっとよくなったという話でございます。もう一つは上越線でございますが、みなかみのほうに行く路線が赤字であると。じゃ、これをどうするんだということでございますが、JR各社、特にJR北海道とJR四国につきましては、本当に廃止路線、経営が非常に厳しいということで、廃止路線が多数発生しております。それから、JR西日本につきましては、非常に早くから本当にこれどうするんだという話で立ち上げたところがあって、地元の要望等もあって、地元からは強烈な陳情団を組んで、国のほうにお願いしておるところもあるようでございます。

事、嬭恋村につきましては、現状を議会にも以前も報告させていただきましたが、今JR万座鹿沢口が1日大体65人ぐらいで、往復通勤してますから130人、それから、大前駅が全体1日9人、それから、袋倉駅が2人というのが実態のようでございます。利用客が非常に少ないと。それから、嬭恋の場合は車の保有率につきましては、圧倒的に群馬県内でも車の保有率は、嬭恋は特に農家の方が本当に何台も持っているということで、車の利用者が多い。その分鉄道の利用者が少ないという現実があるかと思われまます。

今度、協議会につきましてはでございますが、JR東日本高崎支社長さんともお話をさせていただいております。県と長野原町と嬭恋村にまずいろんな状況の話はしました。協議はしたというふうに聞いております。今後、活性化協議会の担当者レベルの会議が渋川から吾妻6か町村とともども、あとJRと群馬県の交通政策課も入った協議がございますので、そちらのほうとの協議も必要と。その関係する自治体に一応JR高崎支社のほうの方が全部回って、そして協議会をどうするかにつきましては最終的にJR東日本さんと県と嬭恋、長野原と4者で協議をしましょうという方向性はありますが、まだ具体的な話は公にできない状況かと思われまますので、動向が進めばまた皆さんに、議会にも村民にもしっかりと報告してまいります、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。嬭恋村が協議会をつくらうと言え、協議会は法律によって協議会はできるんですけれども、一応JR高崎支社の



意向も十二分に村長させていただきながら進めてまいりたい、こう思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 最後に2点ですけれども、この頂いた資料によると、この資料ができたのが2019年。そうすると5年経過後、鉄道の利用状況を調査しますというと、来年度になるんですけれども、その調査のために今まで村が取り組んでいたのかなというのがやっとこの資料を見て理解できたわけですけれども、それにしてももっとも利用者を増やす取組を真剣に行わなければ、来年度調査に反映できなかったのではないかとということをおし上げておきたいと思います。

それから、再構築協議会について村長にもう1点ちょっと聞きます。

私どもは、11月20日に国交省との話し合いを行ってまいりました。そのときに国交省の答弁は、新聞記事にもいろいろ載ってますけれども、もしも本気でこの鉄道を守ろうとするなら、そういうインフラ整備に係る社会資本整備総合交付金の利用を可能にするという答弁もいただいております。ですから、本当に吾妻線を守ろうとするなら、様子を見るのもいいけれども、そこら辺の兼ね合いは村長にお任せしますけれど、本当に吾妻線を守ろうというまづ私たちというか、この村の姿勢が一番大事だということを感じてまいりました。

それで、以前の質問のときに、只見線のことを言いましたけれども、先日は南阿蘇鉄道のことをテレビで見ました。そうしましたら、あそこは、南阿蘇鉄道は第三セクターですけれども、何とか守りたいという地域の人、そうしますと、熊本県知事が国交省にいろいろ交渉して、70億円かかるところに95%の国の補助金を取っていました。それを見て、やっぱり守りたい。昭和46年に開通して51年たったこの吾妻線をなくしてしまったら大変なことになると思うんです。この村に私が来たとき、草軽鉄道を守っておけばよかったねという声をあちこちから聞きましたけれども、そんなことにならないように、村長にいま一度この吾妻線を守る取組を来年度予算にもうんとかけて、具体的にもきちんと行いたいという決意をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

実は令和元年10月12日、台風19号、正式名称、東日本台風でございまして、あのときに万座鹿沢口の東側及び袋倉地区の東側の崩落がありました。運行休止という状況でございま

した。何としても存続しなくちゃならんと、こういう決意を持って、国鉄という時代のときに、東芝の土光さんが経団連の会長やった当時、吾妻線については昭和46年に特に中曽根康弘先生、福田赳夫先生がしっかりと陳情、国鉄でございますので、昭和46年に長野原から嬭恋まで伸びたという歴史がございました。

当時民営化するところについては、当時中曽根総理大臣だったということもありましたので、ご子息であります中曽根弘文先生にご指導いただきまして、JR本社まで陳情に行きました。翌日JRの担当者が袋倉駅に30人来て、現場検証をしていただきました。そして、赤字路線にもかかわらず、多分金額では7億円、8億円ぐらひはかかっておると思いますが、JRはJRさんの部分を再構築して全部整備していただきました。あわせまして、国のほうの事業で治山事業ということで、あそこを見てもらえば分かりますが、しっかりと工事をしていただきました。時間も大分かかりましたけれども、現在何とか存続がそこまでできたということでもあります。

それから、先ほど申しました現状の乗降者数でございますが、常日頃議会のほうにもJRからのデータがあれば、乗降者数の数は議会に常にご報告申し上げてきましたけれども、やっぱり赤字が4億6,500万円近くあると、これは本当に大変なことだと思って私はおります。民営化されたわけでございますので、あまり赤字が続くのは民間であればなかなか厳しいという状況があるかと推測できます。しかしながら、大変重要な路線である、公共交通の一環であるこういう公共性は当然あるわけでございますので、今後もしっかりとお願いはしてまいりたいなど、こう思っております。

また、村民の皆さん今9,300人ほどでございますけれども、ぜひとも乗っていただきたい。私も乗りたい。乗ります。そして、やっぱり利用者がいなければ続かないと私は思っておりますので、そして観光客の皆さんにクーポン券を発行したり、ぜひとも嬭恋までお越しいただきたいという施策を一生懸命やっておるわけですが、なかなか効果が上がらないという現実もございます。厳しいけれども、議会の皆さん一人一人にまたご指導いただきながら、そして村民の意見でご指導いただきながら、また、プロジェクトチームを立ち上げましたら参加していただきました方々もいらっしゃいますので、みんなで知恵を出し合って、しっかりと存続についてどうあるべきか、また、お客さん、特に観光客が利用できるようなプロジェクトをみんなで考えてやっていく必要があるであろうと思っております。

今後も予算編成の時期に当たれば、議会ともよく協議しながら、また、プロジェクトチームの皆さんのご意見も聞きながら前向きに取り組んでまいりたいなど思っておりますので、

よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、村長には台風19号の後のときの7億円から8億円の予算を取ってやっていただいたという、そのときの意気込みを忘れないで取り組んでいただくことと、それから、村民に乗っていただきたいと言っても、先ほど未来創造課長のお話では乗りにくいシステムを解決しないといけないということなので、その辺を村当局で知恵を出し合って、多くの村民に乗っていただく施策を積極的に取り組むことを求めて、この1番目の質問は終わります。

2番目の補聴器購入補助ですけれども、先ほど担当課長も広報すればよかったということをおっしゃいました。そういうことを包括支援センターに聴覚検査があるということも知らない方がまだまだ多いと思いますので、先ほど言ったように地域を回ったり、聴覚検査を無料でできますというのをぜひ広報していただくことはよろしくお願いたします。

それで、聴覚検査を行った後の処理については、先ほどの答弁では補聴器購入補助のこととか考えてないということがありましたけれども、それでは、なぜ聴覚検査を行ったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） すみません、私の説明の仕方が悪くてすみませんでした。

これは聴覚の検査の調査をしたわけではなくて、ニーズ調査と言って、質問形式で耳は普通に聞こえますかという質問のアンケート調査をした結果、その方の中で聞こえづらいと言われた方の中の66%の方が必要性を感じないというような回答だったということで、今、村のほうで聴覚検査をした中の実際の声を聞いているわけではないということによろしいですか。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は聴覚検査を求めたのは、どれだけの人がやはり耳が聞こえにくいか何かというのをその実態をつかんだらば、やっぱり補聴器購入に向けてどんなことでもいいから取り組んでほしいという、これまでの質問ではやってたんで、聴覚検査をしたら、それと耳の検査ができるようなシステムではなかったんですか、先ほど包括支援センターに置いたのは。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） 包括支援センターに置いてある機械はオーディオメーターと言って、このくらいの箱のところから耳に入れて周波数を出して聞こえるか聞こえないかの検査をする簡易的なものです。これにつきましては、就学時健診なんかでも子供たちに使っているのと同等的なものというふうに考えております。そこで聞こえづらいよということであれば、それ以上の精密な検査は専門を入れないと判断できませんので、そこに受診を進めるかどうかはご本人の判断でしていただけたらなというふうに考えています。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） その検査の結果、いなかったんだよね。いたんですか。してない。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、第一歩としてそういう検査ができるところがあるから、まず先ほど課長の答弁にもありましたように、それを広報していただきたいと思います。

それで、私、今実はお世話になって元気塾というのに行っているんですけども、その講師の方も、やはり社会性、耳が遠くなるとすごく人との会話とかがやりづらいから、つつい家に籠もりがちで、社会性に乏しくなり、それが認知症になりやすいというのはこれまでも質問の中で取り上げてきました。私は先ほど課長も介護計画とかいろいろなことを言いましたけれども、これも何年前に頂いたものですが、住み慣れた我が家というのでは、やはり認知症になるということは家族へも迷惑になる、本人も一番嫌なことで、介護のお世話にもなるようになってしまいますので、その点からも以前にWHO基準であるこの基準に沿って、やはり何らかの補助をするべきじゃないか。住み慣れたところで暮らせる。そして家族の介護離職もなくす。そういったいろんな役割というか、効能があると思うので、ぜひ取り組んでほしいと思うんですけども、先ほどの答弁ではまだまだのような気がしますが、一歩前進するとしたら何か考えているかどうかお聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 熊川真津美君登壇〕

○健康福祉課長（熊川真津美君） 大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

先ほど言いましたように、一歩一歩ということであれば、まず聴力検査が気軽にできるということを村民の方に知っていただき、その中で検査をした方の声を聞きながら、次のステップに進めればいかなというふうに感じておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、今課長から答弁がありましたように、これは家族にとっ

でも、本人にとっても、また村にとっても元気なお年寄りが増える。社会性を持っていろいろ活動できるお年寄りが住んでいる村になるということだと思いますので、また一歩だけじゃなく二歩進むような施策を出していただきたいと思います。

3番目の質問です。村長のほうからいろいろ説明がありました。課長と村長と話し合って予算を組んでいる。そうすると、鎌原観音堂の件から始まって、そこで1回きちんと課長さんたちも、村長も、それから職員も発言しやすい雰囲気づくりをしてほしいというのが議会からたくさん出ました。そんな中でなぜこれまで例えば先ほどの理由、JR利用者の補助の件、イタリア、ポンペイの件もそう、商工センターのトイレの件の予算もそう、村民に5,000円の現金を振り込むというのもなぜできないかと聞いたら、県に聞いたら、そうすると事前調査がなかったからそういうことになったと思うんです。ですから、私はこの質問をしたわけですが、先ほどの質問で村長として何が原因だったのか、今後何をすればいいのか、二度と繰り返さないようにするにはどうすればいいかというのを村長にお聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 予算編成につきましてでございますが、いつも申しておりますけれども、予算は議会の承認を得て、提出は我々予算提案権がございます。また義務でもございますので、予算を提案を議会にさせていただき、そして議会の承認を得て、現在職員が136名、また会計年度任用職員、これは92名。これにおいて一般会計、特別会計、本年度予算は115億円強、これを執行すると。財政法上単年度主義でございますから、この単年度で仕上げると。2年、3年にわたる場合は債務負担行為という行為で行いますけれども、原則は財政法上1年度、単年度主義で予算執行しておるといってございまして。予算編成作業においては、総務課、財政担当が中心となりまして、全職員が自分の担当部署をしっかりと来年度こういう事業をしますよというヒアリングをして、その積み上げの中で予算編成をしてきておるといってございまして。

その中でやはり今、伊藤議員のご指摘のように、当初思ったようにいかない部分も当然出てきている部分もございまして。そういう点については一つ一つ反省すべきはしっかりと反省をして、そしてまた村民にも説明をするべきものは説明をして、単年度主義の予算をしっかりとしていくと。ただし、例えばでございますが、先ほど言ったような台風のような特別な事情があった場合は財政調整基金というものを、いつでも使えるお金というもの、家計でも企

業でも同じでございます。私どもの財政担当にすれば、少なくとも職員の1年分の給料ぐらいの財政調整基金、これを取っておかないと、いざ地震があった、浅間が噴火した、こういうことも想定して、財政調整基金を取っておくということであります。予算全体に占める割合でございますが、やはり105億円のうちの20億円前後、7%、8%の比率で財政調整基金を取って事業執行をしておるということであります。そして、どうしてもそういう場合には必ず補正予算ということで、当初予算と違った形の補正予算を組むわけでございますが、予算につきましては議会の承認案件で、大変重要な案件でございますので、議会によく説明をし、そして了解を得て予算の執行をするということでございます。

そういうことで、不十分なところ、ちょっと予算を執行する過程の中で想定外のことが起きたこと、また説明が足りなかったこと、こういうことも逐次あれば必ずしっかりとご報告も申し上げ、そして二度とそういうことが起こらないような体制をつくりながら、予算執行を進めてまいりたい、こう思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今回の村長の答弁では何が原因だったのかというのがなく、今後どうすればいいかというのでは肅々とこんなことがないようにという具体的なことがなかったのので、私のほうから今後こういう3つのことを提案しておきますので、それについての答弁をお願いいたします。

やはり今回、今年度で一番問題だったのが地方自治法、村の条例、それから過去の事業の実態など確認する作業がなく進んだために起こったと思いますので、そういうの確認を一つ一つやっていただくことができるかどうか。

それから、課長会においても、議員の皆さんからも出ましたけれども、一人一人が本当に職員も含めて意見を言って、それを尊重するような村内の雰囲気をつくる、それをやっていけるかどうか。

それから、やっぱり村役場を守っているべき副村長が必要だと思いますけれども、その副村長の配属についての考え、この3点について村長からはっきりとした答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 地方自治法96条2の件でございますが、それにつきましては謝罪をさせていただきます。認めたわけでございます。私ども法令を守るのは当然であると思っ

います。また条例をお決め、決議をしていただくのは条例制定権、議会の議員さんからも条例の提案はできますし、我々からも常日頃公務員の給料改正でも条例改正をお願いして、給料が改正されれば、例えばでございますが、地方自治法を改正して、そして給料の支払い、これも条例でございます。我々法律を守るのは当たり前だと思っております。日本は法治国家でございますから、憲法があり、憲法に反する法律はできません。それにのっとり法律が定まっており、そして私ども地方自治も憲法92条の2によって、地方自治の本旨によって地方自治法という法律があつて、我々は今の制度を執行しておるということでございます。法治主義、法治国家でございますので、憲法、法律、条例、規則、こういうものを守るのは当然でございますので、今後もしっかりと法令遵守に努めてまいりたいと思っております。

2点目でございますけれども、地方公務員につきましては、当然地方公務員法という法律がありますので、私も含めてですが、私は選挙で選ばれた特別職でございますが、地方公務員も公務員法という法律がございますので、そこには地方公務員とは全体の奉仕者、憲法15条にも書いてありますが、公務員とは全体の奉仕者で、プライベートの奉仕者ではない。パブリックサーバント、パブリックというのは公な、サーバントというのはサービスマンであります。公なサービスマンであるというのが公務員であります。これは国家公務員であろうが、地方公務員であろうが、国家公務員法でも地方公務員法にも書いてある一番大原則でございます。そういう意味で法律を守るのは当然でございますが、職員についてもそこには地方公務員法には秘密を守る義務、政治的行為をしてはいけない中立の義務、その他職務に精励する義務、それから誓約をする義務、公務員法の義務が書いてございます。そういう意味で、いわゆる民間の企業に勤めておる職員とは違ったパブリック性、公共性がある職員であるということで公務員法も定められておるところでございます。

今後もしっかりと情報共有しながら、縦の組織、横の組織、しっかりと136名等もしっかり縦横の意思の疎通も図ながら、しっかりと行政執行を努めてまいりたいと、こう思っております。

3点目、副村長を置いたらどうかということでございます。副村長を置くのが法律で定まっているわけではございません。また、副村長を置かない自治体もあるわけでございます。私の場合は村長を始めて17年目になりますが、半分の期間は副村長がないという状況がありました。その分庁議というのがあるんですが、庁議でなく課長会議、国で言えば内閣総理大臣及び各大臣、こちらに座っておる当局はいつも皆さん私の部下、課長は各省庁で言えば大臣だと。やっぱり自分の所管範囲をしっかりと守って、そして所管単位が共通の、国で言

えば内閣、閣議というのがありますが、火曜日の10時、金曜日の10時から原則定例の閣議が行われて、各省庁横断的にやっていますが、我が村では一応現在では課長会議は月に2回開催するというので、課長会議というのはなかったんですが、私、就任して以来課長会議をつくって、そこで重要会議については意思を共通しながら横の連携を図るという会議を設けております。

そういう意味で来年の4月をめどに何とか私もちょっと非常に多忙な日が続いておるといふ分もございますので、副村長、できれば2人、内政、外交で置きたいななんていうふうには思っておりますけれども、しっかりと今考えておるところでございますので、よろしくお願いをいたします。機が来ればそれなりに議会のほうのご承認もいただいて執行してまいりたい、こう思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今私が村長に要望した件の2点目ですけれども、情報共有しながらということでもありますけれども、先ほど村長は地方公務員法をるる述べましたけれども、昨日のほかの議員の質問に総務課長が答えたときに、やっぱり地方公務員には上司というか、村長に何か従わなければいけないとかというのものもあるようなことをお話ししていました。そうすると、やはり村長自身が一人一人の職員の声、課長の声に本当に真剣に向かって公平にやっていく。意見を出しやすい雰囲気をつくるのが村長には求められると思いますので、そのことを来年度に向けてはぜひ行っていただきたい。

それから、副村長配属については、これまでもほかの議員からも出て、村長も今自分自身も自分は忙し過ぎるということでは庁舎内をまとめる方がぜひ必要だと思っておりますので、今2人と言いましたけれども、置くということを確認しましたので、そのことをきちんと約束を果たしていただくことを求めて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で10番、伊藤洋子議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 大野克美君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、12番、大野克美議員の一般質問を許可します。

〔12番 大野克美君登壇〕



○12番（大野克美君） 議長の許可を得て一般質問をさせていただきます。

まず最初に、私の質問の中の1番目は、技能研修生の問題についてです。

私は以前にこの技能研修生の問題について何回か質問しているんですけども、この問題は非常に婦恋村にとっても、また日本にとっても非常に重要な問題になってくると思うので質問をしていたわけです。

最近一番大きな、私が質問してから大きな変化として出てきたのは11月25日に有識者の会議があって、16回ぐらいいろいろ議論を進めて、これからの日本に入っていただく外国人の労働者の問題、そういうような問題、どう扱っていくかということをやってきました。それで、結論から言いますと、今度の一応技能実習生は廃止になりました。その背景なんですけれども、ポイント3つぐらいに絞っちゃうと、今までは労働力を入れるのに実習生という名前で入れてたんですね。ですけども、これは問題になってきたのは、約3年間ぐらい、そこについてしまうと、もう全然自由が利かなくて、ほかにも転職もできないし、ある意味でかなりルールの下についてやらないんで、現代の奴隷制度とか、そういうふうに言われて、海外から、あるいはマスコミからも随分非難されてきました。それで、じゃ、この人口が減っていく中で、日本はこれからどうしてくんだと。外国の人たちの助けがなければやっていけない。農業に関しては、観光もそうなんですけれども、そういう問題が生じております。同僚議員の中では石野さんとかそういうところからも随分肥料が上がったり、あるいは智未さんの運搬の運んだりする運送費が上がったり、いろいろしています。大変な状況が来ていますけれども、でも一番大変なことが起きるといえるのはどうなのかということ、日本に外国の人たちが来なくなっちゃうというのが一番大変なんです。ですから、そういうふうになってもらっては困るので、婦恋の農家及び観光は外国人の労働者の人たちの力によって成り立っているんですね。

それで、大きな改正の2点目は、今まで3年間ぐらいはある程度いられたんですけども、その中では転職とか、あるいはどこかへ移るとか、そういうことがなかなかできなかったんですけども、これをある程度緩めて、ある程度1年ぐらいたったら、ほかのところへ移るとか、ほかの職業に日本人並みに行けるような、そういう道を開いていったらどうかということで検討が話されてきています。

それで、あと3番目の大きな方向性として、この外国の人が日本で働いてくれたら、できるだけ長くいてくれて、資格的には特定1号、2号というのがあるんですけども、そこで日本人たちと同じように住んで、日本人並みにすぐなるかということ、いかないですけど

も、ある程度、3年、5年たったらもう家族を呼べるようにしたり、あるいは自分たちが日本語がうまくなったら、例えば農業じゃなくてもほかのものに移れる。あるいは嬭恋じゃなくても東京のほうへ移れるとか、そういうふうな道を開いていったらいいんじゃないかというようなもので提言がありました。

それで、まず最初に、嬭恋の外国人の状況はどうなっているかというのを簡単に住民課長のほうから、ちょっとどうなっているかを説明していただいて、それから私がまた村長のほうへ質問しますので、住民課長、ちょっと今嬭恋の外国人のいる状況について……

○議長（佐藤鈴江君） 大野議員、最後まで通告の文章をお願いしたいと思います。

○12番（大野克美君） それはまずそうですねけれども、それが終わったら、次に村長への質問。村長は今言ったこの有識者の提言についてどう思うのか。外国人労働者の受入れに関してどう思いますか。外国人の労働力なくして嬭恋村の農業は成り立たないと思いますが、もちろん観光に対しても外国人の労働力はなくしては成り立たないと思います。有識者の提言の中で1年以上たつと他の地域とか他の職業に移れる可能性があります。せっかく嬭恋村に来たのに、条件のよいところに移ってしまう可能性もあります。労働力が他の地域に移らない方法を村が協力をして防ぐ、そのような方法は考えられますかというのが、まず技能実習生についての質問です。

2番目、次は、自主財源増加のための、自主財源が増えるためにはある程度の人口増加というものが必要となりますので、そこについての質問です。

私自身は村が活性化するためにどのようにしたらよいかで、人口増加のチームに属しています。思ったより若者が増えていません。若者がどうして嬭恋村に移ってこないか村長はどう思っているか考えてください。答えてください。

それと、3番目は、今大きな社会の変化が起きております。そして3番目の質問は、ここはちょっと分かりにくいかわからないんですけども、生成のAIについての質問です。

生成AIの活用については今年の流行テーマになっています。人口減少社会において、嬭恋村ではITの教育を含めてどのように活用しているかを述べてください。嬭恋村では例えばチャットGPTとか、あるいはそういう活用はどの程度各課で使われていますか。その活用法について講習などがありましたか。勉強会はとか、あるいは講師を呼んでそういうことはされましたか。

以上の質問になります。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員の一般質問に対する答弁を求めます。

最初に、住民課長。

〔住民課長 宮崎由美子君登壇〕

○住民課長（宮崎由美子君） 大野議員のご質問にお答えいたします。

技能実習生について外国人の状況についてということで質問いただきましたが、表を作成しましたのでご覧いただければと思います。

こちらの表になりますが、（１）は外国人の在留資格一覧になります。月末単位で集計された数字となりますが、外国人が一番多かった９月30日と12月11日時点の増減が記入された表となっております。在留資格につきましては、技能実習、特定活動、特定技能が主に農業に関する資格と思われまます。

表の一番下段が外国人を含む嬭恋村の人口となっております。外国人の一番多い９月末での村の人口は計で9,545人となっております。

（２）は外国人の国別一覧表になります。今後転入等、若干の移動があると考えられますが、外国人の状況につきましてはこれらの表のとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長、合計の人数を教えてください。外国人の。

○住民課長（宮崎由美子君） そうすれば外国人の人数をお知らせいたします。

表の（１）の外国人在留資格一覧をご覧いただければと思うんですけども、令和５年の９月30日、９月末の時点の外国人の合計は701人、12月11日の外国人が302人、増減が399人の減となっております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

質問事項は、技能実習生についてが第１点目でございます。第２点目でございますが、自主財源増加のための人口増加についてが第２点目でございます。第３点目が生成A Iについての大きく分けますと３つの質問が通告されております。それに従いましてお答えをさせていただきます。と思っております。

第１点目の技能実習生についてでございますが、嬭恋村は日本一のキャベツの村であります。多くの先人たちの努力によりまして、名実ともに年間生産量も含めまして、基礎的自治体では日本一のキャベツの村でございます。今、住民課長が報告させていただきましたとおり、９月30日には700人、そのうちざっくりちょうど数字が400人は外国人、農業研修生及

び特定技能の方々でございます。この方々がなくして第1次産業日本一のキャベツは成り立ちませんということを前提にお答えをさせて、まず第1点目はいただきたいと思っております。

これは住民課長が説明をさせていただきましたとおりでございますが、すみません、11月25日に新聞、テレビ等で有識者会議、技能実習生だと。これは公知の事実でございます。テレビでも新聞でもニュースで流れたとおりでございます。先ほど住民課長より本村における外国人登録者数等に関するビザの比較及び資料が配付されておりますとおり、外国人各位に支えられた本村の産業全般が成り立っているということは明らかでございます。12月11日に開催にされました産業建設常任委員会におきまして、担当課より説明させていただきましたとおり、1993年の制度創設以来活用されてきました技能実習制度の見直しについて、有識者会議から最終報告書が示されたところでございます。

2020年、令和2年の1月、東京において最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症のパンデミックと言われる世界的流行に対する国の政策の一つ、水際対策としての入国制限が実施され、本村での技能実習生受入れが不可能となりました。当時農家の皆様方は既に作付の計画が終わっていた時期でありましたが、このまま植付けをして収穫ができるのかなど様々な問題を提起されておりました。もとより技能実習生を含めた外国人労働者各位の必要性は十分認識しておりましたが、かくなる事態に直面し、認識を新たにすることを記憶しております。

ご質問1番目の村長は有識者の提言に関してどう思うかについてお答えします。

有識者会議による提言は、国際的な労働力移動をめぐる環境が大きく変化する中、制度の見直しが必至の状況において、問題点とされていた転職の制限緩和や人材の育成など、様々な観点から議論がなされた結果によるものであり、本村における労働環境に即した運用ができるようになることを強く願っておるところでございます。

有識者会議による最終報告書によれば、人権に配慮した変更を加えながらも、制度の基本的な枠組みは変わらないようですので、新制度を活用しつつ、国が見据える最終型と目される特定技能制度の活用に重点を置いた取組が必要であると考えております。

次に、外国人労働者の受入れに関してどう思うかについてでございます。

冒頭に述べましたが、本村における産業全般において、今や外国人各位の受入れは必要不可欠であり、なくてはならない存在であります。特定技能や現行の技能実習並びに新制度を活用し、人材の確保を図りつつ、行政として支援できる体制の整備に努めたいと考えており

ます。

次に、外国人の労働力なくして嬭恋村の農業、観光は成り立つと思うかについてでございますが、先ほどの受入れについての答弁同様、様々な職種において外国人各位が関わっており、外国人の労働力なくして本村の農業、観光は成り立たないと思っております。

次に、労働力が他地域に移らない方法を村が協力して防ぐ方法は考えられるのかというご質問でございます。

この件に関しましては、大野議員にご質問いただく都度申し上げておりますが、嬭恋村はもとより、群馬県、さらには日本国が外国人労働者から就労先として選ばれる国となることが必須であると考えます。国や県の力添えによるところもございまして、農業をはじめとする受入れ先の皆様が外国人労働者に優しい環境や親切な対応を心がけていただけるよう、村としても支援体制構築について検討していく必要があると思っております。

また、特定技能制度による枠組みを利用した取組として、本村の嬭恋キャベツ事業、嬭恋キャベツ振興事業協同組合と、宮崎県農業法人経営者協会とが人材の産地間リレーとして、夏は嬭恋村のキャベツ、冬は宮崎県のハウス栽培の現場において、互いの繁忙期における人材を交互に紹介し合う取組について協定を締結したと伺っております。このような取組を参考に、さらなる進捗を期待したいと思っております。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、自主財源のための人口増加についてのご質問でございました。

大野議員当然ご承知かと思いますが、嬭恋村第2期まち・ひと・しごと総合戦略において、人口推移、自然増減、社会増減の推移など統計推移データが示されております。その内容を見ると出生数は減少し、死亡数は増加の傾向が、また転出者数は増加し、転入者数は減少と。さらには本村の総人口も減少していく予測が示されております。こうしたことは嬭恋村に限ったことではなく、都市部と一部の地域を除きまして、日本全体の問題、課題だと考えております。

また、本村においても若者を中心とした15歳から64歳までの生産年齢人口は2015年の5,590人から2045年には3,010人と半減に近い数字が推計されております。嬭恋村で生まれ、学び、義務教育を終えた高校、大学へと進学するタイミングで嬭恋村を離れ、転出先での就職などが原因かと思われます。嬭恋村は農業と観光の村と言われてきました。自然豊かで温泉も別荘地も有し、気候的にも過ごしやすい高原の村であります。しかし、嬭恋村で暮らすためには生活の糧、収入を得るための仕事、職場が限定的では村外へ働く場所を求めるなど

しなくてはなりません。こうしたことも若者が村外に転出してしまう要因の一つであると思います。若者の人口流出を防ぐためには働く場の確保と住まい、定住施策がうまくかみ合わないといけないと考えております。施策の例として、保育料の無料化、給食費の無料化、高校卒業までの医療費の無料化、英語検定料の助成、出産祝い金の支給、入学・卒業祝い金の支給などの経済的な支援と子育てサポートなど人的な支援を併せて実施するなどできる取組を進めてまいりました。今後においても進めてまいりたいと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

3点目のご質問でございますが、生成A Iについてでございます。生成A Iについてお答えをさせていただきます。

近年、I T教育の発展、活動範囲が大きく拡大しています。また、その技術や活用環境の広がりも目をみはるものがございます。最近では特に対話型人工知能A I、チャットG P Tなどの生成A I技術の向上はもちろん、活用の広がりも息のつく間もない急速発展の途上にあります。現在に至っては自治体や教育現場でもその導入、活用が徐々に広がってきております。

さて、ご質問の婦恋村ではどのように生成A Iを活用していくかについてでございますが、今後における生成A Iの普及は、国内外において加速度的に拡大するとともに、社会の多くの場面に広く浸透することは間違いございません。また、その有効性は大変評価されると理解しております。

しかしながら、反面、この生成A I、チャットG P Tにおいては、現状デメリットや不適切な活用法、さらには活用する側のモラルや使いこなす力量の不足など、導入における解決すべき課題や懸念も少なくありません。婦恋村における導入、活用は現時点では難しいと考えておりますが、勉強会等を通じて専門家のご指導もいただきながら、勉強だけは庁内でも、また議員の皆様方も含めましてでございますが、しっかりと勉強はしてみたいと、勉強をしていく必要があると思っております。

いずれ著作権法の問題あるいはプライバシーの問題あるいは大手企業等のセキュリティーの問題、こういうものがクリアになれば有効な行政を執行する手段になることは間違いのないと思っておりますので、慎重に自治体の状況、都道府県の状況、国の状況を把握しながら、勉強だけは進めてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でお答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） これは座っていいんですか。

○議長（佐藤鈴江君） いや、立ってお願いします。

○12番（大野克美君） 今、村長さんから3点のところについて答えをいただきました。

まず1番目の技能研修生についての問題ですけれども、この表の中で私がちょっと見ていくと、外国人の人が700人いて、そのうちの半分ぐらいがざっくばらんに外国の人で、この中の国別をちょっと見るんですよね。そうすると、ミャンマー160人、カンボジア105人、インドネシア92人、ネパール64人、フィリピン58人、ベトナム73人、こういうのをばっと足すと約400人前後の数になってくると思うんです。それで、昔は中国とかそういうのもあったんですけれども、そういうところがだんだん来なくなって、今この私が名前を挙げたようなところ、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、ネパール、フィリピン、ベトナム、こういうところ、今後あと二、三年するとどうということになるかという、この人たちが日本に来てくれればいいんですけれども、再三私もちょっと言ってきたんですけれども、こういう方々が日本に来ないで、ヨーロッパとかほかの国へ行っちゃったほうが給料もらえるから、そっちのほうがいいとかということになって、だんだん日本に来なくなっていくんですよ。それで、例えばの例ですけれども、ミャンマーとかカンボジア、こういうところは結構今見るとすごいんです。ところが、国が例えばミャンマーなんかで今問題になっているのは……

○議長（佐藤鈴江君） 大野議員、ご質問は。

○12番（大野克美君） それで、向こうの内政が変わっちゃった場合に来られなくなる可能性が出てくるんですよ。そうすると、そういうことは農協さん、あるいはそういうところでやろうと思ってもなかなか難しい。ですから、そういう側面でミャンマー、カンボジアあるいはインドネシア、そういうところが仮に来られないようなことが発生しちゃった場合に、何か村としても考えていることはありますか。農協さんと協力して、それに対してこういうふうにしよとか、そういうようなことで話し合ったりしたことはありますか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在、この表を見るとおり、婦恋の農業は701人の外国人、25か国、701人外国人の方々が在住しています。資格を持ってですね。そのうちの399人、700人のうち400人の方、外国

人、この方々が第一次産業キャベツをやっておるといことでもあります。今ご指摘の質問は、そのうち現在はミャンマー、カンボジアから100人以上来ておるといことでございます。特にミャンマーは政権が新聞に毎日出ておるとい、政情が不安定だ。あるいはインドネシア、これは大統領選挙がすぐあるといような状況もあつて、ここがどうなつていく、政権がどうなつて先が見えないで来なくなつたらどうするのといことまで具体的、個別的に、村当局としては現状は考へておりません。

ただし、有識者会議へ回答を得たものについては、しっかりと村として対応してまいりたい、こう思つております。有識者会議の中では、日本の国あるいは都道府縣市町村の自治体の役割といのが提言されております。この中で自治体は地域協議会への積極的な参画をしなさいよ。外国人の皆さんと共生社会を実現しなさいよ。地場産業政策の観点から、我が村では観光も含めた農業を中心とする地場産業の観点から外国人材受入れ環境整備にしっかりと取り組みなさいよとい話で、実際に役目といのが提言の中に入つてます。孀恋村に来る例へばベトナムからお越しの皆さんなんかも、例へば田代の農家の皆さんも本当に温かく迎へてやつて、しっかりと対応してやつてると。こういう取組をしっかりとしなさいといことを国、自治体の役割といことで7番目に言つております。こういうことについては孀恋村は積極的にしっかりと取り組んでまいりたい。また、フォローできるものについては、第一産業を守るためにしっかりとやつてまいりたいと、こう思つております。

そういう意味で、個別にインドネシア、ミャンマー、政情不安なところから来なくなつたらどうするんだといことを個別具体的には考へる立場、当然考へますけれども、そこまではなく、村として何をするかといつたときは、やはり基幹産業を守るため、また観光も含めてしっかりと受入れ体制を組んで、そして国・県に願ひすることがあれば、しっかりと願ひをしてまいりたい。ぜひとも議員の皆さんも力を合せて国・県に要望事項があれば、一緒にバス1台で行つて願ひをしてまいりたい、私は強くこう思つておりますので、議員の皆さんにもよろしく願ひしたいと、こんなふうと思つております。よろしく願ひをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） 村長が今答へた中で、外国の人たちがずっと長く定住して、孀恋村は本当にいい村だと、こう言つてもらえるといことは非常に重要なことだと思ひます。今までの状況から言つると、技術実習生の場合、大体日本に36万人ぐらゐ来ているんですけども、大体36万人ぐらゐのうちの1万人ぐらゐがどこかへ逃げちゃうんですよ。どこへ行つ



たか分からない。そういうような状況が発生してます。それで、ちょっと長くいられて、家族とかそういう人たちもいられる、そういう特定のビザ資格を持っている人というのは、さっきは実習生は36万、それで特定技能を持ってない、ちょっと日本に長くいられるかなという人たちは18万人ぐらい。それで、こっちは案外どこかへ逃げたとか、そういうことが少ないんですよ。それで、やはりその受け入れる側が非常に外国から来る人たち、そういう人たちに親切にする。それでコミュニティーもちゃんとしっかりしていると。そういうことは非常にいいことだと思います。

それで、村長にちょっとまたお願いですけれども、今国際交流なんかもやっていて、それで外国の人が増えたらよくしてあげる。健康の面とか、いろんな面でも村も面倒見ている。それで、理想的にはさっき言ったミャンマーにしる、カンボジアにしる、そういう人たちは非常に不安定になっています。それで、ほかのさっき私が言ったように、給料がよければ、よっぽどヨーロッパへ行ったほうがいいというふうには……

○議長（佐藤鈴江君） 大野議員、質問は。

○12番（大野克美君） それで質問と要望ですけれども、ぜひ定住が今100ちょっとですけれども、できたらこの外国人で孀恋村がすごくいいから、ここに住んでいたいという人が150人から200人ぐらいまではいいんじゃないかなと思っているんですけども、そういう人が増えれば、今度はその家族が来たり、知り合いが来るということで、意外と外国の人が来て、そういう人たちが働いてくれたりするといいと思うので、村長、そういうアイデア、できたら外国人が100から150名ぐらいはぜひ孀恋村に定住してもらう、そういうような方法で何か進めていくという、そういう考えは村長はありますか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 技能実習制度はもう終わるということでもあります。特定技能に変わるということでもあります。その特定技能の方々を大野議員の今の質問は100人か150人ぐらい村内に定住させる予定があるかと、こういうご質問でございますでしょうか。

○12番（大野克美君） そうですね。

○村長（熊川 栄君） できるなら……

○12番（大野克美君） 特定技能の人も帰っちゃっているから、孀恋村には技能があるんだけれども、みんな帰っちゃっているから、私が言う中では特定技能の人も。

○村長（熊川 栄君） 特定技能は今1号はさっきの表を見ていただければ分かりますが、

177人、9月末でいたんですね。特定2号が30人いらっしゃったんですね。特定2号とは5年以上、奥さん連れてきてもいいですよという方の数字が出てますんで、特定2号についてはここで207人いるわけですね。さっきの207人、9月末ですね。それから、特定技能1号239人、すみません、技能実習1号、2号ね、これは207人で、特定技能1号が239人いるわけですね。今現在は婦恋は技能実習生と特定技能がいますけれども、これから制度改正がされましたから技能実習というのはなくなると。これから全て特定技能に変わる、こういうことでございますので、そういう方々が第1次産業日本一のキャベツを守るためには村として何ができるのかということは真剣に考えると先ほども申させていただきました。今後もしっかりと議会とも協議をしながら、そういう方々の確保、そして、ちゃんとした受入れ体制、こういうのが必ず必要だと私は思っておりますので、ぜひとも知恵を出し合って安定的に働ける場所の確保を努めてまいりたい。できれば特定技能2号、こちらの方々は100人、200人とこういう方が住めば理想だと思っております。

いずれにしろ、外交ルートを通じてオフィシャルに県とも協力をし合って、そして第1次産業を守るんだということを国なり、あるいは県のほうにもしっかりとお願いはしてみたいと考えておりますので、ぜひとも大野議員のご理解も、また行動も共にして一緒にお願いしていただけたらと、こんなふうに思っています。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） 今村長が答えた特定2号、つまり奥さんがおられたり、長く婦恋に腰を落ち着けていられるような人、そういう人、定住的になる人たちが150名、200名ぐらいいると非常にいいと村長もそう言っていたので、ぜひこういう政策を打って、とにかく外国の人たちが住みいい場所だなというように、そういう政策を打つ。私も陰ながら協力したいと思います。

その次が人口増加、それで、さっき村長の答弁の中で人口が減っていくことは婦恋に限ったことではないと言っていて、例えばですけども、これが何かもう村長、例えば31人ぐらいいでしたっけ、前の同僚議員が質問したときで、生まれてくる子が31名、それで来年だったか、51名だったけれども、31名ぐらいに減っていくという前、回答ありましたよね。それで、村長の今の言葉を聞いていると、人口減少というのは婦恋に限ったことじゃなくて、もうどうしようもないんだと。多少努力したって何したって、もう減ってしまうと言うんで、何かちょっとこの婦恋村に限ったことではない。だから人口が減っていてもしょうがないというふうに私には聞こえちゃったんですよ。そうじゃなくて、人口が増えるということ、

特に私が注目しているのは、若い人たちの人口が増えてくれるかどうかには私は注目しているんですよ。だから……

○議長（佐藤鈴江君） 若い人が増えるためにはどうしたらいいのかということをお村長に答弁いただけますか。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） それらを踏まえまして、日本ではまち・ひと・しごと総合戦略を基礎的自治体、全ての市町村はつくりなさいよということで、我が村もまち・ひと・しごと総合戦略を策定させていただいております。あわせまして、先ほどお答えさせていただきましたとおり、給食費の無料化、今政府がやっているとおりで、学校給食費無料にしましょうよというやと政府は一生懸命やっている。我が村平成28年から給食費は無料化。それから、小学校統合で足が遠くなるので、子供たちの足代の無償化、保育料の無償化、高校卒業生までの医療費の無料化、これは高校生までは吾妻郡中全部町村会でも話をして、一括でやろうということで今年からなりましたですね。ということで、あと出産祝い金についても、あるいは入学・卒業祝いするときも気持ちですけれども、第3子はちょっと今なくなったんですか。入学、卒業お祝い金も出しましょうということで、実は嬭恋に来ると保育料がただだからといって他の町村から来る方も、これはあまりほかの自治体がありますので、ほかの自治体を責めるつもりは毛頭ございませんが、子育て、嬭恋は進んでいるねと近隣の町村の方に言われることもございます。

いずれにしても、大野議員の言うように、何もしないじゃございません。しっかりと1つでもできることを一步一步議会とも話して進めたいと思っています。

もう1点だけ、つい先日、こども家庭庁に初めて陳情に行きまいりました。今3兆5,000億円ですか。新たな税制をつくってこども家庭庁をつくって、そして、子供については文部科学省の幼稚園があったり、厚生労働省の保育園があったり、これは縦割り行政で違うんですけれども、それらを統合して、本当に労働力の若い人を増やそうということのためにこども家庭庁というのが今年の4月からできたわけでございます。初めて先日陳情に行き、内容、中身、プランですが、政府のほうは今ちょっと税制改正がもめておって、ちょっと中身の予算規模が決まってきましたが、3兆5,000億円ほどが2026年から行われるというふうになってきておるようであります。

いずれにしても、先ほど申しましたように、給食費の無料化とかをやりながら、さらにこど

も家庭庁の内容をよく精査して、孀恋村で独自にできることは、ぜひとも一歩前を進んで進めてまいりたい、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） 村長が今答えてくれた孀恋の場合は非常にある意味で確かに進んでいます。給食費にしろ、学校のことにしろ、保育費にしろ。ですから、これは本当にすばらしいことで、これは私も議員やっていて、この法案を通すときに、村長も最終的には協力したし、こういう財源も取ってくれたというのは非常にすばらしいことだ。本当にいいと思っています。だけれども、それ以降さらに若い人がそんなに増えてない。増えているというのは協力隊なんかで来て、ある程度国が給料払ってくれる。こういうところは伸びているんですけれども、それ以外の人たちがそれほど伸びてないように思うんですね。だから、よくこういうことを言われます。これからの日本中のどんなところの村長さん、首長さん、いい村長さん、いい町長さんというのはどういうことを示しますかというのがあって、その中の一番重要なのが、やっぱりそこに若い人たちの人口が増えるということは、何か村長がいい政策を打っているから。それで、企業の誘致、企業というか、ある産業の誘致ができて首長さん、こういうのは割と高く評価している。なぜならば働く場所を提供しているから。

ですから、この人口が増えるためには、若者に来たくなるような、そういうビジョンを若者に孀恋村が与えたから、そういう魅力を出したから、それで、いろんな産業がありますけれども、そういう人たちが孀恋に来たというのは、ここは何かいいところがあるからという、それはもう2つ評価のところですね。この評価に関して、村長、どう思いますか。いい村長というのは、若者に希望を与えて、ちゃんと孀恋村へ来てくれる人を増やせること。それで、もう一つは産業、教育産業でもいいし、あるいはそういうITの産業でもいいし、そういう企業誘致ができた村長。それは働く場所を提供したからいいという評価が一般的に言われているんですよ。村長の通信簿です、これは。この通信簿に対して村長はそのとおりだと。どう思いますか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 質問の趣旨がちょっと十二分に理解していない部分があるかもしれませんが、人口が増えれば、若い者が増えればよい村長であると。働く場所が増えればよい村長であると。これが市町村長に対する勤務評定であるというご指摘でよろしいのでしょうか。

○12番（大野克美君） はい、いいですよ。

○村長（熊川 栄君） ある意味正しい部分が相当あると私は思います。ただし、例えばですが、群馬県は黙っていると、吉岡町には毎年240軒家が建っている。じゃ、誰が住んでいるんですかと言ったら、群馬県庁職員、群馬警察、群馬県の教職員、これが一番多いんですよ。そうすると、家を建てるのには畑を農地に転換しなくちゃならない。そうすると、農業委員会が毎月20件の会議を開いて、農転許可を出していると。黙っているとあそこが一番いいと。なぜいいか。前橋市に近い、新幹線の高崎駅に近いと、こういう現実があります。

群馬県でも黙っていても、吾妻郡はどんどん人口が減ってくる。例えば吾妻郡が一番ピークのときは昭和35年、9万3,000人いたんです。今何人ですか。吾妻郡の人口5万3,000ですよ。ぴったり4万人減っているんですよ、昭和35年から今までに。じゃ、吾妻東西何ですか。東が3万強、西が2万強なんですよ。じゃ、利根郡はどうなんだと。利根郡も人口がどんどん減っている。じゃ、どうなんだ。増えているところはあるじゃないか。吉岡町は増えている。

それから、北関東自動車、話がちょっとそれて申し訳ない。大野さんの質問も大分それていましたから、私もちょっとだけ触れさせてもらいますけれども、北関東自動車道ができました。あれは国土交通省がこれだけの人が通行するんですよという想定であった。ところが、それが1万人来るというところが1万8,000台通っているんですよ。今東毛見てください。東毛というのは高崎もそうです。高崎から前橋の南部から伊勢崎から、それから太田、館林あるいはあそこにある大泉、邑楽町、千代田町、板倉町、企業がどんどん来ている。工業用地がどんどんある。それで、私どもの村では大手企業がありませんから、法人税、税収というのが入ってこない。大泉町見てください。スバルがあるから、景気がいいと法人税が9億円、10億円入ってくると、こういう現実があります。ですから、経済が全く自由放任主義で、レスフェアリの経済でいくと、どうしても吉岡みたいに増えるところ、あるいは榛東村が増えています。人口はあそこは通勤がいいと。車で行けば群馬どこも行けますけれども、どこにも帰れると、こういうことであります。

嬭恋村は、吾妻郡内他の町村に比べますと人口減少率は低いです。これはなぜか。これは農家の経営者が若手が引き継いでいる方がまだいるからだと思っています。そういう意味で大野さんの言うとおりの、産業がしっかりあるということは後継者もある。後継者があれば、それを引き継ぐ方もいると、こういうことだと思っています。

いつも議会でも話が出ますけれども、小学校を統合して東西の小学校をつくりましたが、

西部のほうが子供たちが多いんですよ。東部のほうが子供が少なくなっている。ちょうどぴったりだったのがどうしても西部のほうが子供が増えてきている。東部のほうは少ないという現実もあります。そういう意味で、大野さんの指摘のとおり、働く場所がある、これは非常に重要なことだと思っています。孺恋村には基幹産業キャベツがある。そして、軽井沢や草津という世界に有数の観光地も周りがあるので、ぜひとも観光産業をみんなで盛り上げて、基幹産業を守り、新たなリーディング産業を観光に力を注いで、そして働く場所を確保する。そして若者も来ると。あわせて、子供たちの子育てのために学校給食費をやってきましたが、もっともっとみんなで力を出し合い、知恵を出し合って前に進める孺恋村をつくってまいりたい、こう思いますので、答弁になった部分もあると思われませんが、よろしくお願いをいたします。

○12番（大野克美君） 村長の答弁を聞きまして、ぜひ頑張って、私からの要望を言って、この人口増加については終わりたいと思いますけれども、確かに各地域、吉岡町だとかインターチェンジのあるところとか、もう自然にある程度増える。それで、ところが、村長も出ていましたけれども、軽井沢なんかは逆にどんどん増えているんですよ。だから、やっぱり軽井沢をこれから見習ったりして、そして働く場所をもうちょっと増やす。やっぱり村長が並みの村長でなくて、普通の一般的にはどこの村長ももう今言った限界ですよ、人口を増やすというのは。だけど、いい村長とかというのはある意味で産業の誘致力をやっぱり持っているんですよ。だから、それができるように、これは村長だけじゃなくて、議員にも関係することですけども、やっぱり産業を誘致していく。孺恋に合った産業を誘致していく。そういうことによって働き場所をつくっていくということが課題になると思うんで、村長も、私も含めてですけども、ぜひ頑張っていただきたいと。

その次、3番目はIT人材だ。村長からも出ていた今は産業革命の中にあって、さっきも出てきましたけれども、チャットGPTみたいなことが出てきて、非常にこれから勉強しなければいけないことがどんどん増えています。それで……

○議長（佐藤鈴江君） 大野議員、要点をまとめて。

○12番（大野克美君） それで、ちょっと村長に質問なんですけれども、やっぱりITの教育とか、そういうものには首長とか、そういう人たちもかなり自分もそういうことを常にやっていたりしないと、私はこういうものが広がってこないと思う。村長、質問ですけども、自分自身ではチャットGPTとか、そういうのは普通はグーグルなんかで検索したりすることが多いと思いますけれども、自分ではチャットGPTとか、そういうのは大体どれくらい

使ってますか。例えば自分で暇なとき調べてみたりするという、そういう方法は村長はどうですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） チャットGPTは使っておりません。勉強はする必要がある。またしたいと思っております。IT、いわゆるSNSにつきましては、現在フェイスブックをやっておりますが、ほとんどあまり最近上げてないんですけれども、お友達は5,000人弱いらっしやいます。たまに載せると、相当数、300人、500の方がいいねと押しただけるときもございます。また、動画を載せると8,000の方が見てくださったこともございます。SNSはやっていますが、まだITそのものはこれからは必要な時代だと思っております。ChatGPTにつきましては、既に群馬県内35市町村のうちでも12市のうち、たしか6市、7市がもう既に導入するということでもあります。そういう意味でありますので、先ほどお答えさせていただきましたが、我が村でも勉強だけは必要だと、こう思っておりますので、技術者なり専門家をお招きした担当者は若い者も集めて勉強だけはしたいと。また議員の皆様にもぜひともチャットGPTの必要性あるいは勉強については始める必要があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） そうですね、これからはそういう新しい行動、私たちが産業革命の中に生きていますので、特に私たちかなりもう年取っていますけれども、これから時代の変化にもついていくために村長が勉強していかなきゃいけない。

それで、ITについて最近の中で私が見た上毛新聞の12月8日で、やっぱり人材を確保する。嬭恋村では今例えば英語なら準1級とか、そういうので英語の能力を上げるためにいろいろやったりしていますけれども、同じようにIT人材もいろんなことを勉強したりして、全体のレベルを上げなきゃいけない。それで、12月8日のIT人材で、前橋のクライムというところかな、前橋にアカデミーをつくって、それでそういう多分人材のために無料で何かやっていると書いてあるんですね。ですから、そのIT人材の中での教育のレベルを上げるようなことを村長は何か考えていますか。自分で何か今こうやったら全体のIT人材のものが上がっていくんじゃないかという、そういうアイデアは今持っています、何か。

○議長（佐藤鈴江君） 大野議員、IT人材を育てるにはどうしたらよいかということによ

ろしいですか。

○12番（大野克美君） はい。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野議員も御存じのように、小学生、中学生全てGIGAスクールを先進的に教育委員会中心で取り組んでまいりました。その前は私も村長になるときに第2外国語は英語であるというスローガンを掲げてまいりました。文部科学者にもお願いをして、県の教育委員会にもお願いをして、子供たちに英語教育をしようという話で取り組んできたつもりであります。補助金も頂いて、群馬県内3地区が選定されて、嬭恋村でも英語をやってきたと。また、英語につきましては、現在資格、検定ですね、それに対する補助事業もやっております。

そういう意味でITについてそういうものをやるかということですが、研修は必要だ。特に若い人という言い方はございません。我々も含めてでございますが、勉強はしようと思っております。したがって、社会から遅れないように、私自身もどうやって人材を育てるかを考えているかという話でございますが、まずはしっかり学ぶことが我々、私もそうですけれども、学ぶことが重要だと思っておりますので、学んでからまた子供たちに教える機会があれば、それはそれで教えていきたいと、こう思っております。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） 最後に、これはちょっと分からないんですけども、私からの提案ですけども、IT人材をある程度つくるには、やっぱりこれを教える人が非常に大事なんですね。ですから、これはどうなるか先は何とも言えないんですけども、今そのIT人材を育てるのに一番活躍しているのはインドなんですね。インドの中の実は2つタタというグループとインフォシスというIT人材の世界的な供給網になっている会社です。非常に大きなところで、全世界で約60万人ぐらいのIT技術者を生産したりする巨大なグループですけども、そういうところが将来仮に嬭恋とか、そういうところに何らかの協力をしてくれると、あるいはそういうチャンスがあったら、そういうものとある程度提携したりして、全体のIT教育のレベルを上げる、そういうようなことに村長は興味ありますか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕



○村長（熊川 栄君） ここにバッジをつけておりますが、持続可能な社会をつくりましょう。それは国連で2015年に決めました。持続可能な社会するために17番目の目標、そこに共生というのがあります。共生とは産官学金、産とは産業、官とは官僚、第一セクター、学は学問、金というのは金融機関、こういう官民を合わせてみんなで新たな社会をつくりましょうと、こういう意味だと私は理解しております。そういう意味で産官学金を合わせて、ましてICTのインドのそういうスーパー企業があるのであれば、ぜひとも大野議員、誘致に話を持ってきてもらって、大野議員自らそういうものを率先して孀恋でどうですかと。村長、どうですか、この会社と産官学金でシェイクハンドしてみましようよ。パートナーシップ組みましようよと、こういうことを大野議員が提案すれば私は大賛成でございますので、ぜひとも今後またご指導いただきながら、みんなでそういうことが可能になるように努めてまいりたいなと思っております。ぜひとも悪い話じゃないですけども、しっかり取り組んで、新しい時代に対応する取組はしっかり学んで取り組んでまいりたい、こう思います。よろしくお願ひします。

○12番（大野克美君） 最後になりますけれども、あと1分になりましたので、村長からそういう力強い言葉をいただいたんで、私もできる限りそういう巨大なIT産業、そういうことがもし孀恋村と協力してくれるなら大いに結構だということだったんで、なるだけ私もそれに努力していきたい。村長もぜひ努力してほしいと、そう願って、それで終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で12番、大野克美議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

再開は午後1時から再開をしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

---

◇ 松 本 幸 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、9番、松本幸議員の一般質問を許可します。

松本幸議員。

〔9番 松本 幸君登壇〕

○9番（松本 幸君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

いろいろな面から将来を見据えた村づくりとして何点か質問させていただきます。

これは現在進行形でございますので、いろいろな説明は省略させていただいている部分があります。

初めに、公共施設の再編計画の取組として孺恋会館の解体が始まりました。この施設は三原区を中心とした避難所にもなるわけですが、今までですと、その条件として3階以上の場所が必要だったのですが、新しい会館は2階建てです。この状態で避難所として成り立つのでしょうか、説明をお願いします。これは1番です。

次に、鎌原観音堂の開発事業は今年度で終了とのことですが、それでいいのでしょうか。これが2番。

以前、万座鹿沢口駅前の開発事業があったわけですが、現況駐車場ができたことと出入口が一方通行になったことぐらいで終わっています。今後の予定を伺いたいと思います。これが3番。

次に、常に必要である地域振興対策としてですが、区長会を中心にいろいろな考え、要望を出してもらい、対応するのが近道かと思います。また、各種団体の会議の中で、要望やアイデアを拾い上げることが重要だと思います。一方通行の伝達中心の会議にならないように、関係職員は心がけていただきたいと思います。いかがでしょうか。これは4番です。

地域振興は幅広く考えねばなりません。今、各区でも空き家が増えてきている状態ですが、人口減少のスピードを穏やかにすべき施策がたくさん必要かと思います。後継者のいないお宅では、これからは伍長さんができないなんて言う人も出てきました。村からの配り物や集金が多過ぎるような気がします。スマートシティ等で対応できるものはしたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。これは5番です。

また、子供手当はありますが、一度転出した子供が家業を継ぐため戻ってきたいとかの場合の補助金施策はいかがでしょうか。県ではあるようですが、検討する必要があると思います。6番です。

次に、行政全般的に事業をするに当たり思うことですが、補助金ファーストになっているように思いますが、いかがでしょうか。プラモデルづくりと同じように、設計図の順番を問

違えてしまうと、どんなものでも完成しません。しっかりとした完成図をつくっておくことが一番重要なことだと思います。それと時間に余裕を持って議論することが必要です。全員協議会で説明したので、みんな賛成したのだと思ったら大間違いです。議会の賛成が得られたのかどうなのか確認してから進めることが基本だと思いますが、いかがでしょうか。

以上、明快な答弁を求めます。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 松本幸議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、新婦恋会館は2階建てであるが、災害時の避難所として成り立つのかとのご質問でございます。

言われますとおり、これまでは3階の大ホールが避難場所となっておりますが、2階の各部屋につきましても避難場所として想定しておりました。設計に当たり、これまで災害時の避難場所として問題がないか慎重に検討が行われてきたと思っております。最終的に1階の床面積を地盤より1メートル上げて建設することになっておりますが、川河側の村道からは2.1メートルの高さになります。現在想定している浸水深をカバーできる予定で大ホールを避難所として想定しておりますが、最近の激甚化により絶対大丈夫ということは言い切れません。その際には2階のフロアや隣接する東部小学校の連携棟を避難場所として使用することも想定しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、鎌原観音堂の整備についてでございますが、令和6年3月15日を履行期限とする工事が現在施工されておりますが、この契約金額の中には案内看板の作製に当たり、材質やデザイン等の不確定な部分があることから、案内看板の作製、設置の費用は含まれておりません。このため、令和6年度の当初予算におきまして予算確保をお認めいただき、来年度案内看板の設置により本整備事業を終了したいと考えております。

また、婦恋郷土資料館関係としましては、令和4年度より婦恋村文化財保存活用地域計画の策定をし、その後の国指定史跡を目指して取り組んでおりますが、この計画を道しるべとして、延命寺跡地、十日ノ窪、鎌原観音堂石段などの発掘調査や出土品等の展示、活用方法などにつきまして今後検討を行っていきたいと考えております。

次に、万座鹿沢口駅前の整備につきましては、自動車と鉄道を使いやすくつなげるための環境整備として、鉄道利用の利便性向上のため、パーク・アンド・ライド駐車場として整備

いたしました。現在のところ、今後の整備予定はございませんが、整備要望等があれば検討していきたいと考えております。

続きまして、地域振興策についてのご質問でございますが、将来を見据えた地域振興策を考えていくことは大変重要なことと考えております。毎年度各区から要望をいただいて対応しておりますが、道路や施設の修繕が主なものとなっております。区長会は2か月に1回の割合で開催しておりますが、ご指摘のとおり、一方通行のお願い事が中心であり、地域振興策に関する提案をお聞きする機会があまりないと反省しております。区長会はもとより、各種団体の会議において幅広く地域振興策を伺い、意見を反映していくことは有益であると考えております。

今後厳しい財政や協働の村づくりの観点から、村民の協力が不可欠であると考えております。村民とともに地域振興を考えていく体制づくりと村民の意識の醸成を図っていくことも重要であると思いますので、改めて村民が主役の村づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、各区では後継者がいない家庭で、高齢により伍長をすることができない人が出てきているとのごことでございますが、そのとおりであると感じております。最近伍長さんの負担を減らすため、配布物を最小限にとどめ、配布する際はなるべく回覧とし、負担の大きい各戸配布を減らすよう、各課に指示しているところでございますが、なかなか減らない状況でございます。現在、広報つまごいや回覧、または各戸配布を行うチラシをPDFファイルに加工して、村のホームページにおいて全て見られるようになっております。スマートフォンで見ることができますので、この取組を住民に周知するとともに、紙ベースの配布物を減らし、ペーパーレス化を進めていきたいと考えております。

続きまして、一度転出した子供が家業を継ぐために戻ってきたいとかの補助金施策はいかがですかというご質問でございました。

現在、国・県・村の移住支援策として、Uターン者を含め、移住支援金事業を実施しておりますが、要件により家業を継ぐために戻ってきた子供たちは対象となっております。今後婦恋村出身の子供たちが婦恋村に戻ってきた場合に支援できる補助金を検討していきたいと考えております。

続きまして、時間に余裕を持って議論することが必要ではないかという質問でございました。補助金ファーストになっていないか、時間に余裕を持って議論することが必要ではないかというご質問でございます。

補助金ファーストになっていないかというようなご質問でございますが、ご指摘いただいたとおり、最近の主要事業は国・県からの補助金を頂いて実施しております。補助事業は一般財源の節減になりますが、真に必要な事業であるか、規模は適切か、維持管理費はどのくらい必要になるのか、総合的に考えた上で取り組むことが重要と考えております。

また、村が一般財源から補助金を交付する事業も多くありますが、必要性を検証し、経常的な補助にならないよう精査していきたいと考えております。ご指摘を踏まえ、事業執行全般にわたり、村の貴重な財源が無駄遣いにならないよう、また手戻りがないように余裕を持って慎重に協議を重ね、ご理解をいただいた上で進めてまいりたいと考えております。

以上、松本幸議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） それでは、初めの新婦恋会館の三原区の避難所としての最初質問ですけれども、床を少し上げてある。2.1メートルアップしてある。2階建てのフロアも使いたいというようなことなんですけれども、以前、台風19号のときに田代区のコミュニティセンターが避難所に当然になったわけなんですけれども、そのときは下が満杯、上も満杯、全て満杯状態であれだけの災害が来た場合はそういう状態の避難が想定されます。その中で、今回のこの婦恋会館というのは地形的な、場所的なことで、吾妻川のかさ上げということがひとつ重要ではないかというようなことを私、全協のほうでもちょこちょこ言っているわけなんですけれども、その辺は河川課の事業としてやるのであれば、これから何年後になるのかちょっと分かりません。この婦恋会館と並行してやらなければ、その間にもしもの災害があった場合、非常に困ると思うんですけれども、その辺はどう考えているでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 松本議員のご質問にお答えします。

今回婦恋会館の建設に当たりましては、この後、予算を承認いただきましたので、年明け早々に発注していこうと思っているんですが、それに併せて一部河川側の駐車場も造っていくということで、建物の残土の盛り土をするということで、駐車場も並行していきたいということなんです。そこでの部分は駐車面から約50センチぐらいかさ上げができればということで計画しております。それで、前後についてなんですが、上下流で約700メートルぐら

いあるわけなんです、非常に距離があったり、事業費も莫大なものになるということで、河川管理者である群馬県、また、砂防指定地域に指定されておりますので、利根川水系砂防事務所のほうへこの関係、駐車場の協議もありましたので、この後またそういう心配をしているので、ぜひお願いしていきたいということでは内々に話ししてありますので、また村としても要望等をしていければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） これは要望はするのは当然だと思いますけれども、なかなか手間かかるのかなというような私、印象は受けております。

しかしながら、やっぱり避難所として使うという設定であるならば、これは早急にする方法を持っていたほうがいいのではないかと思います。

それと、この避難所の関係で、もともとあの辺のエリアは防災マップのイエローゾーンになっているエリアなわけでございます。私ども議員半分近くが反対したときの第一要因というの一番はそこだったわけですね。また、これは昔から建ててあった婦恋会館はもう何十年、40年ぐらいたっているんですかね。また今度の新しいやつもあとこれから40年、50年はもたせてもらいたい。そういう公共施設でなくてはいけないと思うんですよ。それなのになぜこのイエローゾーンを、また同じ場所を選んだのか、その辺をちょっと村長に伺いたいと思いますが、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 水害が非常に平成の後半になって大きくなってきたということがありまして、土砂災害に対しまして土砂災害対策特別措置法、いわゆる土砂法が制定されました。全国の土砂が崩れそうなところについては各市町村も調査をなささいということでございます。我が村におきまして、群馬県ではレッドゾーン、イエローゾーンの指定は全県で7,000か所強ございますけれども、我が村もレッドゾーン、イエローゾーンの検討を加えてきたところであります。

三原地区におきましては、イエローゾーンだけではなくレッドゾーンもあったということで、また、大前地区等も含めまして、全村についてイエローゾーン、レッドゾーンのゾーンがありますが、三原につきましては、いわゆるレッド、赤のゾーンとイエローゾーンが今の小学校のところ、東部小学校のところにあったわけでございますが、土砂法上、治山事業を

することによって、特に三原の今の現状では一番上が天神沢です。真ん中の沢が下屋沢です。一番東側が唐沢であります。大きな沢が3つございますが、天神沢につきましては台風19号におきまして、あそこは治山事業を地区の皆さん、区長さん、また地主さんにも大変なご理解もいただきまして、最終的にあそこの現在工事が治山事業終わりました。それから、真ん中の下屋沢につきましては、ご存じのようにこれも治山事業を終了しました。ただ、残された一番東側でございますが、株式会社プリンスホテルさんのゴルフ場のすぐ脇から6か所にわたりまして砂防堰堤をつくっていただいております。現在4か所終わりました、あと2か所残っておりますが、この事業はあと2年、3年ぐらいで多分終了してくると思っております。既に6か所のうち4か所が終わっております。これを行うことによりまして、赤が黄色、いわゆるレッドゾーンがイエローゾーンになってきているということでございます。

特に今一番問題になっている婦恋会館に隣接する地区につきましては、この後2本をしっかりと工事を行うことによりまして、いわゆる赤を黄色、レッドをイエローゾーンにするということによって現在進めていただいております。そういう意味で、また三原地区のたしか750名ほどの直筆で署名も頂いた。憲法でいういわゆる請願書が提出されまして、これも地元の皆さん、それだけの多くの請願があったということも踏まえて、議会とも相談しながら、現在のところ造ってまいりましょうということでもございました。あそこにつくった経緯につきましては、いろんなことを踏まえて、三原地区の活性化も含め、また、婦恋高校の存続やJR吾妻線の存続も含めた形の中で、あそこにしましょうということによって今日まで来ておるといふ経緯がございますが、あわせて、あそこは商工会の建物もつくるといふこと、現在工事が進んでおるところであります。

いずれにせよ、土砂法上のイエローゾーンには必ずしてまいらざるつもりでございますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 前々から今村長が言うとおりのことで進んできているわけですがけれども、やはり最近のこの災害というのは予測できないということが当たり前の災害が常日頃なわけですね。台風19号を教訓にして私はしゃべっているわけでございますけれども、そもそも例えばこの吾妻川が氾濫して、がらがら石が流れてきている状態だと。そういう状態のときに、果たして三原区民があそこに避難しに行こうとするのでしょうかね。その辺がちょっと私、避難所としてそこはどうか。会館としては別に逃げれば、避難所というのは災害のときに寄る場所ですから、その辺がちょっと物すごい疑問なんです、これはそう思えば、そ

れをやるしかないとは思うんですけれども、ひとつ避難所は別な場所に造る。これはまたもちろん予算かかりますけどね。金かかりますけれども、そういう方法もあるのじゃないかなという気がします。その辺はどうでしょう。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 雨の災害につきましては、いわゆるタイムラインという考え方がございます。アメリカのカリブ海でハリケーンが発生し、フロリダ州からニューヨークに対して、ああ、必ずこれは気象ができますので、あした何時にはどこまで来る、あさってには必ずニューヨークの真ん中まで来ますよ。したがって、ミシシッピ川のこの周辺の人たちは全部避難しなさいということが指示をされました。そのとおりで、避難したことによってフロリダからのあそこの住民が助かったと。また、ニューヨークの地下鉄にも水が入ったんだけど助かったと。いわゆるこれ、災害に対するタイムラインの計画ということであります。

雨につきましてはそういうことが想定できる時間があります。例えば台風19号でも、田代の一番本当に被害の大きかった方々の皆さんのところは電気はつかない、夜はがたがた揺れる。何だと思って窓を開けたら、目の前が川だったと。これ現実だと思うんですね。何なんだ、がたがたする。窓を開けたら、前が大きな川になっていてみんな流れちゃったという状況だったと伺っております。想定しなかった状態がそこにあるわけではありますが、今後は台風19号の電気もつかない、水も出ない、携帯電話もつながらないという田代地区の現状、鹿沢地区の状況を考えますと、雨の場合は早めに、もしこれが想定できるとすれば、ほかのところに避難をしましょうということも可能だと思っています。現在のうちのほうのハザードマップの避難場所のマップでございますけれども、全部で各地区の避難所も合わせまして70ほどの避難場所がマップに落ちております。プラスで、もし必要になればということで、株式会社プリンスホテルさんは避難所で結構ですというお話もいただいています。民間も入っています。避難マップをよく見ていただいて、想定の各地区のマップがありますから、雨につきましては、今夜雨降るなど。夕方、夜暗いときに避難はできません、危なくて。したがって、雨については予測も可能であります。ある程度は可能ですので、避難をそういう形で違うところに移動するということが可能かと思っている。

ただし、地震とか火山につきましてはタイムライン構想、タイムラインの議論がなかなかできないと。火山につきましては今タイムラインの考え方が、浅間山が全国で第1号で現在検討していただいております。これは議会でも一度報告しておりますが、観測体制がしっか



りすればタイムラインの考え方もできるということでもあります。しかしながら、まだまだ予測はそんなに簡単ではないという状況であります。シンキング アバウト ザ アンシンク ラブル、考えられないことを考えろという想定を今後行い、考えていかなければなりません。事、雨につきましては、もし危ない。三原も危ないよという想定ができる可能性があれば、今井地区、仙之入地区あるいは干俣地区、こちらのほうにも、あるいは万座のホテルを借りてでも避難をする。今は避難勧告じゃなくて、避難指示でございますので、私とすれば市町村長は災害対策基本法60条によって避難をしなさいよじゃない。避難しろと。避難を指示しかありませんので、相当決断力を持って調査をして、決断していかなければならんと、こう思っております。そういう意味で、雨につきましてはそういう形でほかのところに避難する指示をすると、こういうことかと思われまます。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 多少なりにでもそういう予定を持っていただければ私としては少し助かります。だけれども、この基本的なものの作成といいますか、設計といいますか、地中熱を利用しているシステムですよね。ずっと前からそういう計画ですけれども、地中熱というのは、さっきの水害じゃないけれども、それほどのかい水害じゃなくても、水というのは下に絶対潜っちゃいますよね。そうすれば、その設備というのは使えなくなるんじゃないですか。使えなくなったら、また機能が発揮できない会館になるおそれがあると私は素人ながら思うんですけれども、その辺はどんな考えでいますか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 松本議員のご質問にお答えします。

ちょっと勉強不足で大変申し訳ないんですが、地中熱の設備があって、そこを浸水した場合どうなるのかというところで、想像ですけれども、水が入らないような設備がついているかと思うんですが、ただ、いろんな要素がありますので、そういうところの対応についてはまたちょっと調べさせていただいて、お答えさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 今壊し始めていて、事業は始まっていますよね。今考えるんじゃないか。私は何かといえば、やっぱり地中熱とか意外とはやりになるかもしれないエネルギーなのかもしれないですけれども、今回のこの場所的な問題というのは、やっぱりいろいろなもの、立地条件というのがあると思うんですよ。ですから、今からでも修正が

利くのであれば、地中熱を利用することはやめて、全て地上に出してやる。あと、太陽光はありましたよね。太陽光は全然平気だと思いますけれども、地中熱だけがちょっと私、頭に引っかかると思って質問したんですが、これはこれから調べるんじゃないくて、そもそもこの設計をちょっと外したほうが私は無難かと思えます。その辺もう一度お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 大変すみません、先ほどちょっと言い方があれだったんですが、水に対する対応がされているかどうかちょっと確認させていただいてよろしいですか。ちょっと私の今勉強不足で申し訳ないんですが、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） それでは、その辺はそういうことでね。

ただ、もしちょっと不安材料があるなと思えば、やっぱり安全を期するために違う手法でそのエネルギーを確保するというののほうが私は選択するのに当たりまして、そういう選択のほうがよいことかなと思えます。

あと、婦恋会館全体の予算的なものでこの前伺ったわけですがけれども、令和5年の当初の予算ベースだと19億4,000万円ですよ。それがいろいろな状態で、ちょっと予算がオーバーしている。全部合わせれば25億円ぐらいというような試算がこの前出されましたよね。そうすると、やっぱりざっと見ても5億6,000万円は確実に上がるわけですよ。ひょっとすればこれ以上に上がる可能性もなきにしもあらずだと思います。ですから、この予算の中で動いているわけですから、いろいろな条件があって物価高騰しているわけだから、それはアップしてしょうがないとは思いますが、その辺を何かを節約する方法だとして方法としては大事なことだと思いますね。ですから、25億円あるいはトータル28億円、30億円近くもしなつた場合、今度は本当に役場庁舎を造ろうなんていうレベルじゃないですよ。そんなに婦恋は金あるわけじゃないんですから、人口もこれから6,000人ぐらいになるというような想定でいなくちゃならない。ですから、できる限りまだ事業に入っていないから、その辺の見積りというのはどうにかなるものがもしあればどうにかして、たとえ100万円でも1,000万円でも安いコストで造り上げるという方法が私は一番得策だとは思いますが、その辺はどうでしょう。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 松本議員のご質問にお答えします。

今回実施設計で単価の入替えだとか新しい見積りを徴取して積算を進めてきました。設計を組むに当たって、いろいろな部材の仕様等があるんですが、そういうのもなるべく安いものを選んだりとか、ちょっと仕様の関係を少し調整させていただいたりとかしてきた結果、ちょっと今回非常に金額が上がった状態になってしまって大変申し訳ないんですが、なるべくこの施設ができれば、長期間使っていかなきゃならない施設でありますので、しっかりした施設をつくっていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） ちなみに西部小学校の体育館があるよね。西部学校の体育館の建設費用と、あと校舎の建設費用というのは幾らぐらいでしたっけね。ざっくりでいいですけども。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 松本議員のご質問のお答えします。

ちょっとざっくりで大変申し訳ないんですけども、十四、五億円ぐらいだったんじゃないかなと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 私も体育館が10億円はしない。7億円かな。6億円か8億円か、そこあたり、校舎も10億円しなかったんじゃないのかなぐらいの感覚で、トータルすれば15億円前後かなというように私は認識があるんですけども、そのくらいで初めてバランスといますか、バランス的に小学校の全てと同じ価格だとしても、私はちょっと見えを張り過ぎなんじゃないかと思います。だから、それはぜいたく的なものが建てられれば、それはそれにこしたことはないんですけども、いろいろな維持費とか、そういうのはかかるわけですよ。じゃ、その話のついでですけども、維持費というのは今までの婦恋会館、年間どのくらいであるか、また今度新しくできるものは年間どのくらいを想定しているのかちょっとお教えいただきたいです。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 松本議員のご質問にお答えします。

今までの婦恋会館の維持費が大体二、三百万円ぐらいだとは思いますが。今度は新婦恋会館

については、以前議会でもお答えさせていただいたんですが、1,800万円ぐらいはかかるんじゃないかというふうに言われております。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 三六、十八、ざっと6倍だよ。それはそれでそれだけの効力があって、予算的な余裕があれば、それはいいと思いますけれども、まずその建物、箱物というのは1回どうにか工面すれば、それはできますよ。できるんだけれども、それも最低25億円、その維持費が概略1,800万円。1,800万円という、10年間で1億8,000万円、10年後って孀恋の人口が物すごく目減りする何か予定立てて、予定と言ったら変だけれども、そんなあれがありましたよね。だから、そうなると、やっぱり負担というのは大きくなると思うんですよ。だから、その辺もなるべくコスト削減に努めなければ、これからの公共施設を新しくするとか、そういう事業というのは絶対成り立たなくなると思いますね。ですから、この辺をもう少しまだ入札とかしてないわけですから、少し吟味していただきたいと私は思いますけれども、村長はいかがでしょう。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現孀恋会館につきましては、実施設計も終わっております。また、入札審査会も終わったんだ。もう入札する段階に入っています。手続は進んでおると思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） 何の事業でも施主があるわけですよ。注文する人。これを注文する人は村なわけですよ。注文する人の変更が利かないような状態で突っ走っていいんでしょうかね。ある程度できる限りのことはやりましたというようなことがないと、これ、みんなさんなり25億円ですよ。いや、結局30億円かかりましたね。みんな首振れますかね。それが私、すごく疑問です。ですから、できる限りの皆さん努力をしなくちゃいけないと思いますよ。その辺どうでしょう。

○議長（佐藤鈴江君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 滝沢勇司君登壇〕

○教育委員会事務局長（滝沢勇司君） 松本議員のご質問にお答えします。

事業費については、なるべく縮減ができるものはするという形で職員が代わってできるものはしたりとかする中で縮減に努めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） ぜひそういう方向で、そういう頭で考えていただきたいと思います。

それと、あと村長、よく過疎債、過疎債で言っていたわけですが、このやつを見ると、過疎債は過疎債であるんですが、対象が12億4,000万円ですよね。事業費が25億円のうちの12億4,000万円がその7割交付金、そのうちの7割が交付される。その金は8億6,800万円というようなことですが、これは全体の事業費の約3割ですよね。だから、幾ら過疎債、過疎債と言っても3割、あとは自腹。残りの7割はやっぱり自腹なんです。ですから、この補助金は大事ですよ。それはもちろん何度も補助金を相手にする事業というのはすごくそれを中心にやっていかなきゃいけないと思うんですけども、補助金を使いたいというタイミングが遅過ぎると思うんですよ。これだけ過疎債が8億何がしの金を使いたかったら、もっと前、あと1年前、2年前から計画ができていたわけなんですけれども、ちょっと慌てちゃいましたよね、村長。その辺ちょっと伺いたいんですが、どうして急にこういうことで過疎債を主張し始めたのか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 地方自治体におきまして最も有利な起債は過疎債であります。ただし、辺地債は返済のほう若干有利なところもありますが、辺地債の場合は全村的な適用ができないということもございますので、一般的な範囲で都道府県あるいは市と村で財政担当からすれば最も有利な起債は過疎債であると、こういう認識でおると思います。ただ、特別な減債・防災で消防関係とか、減債の場合の起債が特別に認められる場合は8割補填という事業も安心・安全のためということでございます。いずれにしろ、通常の業務を行う、事業を行うについては過疎債が最も有利であるということでもあります。

松本議員ご存じのとおり、孺恋村は人口要件を満たしたということで、昭和35年から平成23年までの人口比率ということで変更されまして、孺恋村は過疎債の要件を満たさんという話になりました。したがって、過疎債は今後使えなくなりますよ。ただ、移行期間のあと5年ですか、正味5年につきましては過疎債を認めますよということで制限があるというわけでございます。

そこで、議会にも何回も説明してまいりましたが、最も当面する重要課題である孺恋会館の建て替えについては、全額過疎債を投入するというので、当時12億4,000万円、これが使えるであろうということもございますので、それを使わせてもらうということでもあります。

事業費ベースで12億4000万円でございますが、松本議員、先ほどご質問していただきましたとおりでございます、7割は補填されるということでございますので、8億円は国から補填されるということでございます。一番有利な起債を一番重要な当面する課題に対して全額充てますと。ほかでは使いませんということで集中投資をしたということでもあります。

ただし、松本議員ご指摘のとおり、これから公共施設再編するには本当にお金がございます。やっぱり来年度予算編成につきましても今から言っておりますが、やっぱり削るものは削ると。そして、しっかり財政規律を守ると。これをやらないと、またもとあったことのようなことになってはならないと思っております。公務員の職員の給料10%カットを何年もするようであれば、これはまずいということでもあります。そういうことのないように、これから公共施設再編については計画もできておりますけれども、相当厳しく財政規律を守って、しっかりとためるものはためて、種銭をためて、そして計画的に中長期的な観点に立った公共施設再編事業をしていく必要があると思っております。

ただし、有利な起債あるいは政府の補助金、公共施設再編しなさいよと言ったとき使えば、役場の建て替えでも補助金がもらえましたが、もうもらえなくなりました。期限が終わりました。そういう意味で、有利な起債とかこういうものについては、やはりしっかりと国の制度を活用するというのも当然必要だと思いますので、いずれにいたしましても、大きなお金がかかる、なおかつ中長期にわたってということでございます。相当財政規律を厳しくして取り組んでいく必要があると思っておりますので、しっかりと我々もそうするつもりでございますが、議会の議員の皆さん、また村民の皆様にもご理解をいただきながら進めてまいりたい、こう思っています。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） それでは、先ほど教育委員会の事務局長からありましたように、これからの削減するものは削減するような方向を考えたい、方向で進みたい、その言葉を私は信じて、この問題は終了します。

次の鎌原観音堂ですね。鎌原観音堂の開発事業というのは、先ほどの回答だと看板設置をする。それで取りあえず終了かなというようなことが言われましたけれども、私としてみれば、鎌原観音堂の整備というのは、本当に箱物整備はこれで終了でいいですよ。箱物じゃなくて、内面の鎌原観音堂をどうするかというこの内面というのがこれからスタートだと思うんですよ。これからがね。それは私、向こうの資料館の会議のときでもいつも私は言っているんですけども、関館長が意外といい発案するから、関館長も好きなようにちょっと考え

てみてというようなことも言った次第です。そんなようなことでやっぱり鎌原観音堂というのは、一番は地元の奉仕会の皆さんですかね。鎌原から取りあえず前、天皇が子供の頃、50段の階段の発掘作業をしたわけです。それで、まだその階段というのは100段か150段あるのではないかと言われていたんですけども、50段までが発掘できた。その間に2人の遺体といますか、人骨といますか、そういうものも出土されました。それで、この570人中の93人が生き延びて、この93人が今の現在の鎌原を形づくった皆さんでございます。この当時の鎌原というのは意外とべつ甲のかんざしがおってたり、結構お金に裕福な場所といいですか、そんなようなところであったのではないかとというようなことも、その前の発掘事業のときに出されたような気がします。そういう浅間山の噴火の被害はもちろんなんですけれども、そのあたりの昔の江戸時代の暮らした的なものがこんな人たちのいる宿場町だったのか何だったのか、こういう町だった、村だった。そういう歴史的なものの勉強のできる本当の場所だと思います。

だから、よく俺、たまにどこかの小学校が野外勉強、何というの、そういう勉強をしに来ているとか、そういうのを聞いていますけれども、そういうものを教育長、どうですかね。私、この前、全協のとき館長にも言ったけれども、雑誌とか本にするのはいいんだけども、見て、外からの映像とか動画とか、そういうものでちょっとまとめて、資料館に何とか勉強とかで来たような子供たちにそういうものを見せて、この場所はこうだったんだよというようなことを教えてから、この中を案内するとか、観音堂の辺りを案内するとか、そういうような子供の教育のためにちょっとその辺を考えるとというような考えはどうでしょうね。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 松本議員のご質問にお答えいたします。

資料館を中心とする埋蔵文化財もそうですが、ああいった資料ですかね、そういったものの重要さと、それから、今後それらが学習はもちろんですけども、広く世間に知らしめていける、そういうふうなものになるというふうには思っています。

以前から議員がおっしゃっているように、階段の見える化なんていうのももちろん1つの目指す姿を追っているわけなんですけども、そういったものも全部含めて、今おっしゃったように、学習はもちろんですけども、いろいろそこに歴史とかそういったところで興味のある方々に発信するためには、やっぱり学習資料とか、あるいは実際のものはもちろんなんですけども、資料だけでなくガイドとか、そういった目に見える形の冊子を含めた、目に見

えるものを整備していくということはとても大切ななと思っています。ただ、何でもかんでもということになると、なかなか取り留めがなく、ただ単に資料で終わっちゃうというふうな可能性もありますので、やはりそこについても何を目的に、それは何のために使うのかというようなことをしっかりと計画立ててつくっていくということが必要になるかなというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） それは今、教育長が言いましたように、教育長にお任せします。とにかく孺恋の子供たちでさえその鎌原観音堂を知っているのかな、どうなのかな、ちょっと分かりづらいですね。せめて小学生、中学生、義務教育の皆さんは鎌原観音堂ってこんなだよ、ああなんだよ。ほかの学校の生徒に説明できるぐらいの知識というか、郷土の歴史というか、そういう教育というのもひとつ必要だと思いますんで、教育長、早めにぜひとも計画していただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長、答弁は。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） 松本議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃったとおりなんです、私たちが求めているというか、今考えているのは、今座間味村とか、あるいは千代田区との交流があるわけなんです、そういうところの交流で孺恋の子供たちがそれに対してガイドをしてあげると。あるいは学習の中心になってあげるというようなことを以前から考えています。そのためにはこの鎌原観音堂をどんなふうな形で、歴史も含めてなんです、生活、そういったものを含めて、まず地元の子供たちが学習して、しっかりと学んでいくということが前提になるというふうに思っていますので、交流をするためというんじゃなくて、孺恋の子供であればという、そういう視点から少し深めていければいいなというふうに思います。そのためにはジオガイドさんの力もお借りしなくちゃいけないし、いろいろな地域の方々に協力していただくということも出てくるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） ぜひとも子供の教育的なものは教育長にお任せしますので、そういうような方向で進んでいただければと思います。



あと、この鎌原観音堂の最初に言いましたけれども、やはり鎌原に残された皆さんがつくった鎌原なわけですね。その奉仕会と言うんですかね、昔からある。その皆さんの声を聞いたり、話を聞いたり、それがやっぱり我々の言うことよりは奉仕会の皆さんの言うことのほうが理にかなった昔からのことなわけですから、そういう皆さんのこのグループを村でちょっと利用すると言ったら失礼だけれども、どっちが利用してもいいんだけれども、奉仕会が村を利用していいんですよ。とにかくそういうこの地元の皆さんもこうやって和讃したり、何だんごでしたっけね、何かそういうことの行事があるんだとか、そういうようなこともあの場所で、この鎌原村の行事的なものもその場所で行ってもらいたいと私は思いますけれども、ちょっと時間少ないけれども、教育長、簡単に答えられますか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） すみません、もう一度お願いします。すみません、ちょっと。

○議長（佐藤鈴江君） 奉仕会等の活動を活用するということについてどう思うかと。

○9番（松本 幸君） 特に地元のね。

○教育長（地田功一君） 大変失礼いたしました。そういった地元の方々の活用というか、先ほどもお話ししましたように、力を借りるということはとてもいいことですし、ほかの本とかそういったものから吸収するものと違って、身近なそういった存在のところから吸収するということはとてもいいことだと思います。実際に事業なんかにおいても、先ほども言いましたように、ジオカイドさんをはじめ、そういう奉仕会の方々といろいろな形で外部指導者という形でお願いしている部分もたくさんあります。それを積極的に地域学習あるいは婦学学というような、そういった観点から取り組んでいければいいかなというふうに思います。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） ぜひともそういうことでよろしくお願いします。

あと、万座鹿沢口駅前の開発なんですけれども、これは昔からスクールバスだの、観光客だ、どうのこうのこのそういう施策なわけなんですけれども、これもちょっと今のところ村長言ったけれども、予定なし状態でおりますけれども、今後万座鹿沢口の活性化に伴っていろいろなことができたなら、あそこはいつでも使えますよというような頭を持っていればと思います。

それと、あと地域振興のことをごろごろとあるんですが、特にスマートシティですか、スマートシティというのは、俺は最初の頃から意外と面白くていいななんて思って賛成してい

たんですけれども、できればなるべくペーパーレス、この議会のこういうのと同じような感覚を持って、今携帯などほとんど持っていますよね。携帯をほとんど持っているんだから、取りあえず年寄りとか使えない人、そういうのは別として、まずそういうもので実行してみ、やってみて、それで反響を見て、またどうしても俺、こんなもの使えなくて駄目だよというような人はまたその人で対応するとか、取りあえずこのスマートシティ、この携帯を利用していろいろなペーパーレス、配り物とかのそういうものを減らしていく、そんなの考えというのを持ってもらいたいんだけど、課長どうですか、未来創造課長。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 熊川明弘君登壇〕

○未来創造課長（熊川明弘君） 松本幸議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、2、3、4年度とスマートシティは総務省から補助金をもらって整備したわけですが、この補助金の中にもK P Iという目標とする数値がございます。多くのコンテンツをこのスマートシティの中に入れて活用していきたいと思っておりますので、議員おっしゃるとおり、今後も住民に周知ができるような、そのようなシステムづくりをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 9番、松本幸議員。

○9番（松本 幸君） ありがとうございます。

あともう一つ、いろいろな村では会議がありますよね、各種団体の会議とか。そういうときに各課長さんがいろいろな司会役で進行すると思うんですけれども、いつでも伝達事項だけでなく、その他という件がありますよ、いつもね。その件でざっくばらんな話を拾い上げて、そこで地域振興のために皆さん何をやれば喜ぶとか、ごく自然な会話的なその他の件でいろいろな情報とかアイデアとか拾っていただければと思います。これは要望でございます。

時間も参りました。終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で9番、松本幸議員の一般質問を終わります。

---

◇ 大久保 守 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、11番、大久保守議員の一般質問を許可します。

大久保守議員。

〔11番 大久保 守君登壇〕

○11番（大久保 守君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、何点かについて一般質問をいたします。

まず最初に、ポンペイ市訪問・交流会についてであります。これは昨日の議会で当局取下げというようなことで決着がついておるわけですが、今後の観点から質問させていただきます。

孀恋村では昨年の7月4日にイタリア、ポンペイ市へ出向き、友好都市協定を村長が結んでまいりました。そのときの話では、ポンペイ市の方が今年の夏頃訪問なされるとの報告であり、いずれは村も訪問しなくてはならないとの話も聞いておりましたが、今回の企画はあまりにも唐突ではないでしょうか。11月初旬に回覧版で1枚紙を回し、11月15日に全戸に配布される孀恋広報できちんとした形で村民の方々に広報をいたしたわけです。その内容は、募集人員は15名、1名の参加費が55万円かかり、そのうち1名分20万円を村が補助負担するというものです。そして応募資格は孀恋村に住民登録のある方という要件でありました。

過去に孀恋村では、村民海外研修を何度か実施しております。そのときの募集要項では、日本国籍であること、25歳以上50歳までの方、孀恋村に居住し、将来とも永住予定の方、派遣後に地域づくりの指導的役割を果たせられると認められる方、公的経費によって海外渡航のない方となっております。募集されるという方の意気込みを拝見して派遣をしていたと思います。そして帰国後は、研修の成果を村民の前で発表していただき、このようにある程度の内容をきちんとした明記をし、募集することがよいと思いますが、どうでしょうか。なぜ募集要項が住民登録のある方だけでしたのかお尋ねいたします。

また、今後の予算処置において、令和5年度の当初予算で300万円の予算を組んでおりましたので、住民の方は旅費は賄えるんですが、上層部の方の旅費の取扱いについて今回私は納得いきません。村長、議長、孀恋村国際交流会会長、担当課長、そして職員1名、それから通訳として観光大使1名分の費用は公費で出費するというようなことであります。この方たちが公費で行くとしたならば、当初予算に組み、議会の了解、議決を得ておくべきであります。もともと組んでないということは、この交流事業は村民で実行し、上層部の方々はそもそも予定していなかったのではないかとということでしょうか。

そこで、今まで述べたことを踏まえて質問いたします。

まず第1に、短期間に55万円の実質では35万円ですが、半月間の間で支出を決めることの判断は難しいものだと私はと思いますが、この企画を村民に広報する前に、言葉は悪いのですが、一本釣りで行く方を頼んでおられたのではないかと感じてしまいますが、広報前に誘いの声をかけたのかどうかお尋ねいたします。

第2に、募集要項は住民登録のある方のみで、募集の内容、要項は前段で述べたようにいろいろつけるべきではなかったのかと感じますが、住民登録だけであるのならば、極端な話、キャベツ農家に来られている外国の方もたしか村に居住なされる方は住民登録をしておられると思いますが、行きたいとなるとお金の準備さえできれば参加できるということになりますが、どうでしょうか。なぜ住民登録している方だけの募集条件だったのかお尋ねします。

第3に、3月の当初予算で300万円の予算の確保をしているわけでありますから、事業そのものに別段何を言うわけではありませんが、よいと思います。上層部の方々の指導的役割を果たせると認められた方の全額公費により行くのは、村民の方々から参加費を徴収しておいて、自分たちは公費で行くということは賛成できません。先ほども述べたように、当初予算で予算を組んでいないのに、この12月の議会での補正予算を組み、翌月には実行するという事を考えれば、上層部の方々が行かなくてもよいのではないのでしょうか。住民交流であるならば、団長を選出して、その方に村民の書簡を持って行っていただいてもよろしいのではないかと思います。約300万円弱とはありますが、村の出費は約900万円であります。村民は35万円の実質支払いを公務の名の下、村長以下、上層部の方は全て公費を出していただくのは村民感情が許さないと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

4番目として、公務の内容で、旅行の中で1月29日の午後にボンペイ市表敬訪問となっております。1月28日から2月3日の間で、公務らしきものはその半日のような気がいたしますが、これでよろしいのでしょうか、これもお尋ねいたします。

5番目として、交流の内容で、ナポリ国立考古博物館でレプリカの依頼とありますが、説明では無料で製作していただけるとのことでしたが、そのとおりでしょうか。また、レプリカの基本となるものの選択について、私は嬬恋村資料館の関館長を随行させ、現地で館長の意見を取り上げたほうがよいと思いますが、どうお考えでしょうか、お尋ねします。

大きな2番として、嬬恋村商工研修センターについてであります。

これもすったもんだした上でようやく嬬恋村商工研修センターの建設が始まりました。今回嬬恋村商工会より負担つきによる寄附金の行為が議会に諮られました。これは条件を村当

局、議会が承認しなければ受領できないものであります。今回の条件として、孀恋村商工研修センターの一部または全部を孀恋村商工会が必要とする期間まで貸付けをするというものであります。この条件の下では何ら問題はなく、商工会の寄附1,000万円の金額は受納できるものであります。問題は会館の使用料であります。寄附行為の書面では賃貸料に関して別途協議とありますが、商工会自体は営利を求めてはならない団体であります。あまりの金額提示では会として窮地に立たされてしまいます。この件に関しても当局はどのようなお考えであるのかお尋ねします。

明快なる答弁を求めて壇上を降りさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ポンペイの関係でございますが、ポイントを絞りまして、第1点目から第5点目までということで、適宜な質問をしていただきました。ありがとうございました。お答えをさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、広報前に住民にお誘いは来てございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

第2点目、キャベツ農家に来ている外国の方については、孀恋村で住民登録をし、技能実習生として実習をしていただいておりますので、制約がございます。技能実習生は1年目につきましては、海外への渡航は認められておりませんし、2年目でも母国への一時帰国は認められますが、実習中の第三国への渡航はビザが下りないとのことですので、採用はできません。

第3点目のご質問でございますが、当初予算では住民参加者と同じように負担して実施する予定でしたが、内容的に住民を伴っての交流事業で休暇を取得しての動向はよくないと県より指導を受けましたので、公費での補正予算案とさせていただきます。

4点目でございますが、ポンペイ市役所への訪問は、市役所との話合いで29日の午後を予定しておりますが、ナポリ国立考古学博物館長との会談、レプリカの依頼を29日の午前、30日はポンペイ遺跡ガイドとの交流及びポンペイ特産物製造者との交流、またローマでの仲介者との今後に向けての意見交換会につきましては公務との認識であります。

5点目、レプリカの作製につきましては、ナポリ国立考古学博物館長より以前連絡があり

まして、輸送費をお支払いしていただけるのであるならば、作製費用につきましては博物館のほうで負担していただけるとのことでございます。資料館の館長の動向につきましては、以前より3月までに、本来業務であります発掘調査のまとめと地域計画の作成があり、多忙であるとの認識でございましたので、声がけはしておりませんでした。

第2点目の商工会館使用料の考え方についてのお尋ねがございました。

現在婦恋村商工研修センターという名称で建設が進められております。完成後の使用料につきましては、婦恋村商工会と協議中ではありますが、双方ともに来年度予算に盛り込む必要があることから、近いうちに決定したいと考えております。単価を決めるについての基本的な考え方につきましては、総務課長より後ほど補足をさせていただきます。

商工会は営利企業でないので、配慮が必要ではないかのご意見をいただきましたが、現在建設中の建物は本村の商工振興を第一の目的としておりまして、また、会議室や駐車場などは一般村民も利用できるようにすることを考えておりますので、公共性の高い施設を商工会に管理していただくこととなります部分もありますので、総合的に考えて使用料を決めたいと考えております。ご理解のほどをお願いいたします。

以上、私からの大久保守議員に対するお答えとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） それでは、私のほうから大久保議員の2点目の商工会館使用料の基本的な考え方ということでお答えさせていただきます。

まず、全体工事費からご寄附いただいた額を差し引いて、村が負担する一般財源の額を算出いたします。その額を償却期間あるいは商工会が使用すると見込まれる期間で割り返しまして、1年当たりの額を算出いたします。その額に商工会が使用する面積と建物全体の面積から占有率を求めまして、先ほどの1年当たりの額に占有率を乗じまして、年間使用料を算出する方法で考えております。具体的に幾らという数字はまだ合意になってはおりませんが、先ほど村長が申しましたように、総合的に判断をして価格を決めていきたいというふうに思っております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 答弁ありがとうございました。

まず、ポンペイのほうなんですけれども、まず1番として、言葉は悪いなんですけれども、一本釣りしたのじゃないかというような話なんですけれども、ちょっとちまたの話では、もうこれが広報が回る前にどうですかと言われた方がいるというような話をちょっと聞いたものですから話をさせてもらったんですけれども、我々もそうなんですけれども、半月で実質35万円の旅費を出して私、行きますというのはなかなか難しいんじゃないかなと思うんですね。ましてや話によりますと、今回の参加なされる中で、親族とかご夫婦の方がいるというような話を聞いたんですが、どうなんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの大久保議員の質問にお答えします。

親族ということで、夫婦が1組、親子が1組いらっしゃいます。ただ、これも申込みは時間差です。一緒に親子でとか一緒に夫婦で申し込んだのではなく、申込み締切りにまだ空いているようならばということで、その2組とも申込みされました。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 時間差でしたというか、やっぱりイタリアまで行って55万円かかるものを35万円で行けるというのは確かに安いんだと思うんですね。ですから、条件的には村に住民登録を置いてある方というようなことだけだとこのような状態が生まれてしまうのかなと。言われなくてもいいことを言われてしまうというような感じがします。

実際に同僚議員も言っていたんですけれども、村では旅費の条例があるんですけれども、今回はその旅行の行程を見ていると、確かに食事は3食ついているし、移動も全部入っていますし、条例なんかを見ると、食事なんかは夜1回しか見てないような、そういうような条文なんですけれども、海外ですから、これは村長がいいよと言えどどうにでもなるらしいんですけれども、そういうような状態の中で、3食つきの旅行というのは、前は去年行っているんで何とも言えないんですが、でも、去年はきちんとした目的の中で村長がきちんと友好のサインをして帰ってきて、それを3日ぐらいで行って帰ってくるわけですから、それは本当に公務かなという気はするんですけれども、今回は例えばパスタ工場を見るとか、トマト栽培も見てくるとかという話があるんですけれども、それが失礼ですけれども、パスタ工場を見て孀恋はどうなんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまのご質問ですが、パスタ工場というか、パスタの工場も見ますが、パスタ製造者ですとか販売者との交流を予定しております、その辺も話ができるわけですが、今後観光の委員会でも述べさせていただいたように、この交流の内容であります双方の特産品の紹介を行ったり、販売するという目的がありまして、そんな中で今回行く予定でございましたパスタの製造会社と交流しまして、その後、孺恋村でポンペイコーナーをつくって販売なり紹介していけるようなことを進めたいということで、このような内容となりました。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） パスタは孺恋で紹介して売るといのはどうなのかなという気はするんですけども、トマト栽培なんて逆に言えば孺恋のほうかうまいトマトができていような気はするんですけども、その行程表から見ても、要はきちんとした視察をしてくるというような話なんですけれども、それはそれでいいんでしょうけれども、考古博物館の視察、視察は視察と言えるし、単なる旅行ですと言えば旅行になっちゃうし、今村長が言ったとおり、レプリカもその輸送料を払っていただければ作りますよというような話で、その輸送料というのは大きさにもよるんでしょうけれども、どのくらいかかるものなんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの質問ですが、輸送料についてははっきりした金額が分かりませんが、飛行機で運ぶのか、船で1か月とか数か月かけて運ぶのでは大分値段も違うと思いますが、10万円の単位ではかかると思います。

以上です。

○村長（熊川 栄君） 関連でいいですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） レプリカの話が出ましたので、若干補足させていただきます。

今から11年前、仮調印をしたときに、ポンペイ市なんです、ナポリ県の人口が600万、ポンペイ市の人口が2万2,000であります。ナポリ県の中にポンペイはありますよというこ



とで、国立考古博物館を見学させていただきました。実は以前から、10年前から国立の博物館からロサンゼルス美術館にレプリカを送ったという話がありまして、それならもうぜひともレプリカで作っていただけるのであれば、我が村も欲しいねという話をさせてもらって、10年前からも話ししておりましたが、昨年行ったときもそのレプリカの話をしていただきました。幾らぐらいご指導いただけるものでしょうかという話をさせていただきましたところ、館長さんが大変な熱意を持っていただきまして、日本のご理解もいただいているよということもございましたりして、好意を持って日本に1点いいでしょうというお話をいただいたという経緯がございますので、ちょっと1点だけ申し添えておきたいと思っています。

できればぜひともベスビオ火山で埋まったポンペイの1つのレプリカを作製していただいて、日本、孺恋村にそれが飾れば後世にも象徴的なシンボルとして残るものなのかなと、こんな気がしております。若干ですが、補足させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 確かに今資料館では1つレプリカ、たしか私が議長の時、あれを頂いたんですけども。いいものを頂いたなと今も思っておりますが、新しいものを作ってください。先ほども話したとおり、その選定と言うんですかね。どんなものを作っていたらいいのかというのが、関館長のようなやっぱり専門家が行って、こういうものがないんじゃないか、ああいうものがないんじゃないかというのを話ができないとどうなのかなと思うんですけども、それはどなたが交渉するんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 向こうの展示物一覧表もあると思われまして、頂いておる厚い資料もございます。関館長を中心に、関館長自身も発掘で行っておる方でございますから、十分意見を尊重し、どういうものかについては絞ってまいりたい、こう思っています。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 本とかそういうので分かるんでしょうけれども、先ほどの村長の答弁ですと、関館長には声はかけなかったと。確かに今忙しい時期なのかもしれませんけれども、それでも資料館の館長ですから、声の一つぐらい何でかけなかったんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

〔交流推進課長 宮崎 貴君登壇〕

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの質問ですが、忙しいのはもう承知していますし、声をかけても断られるというのも分かっておりましたので、そんなまた行くような話は、お誘いするという意味ではなくて話はしていただきましたので、現状の業務で難しいということで、今回特別に声をかけるということはありませんでした。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 確かに忙しいのは分かるんで、声がけはしなかったと。それはいいんでしょうけれども、義理として声の一つぐらいかけるのが、あそこに一緒に鎌原観音堂の周辺でやっている人の中では声の一つぐらいかけていただければよかったのかなと私は思うんですけども、声はかけなかったというような話で、何かちょっと寂しいような話だなと思います。

あとは、その行程を見ても、ナポリ県へ行っているのが2日だけですかね。あとはみんなローマですか。ローマで視察をしているというような話なんです。村長は全てが公務だという話ですけども、1つは、これを取り下げる、取り下げないというような話の中で、やはりすぐお金を出して行ける方もいれば、行きたくても行けない方がいるという中で、公費を使っていくと。休暇を取って行くのは、その件は駄目だというような話で、公務で行けというような指示があったと言うんですけども、そこら辺をちょっと詳しく説明願えますか。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまのご質問ですけども、当初予算のときには、住民と同じように職員も、我々も、私が行くとは決まったわけではないんですが、心情的に住民と同じように20万円を公費で負担していただいて、あとは実費で行くというような当初予算の組み方でありました。その後、この計画を立てる中で県のほうに問合せを総務課のほうからしていただきまして、こういう村で実施する事業ですとか、あと住民を連れての事業、事故のあったときのこと、全体的に内容を全て説明しまして、回答いただいたところ、これは公務であり、休暇ですとか、自分で出して行くものには当たらないのでということで、今回の補正予算で上げさせていただいたという流れとなっております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 村の職員がついて行くのであるならば、休暇を取って自分で行く

というのは駄目だと。責任を持って随行しろというような話なんでしょうけれども、今、課長が言うには、当初予算で職員の分も入っていたというような話なんですけれども、予算書を見ると僅かですよ。だから、村長、議長、会長、あと課長、職員が2人だったんですね、当初は。そこに大使だから、7人分が入るわけですよ、実際には。7人分で例えば30万円としたってえらい金額になるわけなんですけれども、雑収から来れば650万円ぐらいしかなかったんじゃないですか。あとほかに組んでいるところはなかったですよ。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの質問ですけれども、当初予算ですと300万円を住民の補助というか、1人20万円の15人の300万円と、あと旅費としまして、特別職1人20万円、あと職員2人、20万円掛ける2の以上のものと、あと交流の経費として200万円組んでありました。それと、今回補正となったことにつきましては、先ほど申し上げた特別職職員の差額と、あと国際交流協会ができたことから、協会長にも行っていただきたいと。そんな話の中で議会からも相手方の市長、議長、儀典長等出ていただけるということで、議員さんもということで、今回議長の分ということで補正に上げさせていただいております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） いやいや、課長は当初入れたと言ったでしょう、説明のとき。当初入れてありましたと言うんだから、補正で組む必要はなかったわけだよ、本当は。当初入れたと言うんだからさ。最初説明したときにそう言ったよね、当初組んでいたと。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの質問ですが、当初予算で住民の300万円、20万円の15名分は組んでおりました。

○11番（大久保 守君） それだけでしょう。

○交流推進課長（宮崎 貴君） それと、当初予算で特別職の20万円と職員2名分の20万円掛ける2名分は組んでありました。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 少なくとも1人30万円するということで、旅費が55万円と分かっていたのが何で20万円しか組まなかったんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの質問ですけれども、20万円というのは何度か当初予算のときも説明させていただいていますが、総トータルで60万円はかかるのではないかと、いうことの3分の1補助を考えて、住民1人20万円、職員も20万円という3分の1ということをめどに20万円という数字にさせていただきました。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） そうすると、20万円で40万円ということは2人しか見てないという話ですよ。それがばたばた増えてきたと。増える必要があったんですかね。私が思うには、質問の中であったんでしょうけれども、一般の方の交流であれば、誰か団長をつくって、村長の書簡を持って市長なり何なりに会って帰ってくるのも一つの手じゃなかったのかと思うし、20万円ぐらいで見ているんだったら、2人しか行けないような話であれば、職員が2人ついていけば、それでおしまいなんじゃないでしょうか、何でこうばたばた増えていったんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの質問ですが、先ほども申し上げたように、国際交流協会ができて、国際交流協会長にもぜひ同行していただきたいと。そこで、そんな中で先ほど申し上げたように、その中での話で議員の皆さんからも1人は行っていただくようなことにしていったほうが良いということになりまして、その分は補正で増えた分となります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 後づけでどんどん増えていったという話は分かるんですけれども、当初は見てなかったんだから、やっぱりそれは当初の考えがあったと思うんですよ。やっぱりその当初の考えでいけば、何ら補正もそんなにする必要がなくイケたんでしょうけれども、今後国際交流協会ができて、いろいろなところでその役割を果たしていただけるんでしょうけれども、今後その交流協会は、交流推進課が見て、事務所は置いてあるんですけれども、形態的にはそういうような形ですとずっといくんですか。事務所はずっと置きっ放し。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

[交流推進課長 宮崎 貴君登壇]

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまのご質問ですけれども、国際交流協会の事務局は現在交流推進課にありまして、私が事務局長をさせていただいております。それで、内容としますと、交流協会が今やっている主に1番は支援の委員会というか、支援ということで、日本語教室を交流センターで行っております。それと、今年4月、5月ですとか、今度はあさってにもあります国際交流会、これにつきましてはポンペイとの交流が始まってから、ポンペイとの交流の内容で、応募というか希望していただいたメンバーの方が1つの交流委員会というチームになっていまして、その方たちも交流センターでイベントをやるようなことをボランティアで参加いただいておりますので、今後も交流推進課で、交流センターでこの交流協会をやっていければいいかなとは考えます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 今の話ですと、事務局はずっと役場に置くというような話になると思うんですけれども、それはそれでよしとしなきゃならないんでしょうけれども、極端な話、民間の協会であるならば、その協会内で一まとめにするというのが一番正しい道なのかなと思うんですけれども、取りあえずできたばかりですから、村が事務局を置くというのはしようがないと思うんですが、今後やっぱり事務局はずっと村で面倒見てやるということになるんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 立ち上がりにつきましては経緯がありますので、大久保議員もご理解いただけたと思いますが、現状から見ると、交流推進課内に事務局をセットするというのが現状かと思っています。ただし、中長期で見れば、民間にも国際交流に対してご理解がある方も多々いらっしゃいます。また、人材も村内には多数いらっしゃると私は確信しておりますので、何とか民間のほうにお願いできるものは民間に、今の観光協会のような立場でしょうかね、の形が整えば将来的にはいいのかなと、こう思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 村長の答弁で分かりました。いずれはというようなこともあるんで、それはそういう形のほうがいいのかなと私は思うので、よろしく願いいたします。

もう14日、昨日で決着ついているので、あまりああだこうだ言ってもしょうがないので、とにかく一度は取り下げたということはまた来年度やるということなんでしょうけれども、来年度はきちんと今の行く方の人数で予算を取るのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

〔交流推進課長 宮崎 貴君登壇〕

○交流推進課長（宮崎 貴君） ただいまの質問ですけれども、ちょっと今後予算締切りまで協議しまして、来年度どうするか、今年予定しておりましたイタリアから来ていただくことの予算はまず取りたいと思います。それで、来年行くかどうかはちょっとこの後考えたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） そうですね、本当だったらポンペイの方が最初にこちらへ来て、その様子で孀恋が行くという話だったわけですから、来年度ポンペイさん、来ていただけることを願っておるんですけれども、基本的に交流していくというような話になれば、きちんとした中で予算組みするならば私は構わないのかなと思うんですけれども、またそれが人数が減ったり増えたりとか、募集の仕方がまたおかしいとかというような話になると、話は違うんですけれども、今回議会でああだこうだ、議員の皆様からああだこうだ、その意見をいただいたわけですから、その意見を踏襲して予算を組むのであれば私は構わないと思うんですけれども、そういう点はよく熟知していただいて、村長の考えでやっていただければいいかなと思うんですけれども、とにかく1つはポンペイの方がこっちへ来るかどうかにかかっているのも確かでありますので、そこら辺はきちんと計画していただければと思いますので、これについてはもう決着済みということで、これでおしまいにさせていただきます。

次に、商工会館のほうなんですけれども、今回先ほど述べたように商工会から1,000万円の寄附を頂いたわけでありまして。今現実的に借りていた金額というのはちょっと薄ら覚えなんですけど、47万円ぐらいでいいんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですが、47万円か48万円ぐらいだったかと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 今回の負担つきによる寄附金の行為ということで、これは寄附に対する条件つきで来るわけですから、今回の条件は商工会が使う限り貸してくれという条件なんで、これを議会もよしとして、村もよしとしたんで寄附を受けるということです。ですから、それはそれでいいんでしょうけれども、先ほど申したとおり、商工会というのは営利団体じゃないものですから、原則として商工会というのが営利を求めては駄目だというのがひとつあるんですね。それで、基本的な原則として営利を求めないということ、それから、特定の政党のために活動しない。それから、個人や団体のために営利を求めないというのが大原則で、その3原則を商工会は守らなきゃいけないんですけれども、そうすると、もうけるところがないというんですかね、お支払いする金額を求めるのは、今商工会、村からも補助金を頂いているわけですから、そういう中でしていくというような内容なんで、少なくとも割り返しなりの計算があるんでしょうけれども、今商工会で聞くと、今47万何がしなんですけれども、それ以上になると苦しいというような話も出ているんで、これはこっちの勝手な話なんですけれども、商工会さんからすれば、その47万円以上というようなものが出ないようにお願いしたいというような話もありますんで、そこら辺を酌んでいただいて、今指定管理なのかちょっと分からないんですけれども、形態的にはどんな形でする予定になっていますか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問にお答えします。

これはまずは公有財産という位置づけになりまして、公有財産というのは行政財産との普通財産に分かれるわけですから、その行政財産の中でまた2つに分かれまして、庁舎等の公用財産ですね。それから、公共用の財産として村民等が共同利用できるような施設というふうに2つに分かれます。今回の商工研修センターは公共用財産ということで、商工会が独占するんでなくて、一般村民、駐車場、会議室も使えるということで、ある程度公共的な施設という位置づけで商工会さんに管理をしていただくと。お貸しするという考え方でおります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） そうすると指定管理だとかそういうのではなくて、単純に貸し物ということになるんですかね。それとも貸付というわけでもないよね。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤幸光君登壇〕

○総務課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、通常指定管理という中では貸付けできないとかあるんですが、ただ、その中で行政財産の用途または目的を妨げない限度において、その使用の許可をすることができるということで、目的外使用許可という規定もございます。ちょっとまだ決定はしてないんですが、一応その辺を検討して、違反のないように進めたいと考えております。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） これから商工会と話をするというようなことなので、今申したとおり、営利を目的としない団体なものですから、それなりの考えを持っていただいて接していただくことを要望して、これで私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で11番、大久保守議員の一般質問を終わります。

---

#### ◎閉会中の継続審査申出について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議ありませんので、申出のとおり決定されました。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。大野克美さんからイスラエルによるパレスチナ自治区ガザ地区への攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書（案）についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。



ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり追加日程第1を議題とすることに決定いたしました。

---

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 追加日程第1、発議第1号 イスラエルによるパレスチナ自治区ガザ地区への攻撃中止と即時停戦への外交努力を日本政府に求める意見書（案）についてを議題といたします。

本案は会議規則第38条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

本案についてこれより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） これにて、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和5年第7回嬭恋村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時49分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議 長 佐藤 鈴江

署 名 議 員 大野 克美

署 名 議 員 黒岩 智未

令和五年 第七回〔十二月〕定例会

婦恋村議会議録

令和五年 第七回〔十二月〕定例会

婦恋村議会議録